

第3回資源管理方針に関する検討会 (カタクチイワシ瀬戸内海系群)

○西川資源管理推進官 会場の皆様、ウェブにて御参加の皆様、おはようございます。定刻の午前10時となりましたので、ただいまから、カタクチイワシ瀬戸内海系群の第3回資源管理方針に関する検討会、いわゆる、ステークホルダー会合を開催いたします。

私は本検討会の事務局を務めます、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所の西川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会場にも多くの方にお越しいただいておりますが、Webexを通じたウェブ参加の出席者の方もいらっしゃいます。技術的なトラブルが生じるかもしれませんが、精いっぱい対応しますので、スムーズな議事進行に御理解と御協力をいただければと思います。

この関係で会場の皆様にお願いがございます。御発言がウェブ参加者の方にも伝わるように、必ずマイクを通じての御発言をお願いいたします。また、ウェブで参加されている皆様には、事前にメールで留意事項をお知らせしているところですが、発言を希望される場合にはWebexの手を上げる機能、または、チャット機能を使って発言を希望することをお知らせください。順番にお名前をお呼びしますので、その後、御発言をお願いいたします。

会場の皆様に、この会場を利用する上で、3点ほどお願いがございます。

先ず1点目としまして、会場内での飲食は可能ですが、ごみはお持ち帰りをお願いいたします。

2点目に、当会議室を含め本庁舎内は禁煙となっており、本庁舎の建物の近隣にも喫煙のスペースはございません。あらかじめ御承知おきください。

3点目に、当庁舎内は、他にも会議室がございます。共有部での立ち話、携帯電話の御利用など、他のお客様の御迷惑になる行為は御遠慮ください。

なお、本会合の途中、お昼に昼食休憩として1時間程度、午後の会合途中に15分程度の休憩を入れたいと思っております。また、議論の進捗状況を踏まえて、必要な場合、随時、休憩を挟むこととさせていただきます。

それでは、会場の皆様のお手元の資料の確認を行います。

会場の皆様には、資料1の議事次第から資料4の漁獲シナリオ等の検討について。また、

参考資料１から３の計７種類の資料をお配りしております。不足等ございましたら、近くのスタッフの方までお申しつけください。

次に、本検討会の会議の議事録につきましては、後日、水産庁のホームページ上に掲載させていただくこととしておりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、報道関係者の皆様におかれましては、カメラ撮影は冒頭の水産庁挨拶までとさせていただきますので御了承ください。

それでは、主催者側の出席者を紹介させていただきます。

水産庁資源管理推進室長の永田でございます。

○永田資源管理推進室長 おはようございます、永田です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 同じく水産庁資源管理推進室、課長補佐の加納でございます。

○加納課長補佐 加納です。今日はよろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、所長の金子でございます。

○金子所長 金子です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 同じく水産庁瀬戸内海漁業調整事務所、資源課長の中村でございます。

○中村資源課長 中村です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 続きまして、水産研究・教育機構水産資源研究所水産資源研究センターから大島浮魚資源部長でございます。

○大島部長 大島です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 山下浮魚資源部、副部長でございます。

○山下副部長 山下です。よろしくお願いします。

○西川資源管理推進官 河野浮魚資源部、主幹研究員でございます。

○河野主幹研究員 河野です。よろしくお願いいたします。

○西川資源管理推進官 その他にも、御紹介は割愛させていただきますが、ウェブにて多くの御担当の方々に出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、瀬戸内海漁業調整事務所、所長の金子から一言、御挨拶を申し上げます。

○金子所長 皆さん、おはようございます。水産庁瀬戸内海漁業調整事務所長の金子でございます。本会合の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

初めに、本日はお忙しい中、また足元の悪い中で、皆様には本会合に御参加いただき、

誠にありがとうございます。特に、一部の県の方々におかれましては、漁期開始前にも拘わらず、対面又はオンラインによる参加をいただいております。先週末まで、関係府県への御説明や現地の浜回り説明会等を行っておりまして、このような会合開催のタイミングになりましたことについて御理解をいただければ幸いです。水産庁としては、新漁業法に基づく水産資源の新たな資源管理体制の導入に向けた取組を進めており、カタクチイワシ瀬戸内海系群についても、年間数万トン単位の漁獲量があることから、重要な水産資源の一つと位置づけております。当該資源につきましては、昨年5月に第1回、昨年の12月に第2回のステークホルダー会合を開催しまして、それらの会合において、資源評価や資源管理の在り方について、多くの御意見を頂戴したところでございます。

そのため、昨年12月の第2回会合終了後、関係府県庁、漁協、漁連、漁業関係者の皆さんの下にお伺いしまして、現地で直接意見交換を行い、カタクチイワシのTACの管理が関係府県内で、どのように運用されまして、各府県の漁業にどのような影響を与えるのかといった具体的なイメージを関係者の皆さんと共有できるように努めてまいりました。また、関係府県庁及び漁協の御担当者の皆さんにも御協力いただき、府県主催の現地の意見交換会や、浜回り説明会等を開催していただいたことについて、感謝申し上げる次第でございます。

今回の会合においては、昨年の12月に開催された第2回ステークホルダー会合や、その後の現地の意見交換等において、提示された課題及び御意見を整理した上で、これらの対応の方向に関して取りまとめた説明資料を作成しておりまして、後程、本説明資料を御説明するとともに、漁獲シナリオなどの具体的なTAC管理の内容について、共通の認識が得られるように議論を進めてまいりたいと考えております。

最後になりましたけども、本日の機会が有意義なものとなり、皆様の漁業経営が安定的に営まれ、瀬戸内海におけるカタクチイワシ漁業が、将来にわたり持続的に発展するための体制づくりの一助になるよう、また、関係者の皆さんの操業の安全を祈念いたしまして、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○西川資源管理推進官 それでは、報道関係者の皆様におかれましては、ここまででカメラ撮影を終了していただくよう、お願いいたします。

ここからの議論につきましては、進行役を設けることとしまして、金子所長にその役をお願いしたいと思います。

それでは、金子所長、よろしくお願いいたします。

○金子所長 はい。金子でございます。座って御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最初に、本検討会の進め方を御説明させていただきたいと思います。本日は水産庁から、資料3の「第2回ステークホルダー会合等で整理された課題及び対応の方向について」という資料の説明を行い、この後に、質疑応答の時間を設けさせていただきます。途中、適宜、昼食休憩を挟みながら、議論の流れを踏まえた上で、次に水産庁から資料4の「漁獲シナリオ等の検討について」の説明を行います。それで、引き続き、質疑応答、意見交換を行ってまいりたいと思います。

それでは、早速ですけれども、議事に入りたいと思います。

先ず、議事3の(1)ですね。はい。そっちに進みたいと思います。

最初に、水産庁から資料3、皆さんお手元の資料3をお持ちだと思いますけど、それを御覧ください。

それで、資料3については31ページと、ちょっと大部でありまして科学的な資源評価の部分もあるので、若干丁寧に私の方から御説明をさせていただきます。その関係上、時間を少し頂くことになりますので、その点をあらかじめ御了知いただければと思います。

この資料、目次を先ず見ていただきたいと思います。目次を開けてください。

この目次のとおり、本資料については、大きく1番目として、第2回ステークホルダー会合等で整理された課題と、2番目として、その課題への対応の方向という資料の構成で取りまとめております。

次に、1ページ目を御覧ください。1ページ目から2ページ目は、第2回ステークホルダー会合やその後の関係府県における意見交換、及び浜回り説明会等で提示された課題を整理して記載しております。1ページ目を見ていただいてのとおり、大きくは先ず資源評価の部分で一つ、2番目の資源管理関係で八つの指摘、課題が提示されています。

次に、2ページ目の方を見ていただくと、3番目の漁獲量の把握で二つ、4番目のその他で五つの課題が提示されています。

次に、3ページ目を見ていただきたいと思いますけれども、この3ページ以降が各課題の対応方向について取りまとめて、今回、御説明したい資料になっております。

先ず、3ページ目は資源評価関係の課題の対応方向の御説明であります。3ページ目を御覧ください。

先ず、資源評価関係で一つ、課題が提示されておまして、シラスを資源評価の対象外

とする理由を、図等を用いて分かりやすく説明する必要があるという御指摘であります。これへの対応方向は、その真ん中の囲みの四つの黒丸のとおりでありまして、先ず一つ目の黒丸のとおり、これは一般的な水産資源全体についてですが、水産資源の資源評価は、成魚、成熟した親魚と、加入魚、一般的には、漁業の対象に加わる未成魚以上の魚を指しますけれども、それらの資源量やその関係、再生産関係を推定することで資源評価を行っております。つまり、通常、一般的な水産資源全般については、加入以前の卵や仔魚は資源評価の対象外になっております。それが普通の魚の資源評価の実態になります。

二つ目の黒丸のとおり、カタクチイワシ瀬戸内系群の場合も同様で、卵と仔魚を対象外として資源評価を行っていますが、一方で、他の水産資源と異なって、仔魚であるシラスを対象にした漁業が存在し、この仔魚、シラスの管理を追加して実施する必要があると水産庁は考えております。

三つ目の黒丸ですけれども、このため、カタクチイワシ瀬戸内海系群については、カエリから成魚でTAC管理を実施するとともに、仔魚であるシラスについても、現状の漁獲努力量を増加させないという資源管理を行うことで、当該資源をより高度に管理したいと考えています。

ここで、この資料で御説明したい点は、このように他の水産資源の管理と比較しても、このカタクチイワシについては、その仔魚であるシラスを含めた当該資源全体のより高度な資源管理を実施することになると、我々、水産庁は考えます。通常であれば、仔魚とか卵は、普通の魚であれば除かれることが一般的ですが、このカタクチイワシについては、その仔魚であるシラスも含めて高度に管理することを、我々は考えています。

以上のポイントを次の3ページにわたって、図等を用いて御説明します。4ページ目を御覧ください。

4ページ目は水産資源全般についての御説明であります。

この真ん中の囲み、三つの黒丸がありますけど、一つ目の黒丸を御覧ください。水産資源の資源評価は、年齢別の魚の尾数を推定して、年齢別の体重を掛けることで資源量を算出しています。

二つ目の黒丸ですけれども、その資源評価を行う上で重要な年齢別の尾数を推定するために、自然に死亡する割合、これを自然死亡率といいますけども、これを仮定する必要がありますが、皆さん御案内のとおり、卵から加入までの時期というのは、卵とかシラスなので遊泳力が弱くて環境の影響を強く受け、毎年、自然死亡率は大きく変動することから、

自然死亡率を仮定して将来の尾数を推定することは、不確実性が非常に高くなるということでもあります。したがって、この時期、つまり卵から加入までの時期については、数量の管理の根拠となる、前提となる将来予測の資源量の算出は困難であるということでもあります。

よって、三つ目の黒丸ですけど、一方で、加入後の自然死亡率は比較的に安定していますので、ここにおいては、加入後に一定の精度で将来の尾数を推定して、資源量を算出することが可能であります。また、成魚と加入魚の関係から推定した再生産関係を利用することができて、成魚の量から加入量を推定することもできるということで、加入後については、将来の尾数も推定でき、かつ成魚から加入している量も、再生産関係から推定することができるので、最後の赤の矢印のとおり、加入魚から成魚の間であれば、将来予測が可能であって、MSYベースのTAC管理が可能ということになります。

それを説明したのが下のイラストの図でありまして、先ず、先ほどから申ししているとおり、一番左側の卵と仔魚については、これ一般的な話ですけども、資源量の将来予測はできないという状況です。一方、加入から成魚の間ですが、ここは尾数の推定とかができまして、かつ、成魚と加入魚の間で黄色の矢印がありますけども、再生産関係を使って資源量の推定ができます。加入量が分かるとそれが年によって、どういうふうに漁獲と自然死亡で減っていくのか、それぞれの年級ごとの1歳魚と2歳魚、そういった年級ごとの、年齢ごとの資源量を推定する。また、その年級、その年における親で、加入がどのくらいあるかっていうことが、また推定できる。それを順繰り順繰りやることで、将来の予測が可能になります、加入以後になると。そういう将来の予測が十分に可能になるので、TAC管理ができるということになります。

次に、5ページ目を御覧ください。5ページ目はカタクチイワシ瀬戸内系群の説明になります。

ここも一番上の二つの黒丸、囲みのところを見ていただきたいと思いますけども、カタクチイワシ瀬戸内海系群の場合も同様でありまして、その資源評価及びTAC管理はカエリから成魚、1歳魚以上で実施しております。

二つ目の黒丸ですけども、他方で、この資源については、他の水産資源と異なって、仔魚、シラスを対象とした漁業が存在することから、この仔魚、シラスについて、努力量が過大にならないように管理を追加して実施する必要があると、水産庁は考えています。

最後の矢印ですけど、本資源の仔魚であるシラスについては、現状の漁獲努力量以下と

するという管理をしたいと思います。それを説明したのが下のイラストの図でありまして、左側の一般的な魚の場合、先ず、卵と仔魚のところにあって、吹き出しがありますけど、ここはやっぱり泳ぐ力がないので、卵とかシラス、仔魚なんかはですね。環境の影響を強く受けて自然死亡率が大きく変動するということで、ここは資源評価の対象外です。一般的な魚もですね。ですから、成魚と加入してきた未成魚との間で再生産関係等を使って、資源評価してTAC管理をするのが一般的です。

一方、右側の方のイラストを見ていただきたいと思いますけど、カタクチイワシ瀬戸内海系群の場合ですけども、卵、シラスのところで吹き出しがありますけども、カタクチイワシの場合はシラスも漁業の対象になっていますので、資源評価はできないけれども何らかの管理が必要ということで、先程申し上げたとおり、赤字の矢印のとおり、現状の漁獲量以下とすることで、管理をするという必要があると水産庁は考えています。

それプラス、成魚とカエリとの間で再生産関係等を使って資源評価及びTAC管理をしていくという整理をしております。

次に、6ページ目を御覧いただきたいと思いますけども、この6ページ目は、シラスをTAC管理の科学的な根拠となる新たなMSYベースの資源評価の対象外とすることについて補足的な説明をしております。

先ず、真ん中の囲み、三つの黒丸がありますけども、一番上の黒丸のところを見ていただきたいと思いますけど、カタクチイワシの瀬戸内海系群の各成長過程における資源量の情報を以下の表のとおり取りまとめています。

下表、一番下の表を見ていただきたいと思います。この表っていうのが1981年から2022年まで、約40年以上、我々が蓄積しているカタクチイワシ瀬戸内海系群のデータに基づいた平均資源量を出しているものでありまして、参考値として各成長段階における比率と生残率を示したものであります。資源評価の結果ではなく、単純な資源量の比率と生残率の計算結果ということで御理解いただければと思います。

この表の一番上を見ていただきたいと思いますけども、先ず、各成長過程、卵、シラス、カエリ、1歳魚、2歳魚とありますけど、この五つの成長過程のそれぞれの年間の資源量を示してます。卵であれば、年間この瀬戸内海で、我々の計算だと、単純な計算ですけども、759兆粒存在します。やはりシラスは分かりませんので、次に、カエリは、瀬戸内海の平均の年間ですけども693億尾おります。1歳魚が50.7億尾、2歳魚以上が4,940万尾おります。この数字、年間の資源量の平均ですけども、これに基づいた比率を考えますと、2

歳以上の魚を1としますと、1歳魚は100、カエリは1,400、シラスは分かりませんが、卵は1,500万粒という、そういった比率で瀬戸内海に存在しているということであります。

また、生残率、一番下の生残率を見ていただきたいと思いますけども、じゃ、卵がこの759兆粒という、すごい莫大な量、瀬戸内海に存在してますけど、それがカエリになるまで、どのくらい生残しているのかっていうのを示したのが、一番下の欄でありまして、卵基準でありますと、カエリは0.0091%であります。%なので掛ける100分の1です、更に。そういう低い生残率になります。

あと、1歳魚は卵から基準に考えると0.00067%、2歳魚以上は卵から基準に考えますと0.0000065%ということになります。卵から基準に考えると、生き残る確率がかなり低いということになります。

一方、今回、我々の資源評価、MSYベースの資源評価の対象となる、加入魚であるカエリですね、カエリ基準に考えますと、1歳魚は7.3%と一気に向上します、生残率が。それで、2歳魚以上になりますと、それでも0.071%と。卵の基準から考えると圧倒的に生残率がよくなる。やはり加入のカエリを基準にすると、その様なかたちになります。

その数字を、ちょっと頭に入れていただきまして、上の囲みの黒丸の2点目に行きたいと思いますけど、そこを見ていただきたいと思います。

卵の量が圧倒的に多く、759兆粒、年間の平均の資源量であります。カエリも693億尾と多いですけども、卵がカエリまで生き残る確率は、生残率ですね、約0.01%、下表では0.0091%ですが、繰り上げて0.01%としています。卵から2歳魚になると、生残率は0.000007%、これも下表では65になってますので、それを繰り上げた数字であります。こういうような状況、生残率が低い状況ですけども、卵っていうのは759兆粒あるんですね。圧倒的に資源量が多いわけです。ですので、海洋環境の変化ですね。水温が変わったとか、そういった変化によって、生残率が僅かに変化することで、カエリの以降の尾数は大きな影響を受けます。

それが、この括弧の「例えば」のところであります。卵からカエリまで、生残率が、例えば、この0.0091%と先程言いましたけども、それと合わせて0.001%の変化、これは%ですから、掛ける、100分の1を掛けると、かなり少ない確率になりますけども、そういったことは海では、往々に起こると思いますので、かなり低い想定でいっていると思います。そういった変化が起こることで、約76億尾のカエリの増減になります。それというのは、どういうふうに比較できるかといいますと、カエリの年間の資源量が693億尾なので、この

低い生残率の変化、0.001%という変化だけで約76億尾の違いが出てくる。10%以上の違いになってしまいます。これはかなり低い生残率の変化を見積もっていますが、当然、それは0.001%どころか、0.01%の確率も十分あると思います。そうすると、桁数が一つ上がって、760億尾増減することになります。つまり、年間の平均で693億尾のカエリがいるんですけども、こういった海洋環境の変化で生残率が0.01%増加することで、数値が倍になってしまいます。そういった大きな変動が起きてしまうということであります。

次に、三つ目の黒丸ですけれども、カエリを出発点とすると、生残率が大きく高まります。1歳魚と2歳以上の魚までは、それぞれ7%と0.07%、卵基準よりは、がくんと生残率が高まるわけです。こうなると、例えば、括弧のところを見ていただきたいと思うんですけども、カエリから1歳魚まで生残率が先程と同じ0.001%、まあ低い確率ですけども、そういった生残率が変わった場合、約69万尾の1歳魚の増減になります。それってというのはどう比較するかというと、1歳魚の年間の資源量はこの表のとおり、50.7億尾であります。そのうち、海洋変化によって生残率が0.001%変化することによって、69万尾の増減があるということです。

これは、先程言った、カエリの変化ですね、卵からのカエリの変化と比べて、圧倒的に少ない増減になります。基準として、対するものが50.7億尾のうち、前後するのが69万尾だからです。十分許容する、科学的にも許容できる増減になります。

つまりは、言いたいことは、下の矢印二つでありまして、先ず一つ目の矢印ですけども、シラスを資源評価に含めようとしめると、シラス期も含めた自然死亡率を仮定する必要がありますけども、シラス期の自然死亡率は大きく、かつ不安定でありまして、これは多分皆さん海に出られると、そういうふうに実感できると思います。仮定の数値によってシラス期以降の尾数が大きく変化することから、結果として、資源量の推計の不確実性が大きく高まってしまうということが、先ず一つ目であります。

つまり、圧倒的な750兆粒という卵がありまして、シラスは分からないんですが、そこからカエリまで生き残るものが少ない確率で見積もったとしても、0.001%で生残率が変化するというによっても、カエリというのは、その卵の全体のほんのちょっとの米粒とか、ボール位の大きさなので、こっちの卵が増減してしまうと、このカエリのボール程度のやつが大きく影響してしまう。それは単年ではなくて、我々はTACを出すために将来の予測をしてるので、毎年毎年、それが基準になるんですね。その単年のものがどんどん積み重なっていくと、カエリ以降の資源尾数がどんどん実態から乖離してしまうという。

資源評価の技術的な不確実性の問題が出てくるということが、その最初の矢印の点であります。

次に、二つ目の矢印の括弧書きのところですけども、よって、カエリから成魚の再生産関係に基づく資源評価及びTAC管理を行うことが、カエリから成魚で再生産関係に基づく資源評価、TAC管理を行うことが適当であるということで、我々水産庁は整理しております。

なお、これまで御指摘を受けてますけれども、令和3年度まで、この瀬戸内海系群については、シラスを含めたかたちで行っておりました。ただ、それっていうのは単年とか比較的シンプルな資源評価であって、そういった資源推定を行っていましたが、今、この3ページからの一連の私の説明のとおり、TAC管理の科学的な根拠となる将来の予測ですね。我々は、単年ではなく将来予測を行う新たなMSYベースの資源評価にもう移行したんですけど。その際、卵とかシラスは資源量が多くて、自然死亡率も大きく変動するということが想定されますので、シラスを対象外とする整理を行ったということであります。

次に、時間がないので、先に行きますけども、7ページ目を御覧ください。

次に、7ページ目から24ページまでが八つの資源管理関係の課題への対応について示されたものでありまして、順番に御説明をさせていただきます。

7ページ目を御覧ください。7ページ目は資源管理の関係で、一つ目の課題の対応方向の説明です。一つ目、①ですけども、カタクチイワシの瀬戸内海系群にTAC管理を導入するメリットは何かということで、これもよく浜回りで御質問を受ける点であります。これについては真ん中の囲みの五つの黒丸で御説明をさせていただいています。

先ず一つ目の黒丸ですけども、全体的なお話として、TAC管理は資源評価をしながら、漁獲量の管理を行うことで、中長期的に資源を有効活用し、将来にわたって安定的に漁業を営むことを目的に導入する考えであります。

二つ目の黒丸ですけども、カタクチイワシの瀬戸内海系群は、瀬戸内海全域に分布する単一の資源であります。そのような状況で複数の漁業種類によって利用される資源であることから、TAC管理により漁獲量という同一の指標による目標を設定することで、複数の府県・漁業種類の全ての漁業者が同じ目標に向かって資源管理に取り組むことができるという意義はあると考えてます。

三つ目の黒丸ですけども、また、瀬戸内海全域において、関係する漁業者によるタイム

リーな漁獲報告が行われることで、迅速な漁業の状況の把握及び資源状況をモニタリングする体制の構築につながります。

この3点目が、皆さんが直ぐにTAC管理のメリットを実感できるものであると思います、即座にですね、TAC管理をやるというふうに決まったら、非常に重要な点だと思います。これは資源とか漁獲の状況が見える化されることで、かなりリアルタイムで見えてくるということで、これは資源評価とか、今後の資源評価がTAC管理、資源の管理に大変有効なものであって、かつ皆さんが即座にTAC管理のメリットを実感できる点であることを強調させていただきます。

4点目ですけども、加えて、数量の目標を設定した資源評価によって、漁業者の皆様が継続して行っている自主的な資源管理の取組に科学的な裏づけを付与することもできまして、消費者である国民に対して、科学的な根拠・データに基づいて、カタクチイワシの瀬戸内海系群を適正に利用していることを説明する管理体制が構築できると考えてます。

最後の5点目の黒丸ですけども、このことによって、マリンエコラベル等の認証を取得することが容易になりまして、近年、世界的な関心を集めている煮干し・だし文化を背景とした、カタクチイワシ製品の輸出促進など、漁獲物の付加価値の向上に繋がることが期待できると考えてます。TAC管理は使い方によっては、このように漁獲物の付加価値向上や漁業経営の改善を図れるものであると我々は考えてます。

次に、8ページ目を御覧ください。8ページ及び9ページ目は、今、説明した7ページのTAC管理のメリットをイラストで説明したものであります。

先ず、8ページ目を御覧いただきたいと思いますが、TAC管理により、漁獲量という同一の指標による目標を設定することで、瀬戸内海の複数の府県、漁業種類の全ての関係者が同じ目標に向かって、資源管理に取り組む意識が生まれまして、海域全体の資源管理の体制が整う意義をイラストで説明しております。

また、このTAC報告により、瀬戸内海全域において関係する漁業者によるタイムリーな漁獲報告が一斉に公平に行われることで、迅速な漁獲状況の把握及び資源状況をモニタリングすることが可能となりまして、環境要因等による資源変動に対して早期に科学的な最善の対応を検討して、迅速に実施することが可能になると考えています。

今、カタクチイワシ瀬戸内海系群の資源が安定しているという状況で、若干増加傾向にありますけども、1980年から2000年にかけて、20年以上前になりますけど、そこにおいては漁獲量が9.3万トンあったものが1.5万トンまで激減した経験を有している資源であります。

そういったことが、今後、起こらないということはないと思います。水産資源の場合、必ず起こると考えて、今は安定して皆さん操業をされてますが、将来的にはそういったことが起こることは、今、海洋環境はかなり変化してるので確率も高くなっていると思います。将来的にそういったことが起こるということを念頭に、こういった体制を整えていくことは非常に有意義であるというふうに我々は考えています。

次に、9ページ目を御覧ください。9ページは、先ず、上の例1のところを見ていただいたとおり、数量の目標を設定した資源評価によって、漁業者の皆様が継続して行っている自主的な資源管理措置の取組に科学的な裏付けを付与することもできまして、それによって自主的な資源管理の取組を見直したり、未だに自主的な資源管理措置の取組を実施していない地域もあると思いますので、そういった地域には取組を促進したりすることが期待できると考えてます。

また、下の方、例2のとおり、消費者である国民に対して科学的な根拠データに基づいて、カタクチイワシの瀬戸内海系群を適正に利用していることを説明できる管理体制を構築することができて、マリンエコラベル等の認証を取得できて、輸出促進など漁獲物の付加価値向上に繋がるということが期待できるというものであります。

次に、10ページ目を御覧ください。10ページ目です。10ページ目から12ページ目は、資源管理関係の二つ目の課題の対応方向の説明であります。二つ目の課題としては、一番上の囲みにある②ですね。カタクチイワシが短命であり、若齢魚を主体として漁獲している実態を踏まえ、高齢魚を漁獲対象とする魚種に比べて、資源評価の精度が低くなることについても考慮して、資源評価よりも良い加入があった場合、突然の加入があった場合等ですね。そういう場合における資源を有効活用するための対策を導入する必要があるという御指摘であります。それについての我々の対応案としては、囲みの三つの黒丸であります。

先ず一つ目の黒丸のとおり、資源評価よりも良い加入があった場合においても、資源を有効活用するため、翌年度からの繰入れ制度を導入して柔軟に運用していくことを考えております。

二つ目の黒丸ですけども、具体的には、例年どおり操業して、普通に操業したのだけでも、漁獲量の積み上げが普通に比べて早いと、つまり消化していくと、漁獲量がですね。当初設定されたTACの超過が見込まれて、当該年度の当初の資源評価よりも加入が多いと考えられた場合、こういうような状況の場合には、太線のアンダーラインのとおり、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、次年度の自分の区分の配分枠から繰入れを行えるよ

うにすることと、更に、そういったことを当座で行いまして、次の1年経った時に、本当に当該年の資源評価が合っているかどうかというのを再評価する訳ですね。ABCと書いていますけどTACとっていただければと思います。再評価して、そういった当初、当該年の前の1年前で行ったやつがちょっと甘かったと、資源評価がですね。実際やってみたら、加入が多くてもっと獲れたという評価になった場合、当座として繰入れをしましたけども、その繰り入れたものを再調整する対策を行います。この太字のアンダーラインの二つのことを翌年度からの繰入れ制度で実施します。要するに、この制度というのは帳消しのある前借り制度というふうに御理解いただければと思います。

詳細については、次のページにおいて、図表を用いて説明します。また、当該制度の有効性を検証するため、過去にはやっていなかったのですが、同様のこの、今、我々がやっているMSYベースの資源評価を過去において実施できた場合、この繰入れ制度が有効に機能するのどうかを検証した資料も併せて御説明します。

11ページ目を御覧ください。11ページ目は、翌年度からの繰入れ制度を簡略化した説明になります。ちょっと少しごちゃごちゃしていますが、下の図表だけ見てください、下の図表だけ。先ず真ん中、三つに区切りされていますけど、真ん中がX年度になってます。それは当該年度です、その年のもので、隣、左側がX-1年度で1年前の話ですね、右側のX+1が1年後の話です。

先ず、X-1年度で、当該のX年度の資源評価をしてTACを割り出します。これがこのX年度の表にありますけれど、X年度のTAC、1,000トン。単純にやると、ここではX-1年度で、X年度は1,000トンという資源評価とTACを割り出したってことにします。かつ、この繰入れ制度が導入されていて、1,000トンとプラス200トンまで、もし、突然の加入があったら獲っていいよということにします。これはリスクを評価した上で、200トンまで獲っていいということにします。それは全体的な話で、例えば、A区分とか、例えば、A区分は県だというふうに考えてください。TACが1,000トンですけども、そのうち3割がそのA県の割当てになっています。つまりA県TAC 300トン。同じくA県の繰入れの追加のTACは同じ30%なので、全体の200トンの繰入れの3割掛けで、60トンもらえます。A県は、当初は、本当は300トンだったけれども、突然の加入があった場合はプラス60トン使えるということを、X-1年度、1年前に決めます。

X年度でどうなるかといいますと、実際やってみたところ、全体の漁獲実績は850トン、1,000トンだったのをちょっと下回ったと。ただし、A区分の方、A県の方が当初の300ト

ンを超えて350トンまで獲ったと。つまり、このA県は繰入れTACを使ったんですね。60トンの枠があったので申請して、そのうち50トン进行消化したことになります。それがX年度の出来事でありまう。そうなると、X+1年度でどうなるかといひまうと、A県は、300トン超えて50トン、350トンまで行きましたから、繰入れTAC、50トンを使ったということ、当初、A県は300トンをX+1年度でもらうはずだったんですけども、X年度で50トン超過した、繰り入れたため、一旦、ここで50トン引きまう。つまり250トンということになってしまひまう。ただ、ここでもう一度、X+1年度で、このX年度の資源評価が正しかったか、もう一度、資源評価しまう。この突然の加入があつたことを、この1年前では我々は分からなかつたので、再評価して、やっぱりこれは突然の加入があつたと評価して、ここのX+1年度のとおひX年度のABCが1,030トンだったと。1,000トンじゃなくて、1,030トンだったというように、高い評価に見直したということであれば、この50トン、A県で前借りをしましたけども、それを帳消しにして元に戻すということができるという制度です。

これが翌年度からの繰入れの制度になります。これが本当に有効に機能するかつていうのが、次の12ページ目の資料を見ていただきたいと思ひまう。12ページ目は翌年度から繰入れ制度の有効性を検証するものでありまして、MSYベースの資源評価を過去に実施した場合のTACに相当するABCと実際に漁獲量との関係を比較しまうと、この翌年度からの繰入れ制度が発動されるかどうか。円滑な漁獲が可能となったかどうかを検証した資料でありまう。

ここで、真ん中のグラフと下の表だけを見ていただきたい。グラフの凡例が三つあります。灰色の棒グラフは、実際の漁獲量、これは正に瀬戸内海のカタクチの実際のデータを使ったものでありまう。灰色の棒グラフが実際の漁獲量です。2010年から2022年までのデータでありまう。青色の折れ線グラフが、その当初のX-1年度で、X年度の資源評価を行ったTACと考えてください。ABCはTACです。かつ、オレンジの折れ線グラフは、X+1年後に再度、本当にその資源評価が正しかったかとか、1年過ぎた後に、X年度、当該年度の再評価をしたらどうだったかやつたものが、このオレンジ色の折れ線グラフになります。

この三つの凡例の関係をちょっと見ていただきたいと思ひんですけども、つまりは灰色の棒グラフが実際の漁獲です。この青の折れ線グラフがTACなので、それを超えている年は、実際、TACが全面実施された場合には漁獲がストップになっていた可能性がある

という年であります。つまりは、具体的に言うと、どこかというと、2013年、2014年及び2022年です。つまりはこの赤の点線で囲んだところであります。

この3年がそれに該当します。2013年、14年ちょっと灰色の棒グラフと青の折れ線グラフの関係は微妙ですけど、2022年を見ていただくと明らかに青の折れ線グラフを棒グラフが超えています。これで分かるとおりに超過していたということでもあります。ただし、超過していたんですけども、一方でもう一つの凡例にあります、1年後に再評価して、もう一度TACを割り出したところ、当初の資源評価が甘くて、実際はもっと獲って良かったという評価が、この3年ともされていることになります。これが繰入れTACの根拠となる再評価であります。だから、実際、当初のTACを超えて止まりそうだったんですけども、繰入れ制度があれば、前借りをその時点ですて、漁獲をスムーズに行うことができたということを示しているものであります。

あと、参考までに、そういった青色の折れ線グラフのTACとオレンジの折れ線グラフの1年後の再評価のTACの関係で、緑色の囲みはオレンジの方が高くなっています。改めて資源評価をしたら、オレンジの方が高くなっていた年であり、かなりの年でオレンジの方が高くなっているということが見てとれます。この期間においてはですね。

次に、13ページ目を御覧いただきたいと思います。

○永田資源管理推進室長 一旦ここで、区切りますか。

○金子所長 そうですか。ちょっと長いので、一旦、じゃここで区切らせていただきまして、ここまでは何か御質問等があれば、お伺いしたいと思います。

はい、どうぞ。所属とお名前をお願いします。

○参加者 マイク入ってますよね。先ず最初に、カエリからTACを始めるっていうことについての質問なんですけれども、カエリからの加入量が推計しやすいと。シラスを含めると推計がぶれるということのお話でしたけれども、カエリからの加入量の推計自体も非常に難しいということはこれまでも研究者の間でも、これまでのステークホルダー会議でもお話しされてたと思うんですけど、そこはそれで間違いないですかね。

○河野主幹研究員 河野と申します。

確かに、不確実性というのが高いというのは御指摘のとおりかというふうに思っております。

○参加者 はい、ありがとうございます。それはまた、後程のお話で、シラスについても漁獲努力量を増やさない方策を取っていったって、管理をしていきますよというお話ですけれ

ども、具体的にこの漁獲努力量を管理していく方策、対馬系群でしたら、都道府県知事は漁獲努力量を増やさないよう努めるものとするというふうな資源方針になってましたけれども、そういった言葉で県の方に丸投げするようなイメージなんですか。

○金子所長 水産庁の資源管理基本方針も定めますし、その上で都道府県の方針にも定めて、漁獲努力量を現状以下に実際にさせていただくということになります。

○参加者 シラスの資源量についても、非常に不確定要素が高いというところで、獲ってもいいような資源がたくさん出る可能性がある。そういった中で、新規着業とかもできなくなるということですよ。

○金子所長 基本的には各県で現状の努力量以下にさせていただくことですので、そういうことになろうかと思います。

○参加者 だから、資源が十分あっても新規就業者、新規就業等については制限されるという考えでよろしいですね。

○永田資源管理推進室長 ちょっと誤解があるような気がするので補足しますけれども、努力量で管理というような先ほどお話があったとおり、シラスに対する漁獲圧、現状の漁獲圧というところを意識してます。直接的に漁獲圧を管理する方策というのはないですから、努力量というかたちで現状より増やさないと、実際のところは、そういうことになってくると思います。ですので、何て言うんですか、シラスの量がどのように増えているのかを、なかなかつかむのは難しいとは思いますが、まずは現状、例えば、許可制になるものであれば、許可隻数を増やさないとかですね。そういったことをさせていただくことをイメージしておりますが、今後、どんなにシラスが増えている状態でも全く操業隻数を増やすなということを言ってるとか、そこまで今、制限しようと言ってるということではないということは御理解いただければと思います。

○参加者 はい、分かりました。

○金子所長 はい。その他、何か御質問とかございますか。

はい、どうぞ

○参加者 シラスに関連する話で、もう一つあるんですけども、先程もあったように評価が難しく、不確実性が高くなるということで、対馬暖流系群、太平洋系群も同様の御説明だったんですけども、やっぱり瀬戸内海っていうのは、他の系群に比べて、シラスを漁獲している割合が非常に高いというところで、他の系群とはちょっと違う取扱いが必要じゃないかなと思ってます。

で、資源評価になるカタクチイワシのシラスを除いた部分ですね。それに対する漁獲量の割合っていうのは、瀬戸内だと直近10年平均で大体0.75倍、カタクチの方に対して0.75倍ですね。近年でも、年によってはシラスの漁獲量は、カタクチの漁獲量より多い年もある。最大では1.7倍ぐらいシラスの方がカタクチよりも漁獲量がある年もあります。

あと、資源に対するインパクトっていうか、割合についてもゼロ歳魚資源量に対してシラス漁獲量の割合っていうのが、太平洋系群には、加入が悪い、近年そうなんですけど、ゼロ歳魚資源量の大体3割ぐらいを獲ってる計算になりますけども、瀬戸内海だと今、加入が良いので、そんなに割合高くないですけど、加入が悪かった時期には、加入量に対して四、五割ぐらいシラスを漁獲しています。

あと、シラスを資源評価に含めていた、2021年の資源評価で、漁獲圧を下げると将来の予測漁獲量はかえって増える。普通、漁獲量下げると予測漁獲量は減るものですけども、当時の資源評価では却って漁獲量が増えるっていうことになってました。その説明としては、シラスも含めて漁獲圧を下げると、ざっくりいえば、シラスを含めたところがちょっと数か月置くと、体重がぼんと増えるので、漁獲量が増す。また、年内に卵を産んで、加入も増えるということで増えるっていう説明がされていました。なので、瀬戸内海では評価が難しいというのは、私も研究機関にいますので分かるんですけど、管理については、他の系群とは違ったアプローチが必要ではないかと思ってます。そうしないと、シラスを獲っていないような漁業者の方の理解というのも得にくいのではないかなと思います。

○金子所長 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、瀬戸内海系群でシラスの漁獲や漁業の割合っていうのはやっぱり比重が高いと思いますので、我々も基本的には今の資料でお示ししたとおり、シラスについては現状の漁獲努力量以下ということの方針でありますけども、今後、瀬戸内海におけるシラスとか、カエリ以上の資源状況を見ながら、その都度、どういう方策が打てるのかは検討してまいりたいと考えています。

どうぞ。

○参加者 シラスの話なんですけれども、当県の漁業者の方からもカタクチの方を管理しようというのであればやはり、シラスも管理しないとイケないのではないかという意見が出ております。

先ほど、御説明ありましたように、カタクチと同じような数量管理をするというのは、難しいというのは、漁業者の方も理解をしていると思います。

ただ、今、御提案のあった漁獲努力量を現状以下とするということについては、隻数の

話も出ましたけれども、実質、それをどういうふうコントロールするかっていうのは非常に難しい話であって、実質、何ができるのかと考えたときに、新規の許可を、先ほども意見ありましたけれども、資源が増えたときに、一切、資源、新規の許可を出せないとなると、もう漁業者の方も困りますし、許可を出す県の方も、そういったものについて、一律に出さないというようなことはなかなか言えないかなと思いますし、各漁業者の方が今、締結しております資源管理協定についても、基本的に漁獲努力量を過去、例えば、3か年よりは上げましょうというようなひな形でつくっているところが多いと思います。そのひな形は水産庁の方から示されたひな形だったと思うんですけども、要するに、資源管理をして漁獲努力量を増やしましょうというのが基本的な資源管理協定の目標の一つになっていると思います。

その部分について、増やさないようにするというのは反するのかなというふうなところが、先ず思います。それについていかがでしょうか。

○永田資源管理推進室長 はい、ちょっといろいろな要素があるので、混乱してる感じがするんですけども、シラスに対する漁獲努力量を増やさないという方針の考え方には、基となるところが幾つかあります。先ず一つは、カエリ以降がTACで数量管理をされる。他方でシラスについては、同じTACでの管理にはならないという時に、例えば、カエリ以降が数量の上限があるので、カエリ以降を獲っていた漁業者さんが、じゃ、シラスをどんどん獲りに行こう、というようなことは避けるべきだという意味で、努力量、シラスに対する漁獲圧を上げないようにするというところが一つあります。

それと、現在の資源評価によれば、今、このカタクチイワシの瀬戸内海系群の親魚量というのは、MSYを達成する親魚量を上回っている状況にあります。そういう面で言いますと、今よりも、もっともっと獲れるような状況に今後なってくるのかっていうと、必ずしもそうではないというところがあるので、シラスについても、現状より、努力量をどんどん上げていくようなところになっているかという、そういうことではないということ、今の許可隻数を増やさないようなかたちでの運用を念頭に置いていると申し上げました。

ただ、最初に申し上げたとおり、今後、資源の状況が変わったときにも一切、新たな着業を認めないとか、そういうところまで今、言っているわけではなくて、先ずは、そういうところからスタートするということで、この方針をお示ししているというところです。

○加納課長補佐 資源管理協定の方のお話で、努力量を増やそうとするっていうところが

ありまして、ちょっとすみません、私、にわかにぴんとかなかったんですけども、違和感を感じまして、水産庁から示しているものっていうのが何なのか、共通認識で持たないと何とも言えないんですけども、恐らく我々が出してるものっていうのは、漁獲量ではなく、資源を増やしていった単位努力量当たりの漁獲量、いわゆるCPU Eっていうものを上げていこうっていうふうな協定の目標を立てませんかっていうことじゃないかなと思いましたので、申し添えます。

○金子所長 その他に、はい、どうぞ。

○参加者 6月にもうすぐ入って、今日の出席者、漁業者が少ない。我々、県漁協とか漁連とか行政の立場の出席者は地元に戻って、漁師とTAC導入について、橋渡しもする役目があると思って今日来てますね。だから、実際、もう頭から反対するようなつもりもないんですけども、やっぱり今日、ここで議論して、それを持ち帰って、漁業者を説き伏せる、そういう役目もあって来ているわけですね。だから、これシラスのことについても私、多分、1回目でポンチ絵みたいにして説明、分かりやすくしてくれ言うたんが、これやってくれて、ようやくだんだん分かりかけてきました。

ただ、現実からいくと、うちはシラスも煮干しも共販してます。煮干ししか獲らない漁業者もいます。釜揚げシラスしか獲らない業者もいます。釜揚げシラスは冷凍して、5キロの発泡スチロール入れて、8,000ケースとかいう上場があるんですよ。それが週1回ある、ということで40トン獲れる。40トン、これがキロ800円にしますと、3,200万円。片や、煮干し、これが大体7キロ箱ですね、乾燥さして。これが2,000ケースぐらいの場合があったときに、単価1,000円にしても、1,400万円。ほんなら、やっぱり横にいて、同じ漁して、釜揚げシラスを獲る漁師、煮干し獲る漁師、やっぱりね、面白くない。けども、それを帰って、漁師を説き伏せないかんという、我々の役目があるということを、そういうことも、もう考えていただいて、やっぱり、これから、この後も、いろいろ説明をいただきたい、いうことをちょっと今、感じました。

○金子所長 ご指摘ありがとうございます。それで、あんまり、今回、漁業者の方が少ないということですけど、オンラインでは結構、参加されていまして、全体ではもう100名ぐらい、全部が漁業者の方じゃないですけども、参加されてる方もいますので、前回に比べて少ないと感じますけども、オンラインで皆さん聞いておられるということでもあります。

御指摘の点は、今後もシラスの話には、科学的に、技術的に、ちょっと難しくてなかなか理解できないので、やっぱり現地に赴いて、説明を尽くしてくれという御指摘だと思う

ので、引き続き、そこは我々、肝に銘じて、今回で終わりではなくて、もうずっと、必要があれば、うちの事務所は神戸にありますので、すぐに四国とかは行けますので、現地に赴いて必要な措置の内容とかは御説明をさせていただきたいというふうに考えてますんで、そういったことがあれば、こちらからも御連絡もしますし、そちらで必要性を感じるのであれば御連絡いただければ、いつでも行けるということにさせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ

○参加者 度々すみません。カタクチイワシ瀬戸内海系群にTAC管理を導入するメリットのところについてなんですけれども、導入するに当たっては、関連する漁業者が本当にメリットを感じて導入するということが必要だというふうに考えております。資料の7ページで、いろいろメリットについて、過去からの同一の資料にはなるんですけれども、述べていただいているところなんですけれども、2ポツ目の同じ目標に向かって資源管理に取り組むことができる、漁獲量という数量管理をすることによって、そういうことが述べられてますけれども、もともと資源をしっかりと管理して獲り控えてきたりしている漁業者がいる一方で、自由度が高い操業されている漁業者もいると。そういったものを基本として、枠が定められて、その数量に向かって、それが同じ目標というふうに言えるのかどうかということが1点と。

それから、3ポツ目、所長さん、大分強調されてましたけれども、タイムリーな漁獲報告というところについてですが、現状では、漁獲の報告、TAC報告については漁獲された月の翌々日の、翌々月の10日目と、10日までということにされてまして、約2か月ぐらいのタイムラグがあります。カタクチイワシについては当県においては、大体半年ぐらいの漁期なので、その半年の漁期の中で、2か月間のタイムラグがあるということに関して、これがタイムリーな漁獲になるのかどうなのか。どうお考えなのか、ちょっとその辺をお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○金子所長 最初の1点目でありますけれども、やっぱり、長年、資源管理に努められている方、漁業者がいる一方で、未だに自由に操業をされてる方もいる。そういうかなり、漁業者の中でも取組について温度差があるという御指摘については、後程、別の資料で詳しく説明させていただく予定になってますけれども、やはり、今現状のままであれば、その状況がずっと続く訳でありまして、こういったTAC管理によって、瀬戸内海全域で同一の

目標にして資源管理をしていこうという意識が、そういった自由に今までやられていた方にも徐々に浸透していくっていうことを我々期待しています。それによって、これまで自由にやってきたけども、地域や隣県の県との話合い等が進んでいって、一定の自主的な管理措置を取っていただく流れを、正に我々は期待をしています。それにはちょっと直ぐにはいかないかもしれませんが、将来的な観点でTAC管理の導入というのは、これまで自由にやっていた所に対しては一定の刺激になって、ちゃんと資源管理をしないと駄目だという考えを持っていただけるかなと。そこを期待していることが、先ず1点目の答えです。

二つ目は操業期間が短いことによって、御指摘のとおり、TAC報告は月別に出してもらいまずけど、実際出てくるのが、翌々月となります。ただ、我々は瀬戸内海の全域を見えています。各湾・灘ではなくてですね。かつ、基本的には周年、年間の量の全体の推移を見ているということになりますので、一部の県については、短い3か月、4か月の操業で、漁獲量が分かる頃においては、もう漁期が終盤に向かっているような状況だということの御指摘だと思いますけども、それだけじゃなくて通常やってる卵稚仔調査とかそういった予測もありますし、それらも合わせながら短い操業期間の方にも一定の資源の動向についての情報をお渡しできると思いますし、また、周年でやられているような方については、かなり漁期の前半とかで、漁模様が分かってくると思います。後は、そういった操業とリンクしなくても、瀬戸内海には両水道があります。実際にTAC管理を導入して、漁獲報告がタイムリーになった場合、どういふ変動するのかと、両水道と真ん中の燧灘で、どういふ漁獲が月ごと経過していくのかっていうのが、見える化できる訳ですね。そういうのがその漁の時も重要ですけども、1年を通して、そういった変動が見てとれることになると、我々瀬戸内海の関係者にとっても非常に重要だと思いますね。それは漁獲管理の問題だけでなく、資源評価や生態の話にも重要な情報になってくるので、そこは、我々としては重要な点だと思っていて、それはTAC報告ですね、TAC実施じゃないですよ、TACの月ごと報告をやることによって、皆さんが一番のメリットを直ぐに感じられる点だというふうに我々考えております。

○参加者 各漁業者は地先の来た資源を獲っている訳で、瀬戸内海全体の資源がどうなったとか、例えば、当県にしたら、他所の資源がどうなっているとかって、あまり関心もないし、関係ないところなんですよね。全体を俯瞰する立場からすれば、そういう漁獲、資源の動向とか分かるというメリットはあるんでしょうけれども、今、書いてあるようなこと

で、本当に各漁業者がTACを導入するメリットと感じられるのかどうなのか、そこは、私はとてもそういうふうには思えません。

それから、8ページに参考というか、追加の資料で書いてある、資源が増加したときの話ですけれども、当然、上限が設定されているので、増えたときは、翌漁期に資源を残すことができるようになりますよね。それはそうなんですけども、カタクチイワシの場合、資源を残したとしても、その資源を利用する人がいないような状況です、ほとんどですね。じゃ、その資源どうなるのかと言え、2年で死んでしまう。死ぬ前に卵も産むでしょうけれども、卵の量と加入の量が非常にリンクしてない、ぶれが大きいということで、獲り残した親魚が多いからといって、必ずしも加入量が多いというふうな感じにはなっていないというふうに思います。これまでの資料からですね。だから、全然メリットとして上げられていることについて、実感として、漁業者がメリットとを感じるようなことがないのじゃないのかなというふうに考えております。

以上です。

○金子所長 御指摘ありがとうございます。

先ず1点目の各漁業者は地先の海の漁獲しか考えられてないというふうに仰いますけども、やっぱりこの情報っていうのは、先ず、瀬戸内海では適正な漁獲情報が未だにできてないと我々認識してます。先ず、未報告の部分があったり、原魚の換算係数が未だに正確に取れてないという状況。そういった意味から、ちゃんとしたTAC報告によって、皆さんに適正に提示してもらうことによって、本当の瀬戸内海の漁獲量自体が分かる。あと資源量が分かってくる。それは、それだけでメリットがあるというふうに思います。かつ、発展的に言えば、そういった、どこの海域で、このぐらいの漁が、この時期に獲っているという情報は商売上も多分使えるんじゃないかと思うんですね。今まで全くブラックボックスだったのが、そういったのが見える化することによって、この海域で、この県でこの量が獲られてるから値段が上がるとか、そういう商売上にもうまく使えることに、商売上手の地区の皆さんはそうように活用されるんじゃないかと、我々は推定する訳であります。

あと、やっぱり、先ほど2点目の御指摘ですけども、カタクチ、この8ページの資料で、カタクチの親を残しても、それが卵とかシラスの方に生きないという御指摘があった。でも、瀬戸内海の皆さんは長年資源管理に取り組んでおります。山口県さんも脂イワシの関係もありますけども、短い操業でやって親を残すという取組をして、それは実感として親を残せば次に帰ってくるんじゃないかというふうに、漁業者の皆さん思ってるから、そう

いう管理をされてるんだと、長年やってるんだと思います。燧灘では関係3県で協定をつくって、わざわざそういった取組をやられているので、それは一定の効果があるというふうに皆さん信じられてやってるんだと思うんですね。ただ、残念ながら、そこにおいては科学的な根拠がないです、正直言って、今現在。漁獲量もちゃんと把握できていないですし、それが我々が一番懸念しているところで、それを我々、科学的にやっていますよとは説明し切れない。水産庁としては、ちゃんとした漁獲量報告を出していただいて、これに基づいて国がちゃんとお墨つきを出せるようなかたちにさせていただくというのが、この瀬戸内海系群が先ずやらなきゃいけないところだというふうに我々は考えております。

以上です。

他に何かございますか。なければ、ちょっと次の資料がありますので、時間もないので、ちょっと先に進まさせていただきたいと思います。

今、12ページ目まで説明しましたので、次に13ページ目の御説明に移らせていただきます。13ページ目を御覧いただきたいと思います。

資源管理のところで、三つ目の提示された課題であります。漁獲量の実態を正確に把握してから、資源管理の在り方を議論すべきじゃないかという御指摘への対応です。真ん中の囲みの六つの黒丸のとおり、一つ目の黒丸ですけども、カタクチイワシの瀬戸内海系群は漁獲量も多くて、現時点で得られているデータによる最善のMSYベースの資源評価が行われている資源でありまして、漁業法による資源管理の基本とされるTAC管理の導入を、我々水産庁としては検討しております。

二つ目の黒丸ですけども、2（2）①の回答、先程のメリットの話ですね。メリットの回答のところで御説明した内容のとおりですね。水産庁としては、可能な限り早期にTAC管理を導入することが、関係者の皆様にとってもメリットがあると考えております。しかしながら、今回の検討の過程においては、漁獲量が正確に把握できていないこととか、その加工品の原魚換算の方法が実態と乖離してる課題が判明しているところであります。

三つ目の黒丸のとおり、これらの課題は本系群以外の他の資源についても存在しています、こういった状況に対応するためには、普通、新しくTAC管理を導入していくものに対しては、課題はあるけども、それを解決して次に進みたいと。両方やっていくと。課題に対応しながら、段階的にTAC管理の導入を図っていくこととしております。これがステップアップ管理であります。

四つ目の黒丸のとおり、本系群については、特定水産資源について指定して、関係する

全ての漁業者に対して公平にTAC報告を求めまして、ステップアップ管理の期間を活用しながら、報告体制の確立と本系群の正確な漁獲量の把握に努めまして、併せて資源評価へ反映する方法を検討するとともに、資源管理、正しい漁獲データに基づいたTACと県配分の在り方を検討したいと思っています。

五つ目の黒丸ですけど、引き続き、正確な漁獲量把握と原魚換算の算出については、関係者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

なお、最後の黒丸ですが、前回のステークホルダー会合終了後からこれまでの間、関係府県の皆さんには、情報の収集と提供について協力を求めさせていただいておりまして、その情報を暫定的に取りまとめたのが、次の資料の3ページにわたって掲載しています。

14ページ目を御覧ください。14ページについては、14ページから16ページの資料の位置づけを説明した資料になっています。

先ず、上側の囲みの一つ目の黒丸を御覧ください。第2回ステークホルダー会合等において、本系群については漁獲量の未報告があることや、加工品の原魚換算係数が実態と乖離している可能性があるという指摘があることから、改めて、関係府県に対して、農林統計の自府県の漁獲量の数値と比較して、府県独自で把握している漁獲量の調査を依頼しました。

これまでの関係府県からの情報提供の内容は、以下の、下の囲みのものであります。これを御覧のとおり、大きくは二つに分かれます、府県の対応としては。これまでどおりの農林統計を採用したいというところと、農林統計とは別の数字を持っておられて、府県が把握している漁獲量を採用したいというところであります。ただし、その中でもちょっと温度差がありまして、例えば、農林統計をそのまま採用したいというところでもちょっと違う、立場が違う訳ですね。

例えば、広島県さんや兵庫県さんは、今現在、農林統計を採用していますけど、今後、未報告の部分があるので、調査をずっと進められまして、その把握ができた段階で、新たに県が把握している漁獲データを使いたいという意向を示されています。大阪府さんは、農林統計と府が把握している漁獲量はもう一致していますので、農林統計を使うっていう立場でございます。後は下の9番から11番に書いてある、和歌山県さんとか岡山県さん、福岡県さんは、これは漁獲量自体もかなり少ないので、もう農林統計の数字で良いというお考えです。その他、香川県さんとか愛媛県さん、山口県さん、徳島県さんは、農林統計とは別の県把握の漁獲量を採用したいという意向であります。これはあくまで暫定的な今

の状況の話です。

それで、上の方に戻っていただき、二つ目の黒丸も見ていただきたいと思いますけど、その関係府県の関係者が具体的なTAC管理の運用のイメージを持つことを目的にして、直近3年間の農林統計の平均の漁獲量及び関係府県が把握している平均漁獲量並びに、それぞれ漁獲シェアを暫定的に参考値として、次のページに示しています。

15ページ目を御覧ください。15ページについてが、第2回ステークホルダー会合において御指摘を受けたため、また、あくまで関係者にTAC管理の運用のイメージを持っていたくために暫定的に作成したものでありますので、この数値は、今現在の皆さんにイメージを持ってもらうために作成したもので、今後、数値は更新、修正されることは予め御理解いただきたいと思います。

ここで、15ページ目の上の方に、TACとあります。これは、令和5年の資源評価に基づく、漁獲シナリオで出された、2024年、今年のTACの数値が4万9,000トンであります。それを仮に置いています。あくまで仮ですね、今回はですね。この下の方を見ていただきますと、左側の表が真ん中の欄の参考にあるとおり、農林統計の令和2年から4年の平均の漁獲量である。これが全体で4万616トンあります。農林統計上のそれぞれの県のものが、上から順番に並んでいます。農林統計上の平均漁獲。この3年間の平均漁獲を見ますと、一番が広島県さん、次に、大阪府さん、香川県さん、愛媛県さん、兵庫県さんということになります。このオレンジで色分けしているのは、その上、上位8割の漁獲量を満たすものは、数値の明示がされる県であります、この段階において。黒印は、現行水準というような割当てになります。このデータに基づけばですよ。あくまで参考として、今、私、しゃべっていますからね。決定ではなくて、あくまでも暫定的な数字としてそうなります。

それが、今回調査した結果、府県さんから出されたものを踏まえると、右側の表に移りまして、これが全体としては、若干、例えば、先ほど申したとおり、香川県さん、愛媛県さん、山口県さん、徳島県及び大分県さんが、やっぱり数値の変更があります。特に、山口県さんは1.5倍程度の変更になって、これが3,032トンだったのが4,610トンぐらいに、県把握の数字でいけば、こういった数字になります。そうすると兵庫県さんの上にいくということに、この表上は、なるということで、今、当初は農林統計であれば現行水準だったのが、数字の表示の表、割当てを受けるということになります。かつ、この表はあくまでも国の留保は外して、留保を置かないかたちで配分をさしていただいております。結局、右側の表を見ていただきますと、県把握のものによって漁獲シェアが出て、それを上の方

に書いてある、4万9,000トンのTACをシェアして、それぞれ分配していくことになります。

一番、右側の表の右側の欄の項目になります。国の留保を置いていませんので、かなり県の配分が高くなっています。それというのは、各県で、こういった漁獲配分を受けた場合、県として、どういう運用ができるのか、イメージを持っていただくために、敢えてこういった表を作らせていただきました。通常は国の留保を置くと、1割ぐらい置くというような資料を作らせていただきますけど、ここの表においては、それをなくして県に全て反映したらこうなりますよと。このことについては、また、ステップアップの管理のところで関係府県の皆さんと決めていく話になりますけども、国の留保を置かずか置かないか。それともTACの全量を県に分配していくかっていうのは、今後決めていくことになりますけど、ここでは国の留保分を置かないということで、全て県の配分にしたら、大体、実績、県配分の漁獲量の平均よりも大体1,000トンから2,000トン多く、県に配分できます。そうすると、県の方で、これだけの余裕があるのであれば、どういう運用するかっていうふうにイメージを持ってもらえると思います。

具体的には、ちょっと余分に貰ったものは、当初、国じゃなくて県の留保枠として取っただけで、余らせるようであれば、県間の融通に使ったりするかもしれませんし、消化するんだったら、かなり消化してる県下の地区に再配分していくっていう考えを持たれるかもしれません。そういったことで、県として、上手にハンドリングができる。そういったことをイメージ持ってもらうために、このような表を作成していますので、後程でもいいので、ちょっと見ていただきたいと思います。時間がないのでちょっと先に進ませていただきますけども。

次に、16ページ目を御覧いただきたいと思います。16ページ目は今回の関係府県による年間漁獲量の実態把握の調査に関して、当方から関係府県から聴取した調査結果を踏まえて、今後の漁獲量把握における課題を整理したものであります。

今回の府県さんに行ってもらった府県把握の漁獲量の把握の際において、今後、課題となるものを、ここに三つばかり挙げています。

一つ目が、幾らやっても、やっぱり県で把握し切れない漁獲量があると聞いてます。それというのは、例としては、市場外に流通していて、漁獲後に直ぐに加工されて流通販売されているもの。特に、漁獲する経営体と加工する経営体が一体となっていれば把握は可能ですけども、漁獲する経営体と加工する経営体、全く別のところにあると、加工場がで

すね。そういった場合には追っかけるのが大変なので、なかなかそこは把握し切れないだろうと思います。

後は、特に、活き餌の販売をやられているところでもありますけど、まき網で獲ってから、その活き餌をカツオ船に販売するわけですが、一定期間、活き餌を生け簀生簀の中に置きますので、そのとき死亡する訳ですね。夏場とかかなりの量で斃死があるということなので、全体を把握することが確かに難しいという問題がありますし、そういった二つの例で挙げていますが、県自体がやっぱり漁獲量を把握し切れていないという実態があるのは当庁の方で確認をしています。

二つ目は、TAC報告のように月ごとに漁獲量を報告する、収集する確認する体制が整備されてない。ある意味、当然ですけれども、漁獲量報告は、もう既に義務化になっております、漁業法とかですね、県の調整規則において。ただし、それであっても月ごとというのとは求めてないと思います。年の終わった後とか、漁期の後に何か月後に出してくるとか、そんな規定になっていると思いますので、ある意味、当然なんですけれども、やっぱり今後、TACをやる場合には、先ほど言ったとおりに、タイムリーに分かって来るのはすごく貴重なデータになると思いますので、そういったことが未だできていない状況です。

三つ目としては、2つ目と関係しますが、TAC管理の柔軟な運用ですね。国からの留保枠とか県間融通とか翌年度からの繰越しに対応するタイムリーな漁獲状況を把握する体制が整備されていないというもの。TAC報告による一、二か月のタイムラグがありますけれども、各県でどういった積み上がり方をするのかというのが、経験値でTAC報告するほど分かってきます。こういう積み上がり方は、漁期終わりまでに不足するっていうのが徐々に分かって来るんですね、皆さん。これはかなり余るとか、漁期が終わってもですね。そういう経験値がどんどん積み上がってきます、皆さんの府県の間で。そういうことからTAC管理が非常に重要であって、タイムリーに分かる経験値によって、皆さんの円滑な操業を手助けするTACの柔軟な運用が有効に生きてくるということに繋がっていきます。そういったことから、やはり今回の調査によって、年単位で捉えているのがほとんどですので、タイムリーに取ったものではなくて。今後、漁獲量を把握していくには、TAC管理の柔軟な運用を有効に機能していくためにも、TAC報告のようなタイムリーな月ごとのデータを取っていく体制を整えていく必要があると考えてます。

次に、17ページ目を御覧ください。

資源管理の四つ目の課題の対応方向の説明でありまして、四つ目としては④として、年

によって漁獲量に変動がある県があるため、漁獲シェアについては、3年よりも長い期間で平均を取ることを検討する必要があるという御指摘があります。これについては、矢印の囲みのおり、府県により漁獲実態が異なることは認識しておりまして、公平性の観点から漁獲シェアを算出する際の期間についての検討は必要と考えています。本件については、今後、ステップ3に入り具体的な配分を行うまでに、留保からの配分や融通の運用と併せて、関係者の皆さんと議論して決定したいと思います。

参考までですけど、下の漁獲シェア表がありますけども、ここに直近の3年間で平均を取ったらどうなるか、5年で取ったらどうなるかというのを、ここで府県別に表しています。これによって、多分、皆さんは3年で取った方がいいとか、5年で取った方がいいっていうことを御判断されると思います。参考までに載せていますので、御検討いただければと思います。

次に、18ページ目であります。

18ページ目は、資源管理関係の五つ目の課題の対応方向の説明であります。五つ目は、柔軟な運用である留保からの配分、融通、翌年度からの繰越しが機能するか疑問であるという点であります。これに対する対応案については、三つの黒丸のおりですね。

一つ目の黒丸は、本系群は、TAC管理の際には、柔軟な運用として、留保からの配分、融通及び翌年度から繰入れ制度を導入することを考えております。留保からの配分と融通については、既に、他の資源のTAC管理、サバとかタラとかやっていますけども、既に導入されているものであって、円滑に、迅速に運用するためのノウハウが、もう既に蓄積されております。加えて、融通については、融通の取組を促進するために、他府県へ融通した府県については、融通した量に応じた分を当該府県の漁獲実績とみなす等の対応を検討します。つまりは、自分の府県が余るのを分かって、それを保持したら損になると。余っているのを分かったら、他県に渡せば得になるという制度をつくり出します。それによって漁獲実績になりますので、本来であれば消化し切れないので、翌年、将来における自分のシェアを減らしてしまう結果になりますけども、そうならないように、余って他県に渡せば、それは漁獲実績と認めるということなので、その県にとってはメリット、得になる。そういうかたちで皆さんが余った量を出してもらうようなかたちで制度を組み立てるということを我々考えています。

そういったかたちで、「また」以降ですけど、府県の融通を行う場合には、なかなか最初は難しいと思います。なかなか出すのは躊躇されるのは当然だと思いますけれども、そう

というのは、水産庁や瀬戸内海漁業調整事務所が仲介して、これまでも資源管理協定等が作られて、むしろ、この結びつきがある府県さんもあると思いますので、そういった枠組みを使いながら、県間融通を円滑に進めていくということを考えています。

翌年度からの繰入れについては、先ほど、詳しく説明したとおり、これが有効に機能するにはどうするかっていうのは、やはりステップアップ管理において、シミュレーションをしながら時間を掛けて検討させていただきたいと思います。

次に、19ページ目を御覧ください。19ページ目から22ページは、これまでも何度も皆さんに御説明している、三つのTAC管理の柔軟な運用のイメージ図でありますので、ちょっとはしょって御説明をさせていただきます。

19ページ目は、三つの方策があると、私、申しましたけど、一つ目は①のとおり、国の留保枠からの配分であります。一定のルールに基づいて、消化が早い府県に対して、国からその府県に対して足らなくなりそうだから一定のルールに基づいて再配分をしたりします。

二つ目が県からの、他県からの融通といっても、隣県の県とか離れた県でも構わないんですけれども、県においてTAC配分が余りそうだから、消化が早い県に渡していただくということです。それは、なかなか初めは難しいですけれども、我々考えているのは、保持したままでは損をするよと、その県は。余っていれば、出せば得するという制度を作り出すってことと。水産庁と瀬戸内海漁業調整事務所が積極的に仲介して、県間の融通をさせるという、その二つの方法で、うまく機能させることを考えています。

三つ目が、翌年度からの繰入れは、これは先ほど御説明したとおりであります。制度設計は今後させていただきます。いわゆる、帳消し機能のある前借り制度であります。

次に、20ページ目ですけれども、これは先程言った、国からの配分の資料ですので、一定のルールに基づいて不足してしまっている県に対して、国から再配分するというものであります。

次に、21ページ目が県間の融通の資料でありまして、これも何度も御説明しているとおり、隣県間とか、ちょっと離れた県でも事前にそういった取決めをして、県間の融通をしてもらうとか、そういったことを考えています。

次に、22ページ目でありますけれども、これが他のTAC管理魚種において実際に行われている柔軟な運用の実績でありまして、このようにTAC管理の運用に慣れていくにつれて、既にTACになってるサバとかマアジとかでありますけど、実際に、そういった柔軟

な運用が国の留保とか県間融通をやられているんです、隣県間でですね。瀬戸内海でできないよという声がありますけど、それは慣れであると我々考えています。そういったことは当然、理解するものでありますけども、最初のうちはですね。慣れてくると、それが府県さんの間でもできますし、なるべく皆さんが円滑にできるように、国としても水産庁とか瀬戸内海漁業調整事務所としても、サポートをしていきたいというふうに考えています。

次に、23ページ目を御覧いただきたいと思いますが、23ページ目は資源管理の六つ目と七つ目の課題の対応方向の説明になります。

これは、先ほどの当方の説明に御指摘があった点とも共通している同趣旨のものだと思います。これも浜回りの説明会の意見交換会で出されたものでありまして、先ず、⑥として、量ではなく質で漁獲している地域があるので、この点を考慮する必要があるということです。これは、いわゆる、脂イワシですね。加工品の脂イワシの獲り控えの話であります。

7点目の⑦については、現在のカタクチイワシの漁業では、周年操業を行っている地域と自主的な管理措置により数か月しか操業していない地域があることから、TAC管理を実施することは公平じゃない、不公平じゃないかという御指摘をいただいています。この⑥と⑦の趣旨は全く同趣旨だと我々は思っておりまして、指摘の趣旨は。それに対する我々の対応としては、下の六つの黒丸のところであります。

一つ目の黒丸ですが、各地域における操業形態は、各地域におけるカタクチイワシの来遊状況やその利用実態等に対応するかたちで行われているものと認識しておりまして、例えば、カタクチイワシが脂を持つようになると、煮干し加工製品の質が下がることから、漁獲を控える取組をし操業期間が限られる地域があることは、我々、認識しておりまして、ただ、その一方で、こうした脂の乗りに関係なく周年操業してる地域があるということも、我々、認識をしております。

二つ目の黒丸ですが、TAC管理によって、共通の目標を定めて、都道府県別の数量を定めることで、ある地域において獲り残していただくという結果は、別の地域の来遊量が増えたとしても、別の地域においても、県の配分があるので、無制限に漁獲することにはならないってことになります。通常、今やっているよりも、やはりTAC管理すると一定の枠内で操業することが期待できまして、系群全体としての資源管理措置に繋がると我々、考えています。

三つ目の黒丸ですが、一方で、漁獲の獲り控えが継続することで、TAC配分の際

の根拠となる漁獲実績が減るという心配をされている漁業者の方がいることも承知しています。結果的に、配分量が減ることを心配しているという声を実際に聞いています。

そのためには、そういった地域においては、盛漁期を過ぎて配分量が余る場合には、先ほど申したとおり、漁獲枠の確保を目的に、必要以上に漁獲実績を積み上げるために、価値のない商品を獲得ということは本末転倒になりますので、そういった実績を積み上げるために操業をしていただくようなことがないように、強いられないように、他県へ融通をして実績としていただくということが考えられると思います。そういったことを制度として組み込んでいきたいと思います。脂イワシのため獲らなくなったので、他県に融通したとしても、翌年度の県配分に影響がないようにシェアを確保できるようなかたちにしたいと思います。

また、5点目の黒丸として、各地域の漁獲実績に基づくTAC配分シェアは、一度決められたら固定されるものではありません。これは、先程言った3年とか5年とかの平均を取りまして、毎年、新しい年を加えて更新をしていきます。

また、今現在、15ページで説明した農林統計とか県把握の漁獲実績に基づいて、一旦は配分されるんですけども、その漁模様によって、突然の加入があったりして、ある地域において多く獲れるという状況にあれば、今、言ったとおり、国の留保枠とか県間融通とか翌年度から繰越しができるということで、そういった結果で漁獲量が増えてくることになります。実際、加入があって、多く獲れるところ、若しくは、より商売が好調で、その地域においてですね、漁獲量を若干、増やせると、もうかるから増やしたいというようなことがあれば、やはり配分枠よりも足らないようなところになれば、柔軟な運用をしまして、あんまり獲れないところから、配分量をもらって、それを消化することによってシェアがだんだん、獲れるようになっていくようなかたちになろうかと思います。ということで、TACによって何か今のかたちが、配分量が固定されるわけじゃなくって、当然、漁獲量によっては変わって獲れるようになったとか、商売上まだ成り立つので、漁獲量を増やしたいということの障害には、TACはならないと我々は認識しています。このような柔軟な運用をするので、商売上もメリットがあるということであれば、獲っていただくことも当然可能であるということで、配分枠は固定されないということで、TACは障害にならないという点をこの5点目で、御説明をさせていただきます。

最後の黒丸ですけども、また、TAC管理を導入した場合において、これまでと異なっ

て漁獲量で管理を行うことから、周年操業を行っている漁業者の皆さんがやはり操業形態

を見直すということも考えられると思います。一定量の配分を受ける訳であって、それはもう、いつ獲っても良いという状況になりますので、コストを下げるために共同経営をす
るとか、そういったことで操業形態を見直すきっかけになることもあり得るということ
を期待したいと思っています。

次に、24ページ目であります。24ページ目は資源管理の8個目の課題の対応方向であり
まして、これは県内の管理の在り方が不透明であるという御指摘であります。これにつ
いては、二つの黒丸のとおり。

一つの目の黒丸ですけども、現在、水産庁から関係府県に対して、TAC管理の全体像
を示している段階でありまして、今後、各府県内で、より具体的な管理について議論が進
んでいくものと考えております。水産庁としても、各府県から求めに応じて、必要に応じ
て支援とか協力を行う用意がありますので、公平かつ適正な県内管理が図られまして、資
源の有効活用が実現できるよう、関係する皆様の御協力をお願いしたいと思っています。

次に、25ページ目を御覧ください。25ページから27ページまでは、二つの漁獲量把握関
係の課題への対応について御説明する資料であります。順番に御説明させていただきます。

先ず一つ目が、原魚換算係数を設定する必要があるということであります。これは、青
の四角で囲った二つの黒丸のとおり、一つ目の黒丸ですけども、原魚換算係数に関する対
応の考え方は、前回の会合で資料をお示ししていますけども、今回、改めて、関係府県に
調査をして暫定的に取りまとめた表が、下の表になっております。それぞれ、元々そうい
った加工をやってない所とか、余りそんなやっていないとか、その数量が少ない所は、こ
のとおり、各府県の原魚換算係数を持ち合わせていないという所がかなり多くありまし
た。後はやはり盛んに加工をやられている府県さんにおいては、過去の試験場の調査等
によって割り出したものとか、業界からの聞き取りとか、そういったもので県の原魚換算係
数を出していただいた所もあります。あくまでも、暫定的な数字、聞き取りした数字とし
て取りまとめてお示ししているものであります。

次に、26ページ目を御覧ください。26ページ目は漁獲量把握の二つ目の課題の対
応方向を説明するものです。

②として、活き餌販売用の業務量の把握方法を検討する必要があるということで、四角
に囲った二つの黒丸のとおり。

一つ目の黒丸ですけども、現在、本系群については、活き餌販売用の漁獲実績があるの
は兵庫県さんのみと認識しております、瀬戸内海においてですね。前回のステークホルダ

一合会以降、次のページの基本的な考え方を示して、兵庫県さんと検討を、我々、水産庁はしてまいりました。現時点での検討状況は次のとおりありまして、(兵庫県)と書かれている所ですけども、現状、農林統計に計上されている兵庫県の瀬戸内海漁獲量を生き餌用として出荷された金額を基に算出した数量でありまして、県としてそれ以外に、生き餌販売に係る販売換算係数等を持ち合わせていないという状況であります。

また、網で、中まきでやられていますけども、網で巻いた漁獲物を出荷するまでの間には9割近くが斃死してしまう。生け簀に一定期間おくので、斃死してしまうこともありますので、網で巻いた時点に近い時点で漁獲量を把握することの重要性は理解をしています。ただし、その漁獲量の把握方法については、直接計量すると、やはり斃死してしまいますので、どのような漁獲量の把握方法とするのかについては、引き続き、漁業者の方とも検討していきたいというコメントをいただいています。

私も4月と5月に兵庫県さんの生き餌販売をやられているところの漁協さんにお伺いして、お話を聞いてきております。中型まき網の漁業実態も教えていただきまして、どの時点で漁獲量を把握するのが適当なのかという意見交換をさせていただきました。その内容を踏まえれば、生け簀の運搬船、漁場から運搬船が来て沿岸に設置した生け簀に、暫く漁獲したイワシを飼うという操業をやられているんですけども、その運搬船がかなり高性能で生け簀を兼ねたような運搬船を持たれていて、各経営体の皆さんがですね。生け簀を兼ねた運搬船に搬入するときに、通常、8キロのバケツが使われていて、大体の換算で漁獲量を漁業者の経験値を基に判定をするとともに、その推定した漁獲量が正しいものかを確認するために、出荷時の重量と比較して、一定の期間ごとの係数を割り出して正確な容量を把握する方法を考えていて、そういったことで徐々に実態の漁獲量に近づけていく方法が一つあるのかなということで、その時は、そういった方法は検討できるかなという程度ですけども意見交換をさせていただいています。

これについては引き続き、そういった生き餌販売用の漁獲と販売事業をやられている漁協、漁業者の皆さんとステップアップの管理の期間において、意見交換をして改善を図っていきたいと思っています。

次に、27ページ目は、これが生き餌販売用のイメージ図でありまして、大体が定置とかまき網で獲られたものを、このように沿岸に設置した生け簀に設置して、暫く置いて、カツオ釣り船に販売しています。ただし、生け簀に置くと夏場とか9割ぐらいが斃死してしまうという話がありますので、漁獲量を把握するためには、どうしても、この①の段階か、

生け簀の前の段階の②の段階で漁獲量を把握することが必要になってくることを示した図でありまして、こういったことができるように、引き続き、関係する漁業者の皆さんと話し合い協議をしていきたいと、検討していきたいと考えています。

次に、28ページ目を御覧いただきたいと思いますが、28ページ目から最後の31ページ目までで、五つのその他の課題への対応について順番に御説明します。

28ページ目は、その他の一つ目、二つ目の課題の対応方法でありまして、①漁獲報告の義務づけのためにステップ1に入るという理屈は納得ができないと。②としてステップ1に入り、特定水産資源に指定されると、特定水産資源の指定から外れるなど、後戻りすることができないことが問題であるという御指摘、課題を提示されております。

それに対する水産庁の対応方向としては、真ん中の囲みの四つの黒丸でありまして、一つ目の黒丸のとおり、カタクチイワシの瀬戸内海系群は漁獲量も多くて、現時点で得られている40年以上のデータがありますので、最善のMS Yベースの資源評価が行われている資源であると、我々、認識してまいりまして、漁業法による資源管理の基本とされるTAC管理の導入の検討をしております。

二つ目の黒丸のとおり、先程言ったTAC管理のメリットの説明のとおり、水産庁としては可能な限り、早期にTAC管理を導入することが関係者の皆様にとってメリットがあると考えています。

三つ目の黒丸のとおり、一方で、この資源については漁獲量の未報告、正確な漁獲ができてない部分や、加工品の原魚換算係数の問題がありますので、特に漁獲量を正確に把握するための対応として、特定水産資源として指定しまして、関係する全ての漁業者に対して、TAC報告を求めていくことが公平な方法であると考えておりまして、ステップアップ管理の期間を活用しながら、報告体制の確立と本系群の正確な漁獲量の把握に努めまして、併せて、資源評価に反映する方法、新たな正確なデータに基づく資源評価を行って、TAC管理ですね。それに基づく全体的なTACと県配分を新たに皆さんにお示ししたいと考えています。

最後の四つ目の黒丸ですけど、なお、ステップアップの期間は、今後更に明らかになる課題やそれへの対応に応じて、延長を含めて検討をいたします。ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で着実に実行していきたいと考えています。

やはり漁獲量報告は、既に、漁業法とか県の調整規則に基づいて義務付けになっており

ます。漁獲量報告は、また、資源評価とか資源管理の基本だと我々は認識しています。

ステップ1からの後戻りができないという指摘がありますけど、我々、その必要は全くないと考えています。しかも、ステップ1に入って漁獲量、タイムリーな漁獲量があることは、先程のメリットの所でも御説明したとおり、それは漁業者とか漁協の皆さん、我々や研究者に対しても非常にメリットが大きいもので、全くステップ1から入ったとしても後戻りは全く必要ないと。ただし、これは全面実施ではないですよ。ステップ1は、あくまで漁獲量の確立の話なので、そこはちょっと誤解をしていただきたくないですけども、ステップ1からTAC管理を全面実施するということではない。改めて課題が出てくるので、また、3年後とか、その時に改めて資料を整えさせていただいて御説明をさせていただきます。これは、あくまでもステップ1の話で漁獲量の体制づくりの所では、後戻りは必要ない。そこに入ったので、ちゃんと漁獲量を取って、更に資源評価とか管理の高度化をしていくことをできるものですから、全く後戻りの必要はないと我々考えています。

しかも、今後そういった正しいデータを得て、その課題がいろいろ出てくると思います。ステップアップの管理の時にですね。我々、それらを真摯に対応させていただきますけども、その課題が解決できない、または、皆さんが御納得できないのであれば、後戻りはしませんが、ステップアップの期間で足踏みをして延長も考えておりますので、その点は何度も御説明をさせていただきたいと思っておりますけども、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

次に、29ページ目を御覧いただきたいと思っております。これは、皆さんが、もう見ていらっしゃるステップアップ管理について説明した資料ですけども、これについては、カタクチイワシ瀬戸内海系群のTACについて、皆さんとお話を始めた1年半ぐらい前から、この資料を皆さんに提示させていただいておりますけども、その間に資料の内容がちょっと修正されていまして、当方からの説明内容もちょっと変更してきていますので、このステップアップ管理の説明資料の修正や当方からの説明の内容が変更していることについて、未だに関係者の皆さんの間で誤解があると認識を我々しておりますので、改めて少し詳しくこの資料をもう一回説明させていただきたいと思っております。

この29ページ目の青で示された表を、ちょっと御覧いただきたいと思っておりますが、その一番下ですけどもステップ1のところですよ。漁獲量の情報収集体制を確立して、ステップ1というのは、そういった情報収集を確立してTAC報告をしてもらうということが内容になります。既に、スマホ等による漁業者からの漁獲情報をリアルタイムに収集するシステ

ムを開発している府県さんとか、新たな独自の電子的な情報報告システムの開発に着手されている府県さんも複数県あると我々聞いております。既に府県さんではそういった動きがあると。このような積極的にTAC報告に向けた検討を行う府県さんには、水産庁瀬戸内海漁業調整事務所としての全面的な協力を行っていきたいと思います。また、ステップ1及び2の間は、TAC報告をしてもらいますが、その精度は問いません。当然、最初は難しいので、精度は問わないと。TAC報告の不備を改善してもらおうというのが趣旨でありますので、そこを重視していきまして、つまりステップアップ管理の期間については、精度よりもTAC報告をするという事実、それが一番大事だと我々考えています。

次に、ステップ1を終えて、ステップ2になった場合に、ステップ1において確立されたTAC報告によって、全ての府県の正確な漁獲量を把握することができまして、正確な漁獲量に基づく県配分ができるようになります。

これまでの意見交換を行った府県さんの中には、先程、15ページで暫定的な県配分枠の量を示しましたが、それに県下の漁業種類ごとの配分や県の留保の設定等について、既に御検討を開始している県庁さんとかもありました。そういった複数の県庁さんがおられますので、また、TAC報告では、毎月の月ごとの府県庁を通じた漁獲報告をお願いすることになりますけども、このTAC報告の漁獲量報告データによって、各海域における漁獲量の積み上がり方が分かってきますので、TAC報告の柔軟な運用で、国の留保や県間融通とか、翌年度からの繰入を発動する経験値が積み上がってくることになります。それを皆さん分かってくる。我々も含めてですけども。長年にわたって実施している卵稚仔調査とか、そういったのも併せて瀬戸内海全域の漁獲の積み上がり方等のデータも、これまで実施している卵稚仔調査の結果も併せて、イワシの生態とか資源評価にも活用できるようなことは、非常に貴重な情報データになると思いますので、そういったデータを我々、瀬戸内海の関係者が入手できることがこのステップ2に期待できる所であります。

ステップ3がTACの全面実施であります。TAC報告による漁獲量の情報データに基づきまして、改めて、MSYベースの資源評価を行って、TACの設定とか府県への配分を決定します。当方として、この3年間、想定と書いてありますけども、今後、明らかにする課題の状況に応じて、漁業者の皆さんの納得を得られないのであれば、4年以降も延長します。ですから、後戻りはできないですけども、そこで足踏みをするってことは当然、我々は想定していますので、その点は御理解をいただきたいと思います。

ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進に当たっては、関係する漁業者の理解

と協力を得た上で、着実に実行するものと考えていまして、次のステップに進む際には、青の表の黄色の矢印のとおり、ステップ1から2に進むときは、TAC意見交換会とか水産政策審議会とかありますし、ステップ2から3にするときは、このステークホルダー会合とか水産政策審議会が改めて設けられます。正式な会合ですけども。そういった会合を開いて、漁業者の皆さんや、その代表者の皆さんに対して、この内容で良いかお伺いするということで、ステップを一步ずつ上がっていくということにしたいと思いますので、その点も御理解をいただきたいと思います。

ですので、繰り返しになりますけども、ステップ1について、特に、本日入るかどうかということは皆さんに我々から提案してお伺いすることになりますけども、それがTACの全面実施ではないので、それは1年半の間に資料も変わっていて説明の内容が変わっているんで、当方の説明も変わっているんで皆さんに誤解を与えたところはありませんけど、今現在は今29ページの資料のとおり、3年を想定していますけど、それ以上もやる覚悟でありますので、ステップ1に入ることと、ステップ3は全く一緒ではないということであります。ステップ1においては全面的な実施は行わないと、全面実施を意味するものではないということだけは強調させていただきたいと思います。

30ページ目もその資料です。最後に、31ページ、最後のページであります。その他の三つ目から五つ目の課題の対応の説明でありまして、三つ目が、漁業者の他、漁協関係者、流通業者にも新たな資源管理の取組の理解を促す必要があるという指摘であります。これについても、基本的には関係府県の御対応をお願いしたいと思いますけども、御要望に応じて、水産庁でも説明会に参加させていただきたいと思いますし、参考のところ、この1年半の間、水産庁が行った実績ですね。漁業関係者の幹部の皆さんや、漁業者の浜回り説明会を、このようなかたちでやらせていただきます。

最後の丸ポツですけども、今回、関係府県の皆様に御協力いただいて、府県主催の説明会を行っていただいています。

④として、TAC管理における、休漁と漁業共済の免責の関係を整理して欲しいという御指摘については、二つの黒丸のとおり。

一つ目の黒丸ですけども、漁業共済は自然災害等の異常の事象、又は不慮の事故によって受けることのある損失について、漁業再生産を継続するために必要な経費の填補を対象としている制度でありまして、免責等の関係はこのことも踏まえて個別具体的に考える必要があるということ。

一方で、そもそも、漁業共済と免責事項となるような休漁等を余儀なくされるシチュエーションは避けるべきだと我々考えていますので、漁獲シナリオの工夫やTAC管理の柔軟な運用を考えるとともに、今後、それでも一時的に漁獲量の大幅な削減を伴う選択をせざるを得ないような場合には必要な影響緩和策を検討してまいりたいと思います。

最後ですけども、五つ目、カタクチイワシの他系群、日本海と太平洋系群がありますが、ステップ3に入るためにも足並みを揃えて欲しいということで、水産庁としても、TAC管理については足並みを揃えて、カタクチイワシの3系群を揃えた方が望ましいと考えてまして、引き続き、カタクチイワシ3系群の議論の進み具合を見ながら対応していきたいと思っています。

以上で、長い間、お付き合いいただきましたけど、資料3の全体の説明であります。ちょっと時間となったので、午後にしますか。

じゃ、ちょっとここでもう12時を過ぎましたので、昼休みに入りたいと思います。お昼休みが終わった後から、資料3の質疑応答に入りたいと思いますので、それぞれ皆さん御検討をお願いします。

昼の始まりが、今、12時5分なんで、1時5分から始めさせていただきたいと思いますので、1時5分までに、また、この会場にお戻りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

午後0時05分 休憩

午後1時05分 再開

○金子所長 それでは、時間になりましたので、午後の会合を始めさせていただきます。

午前中までに、水産庁の方から資料3の説明を一通りさせていただきました。この資料3について、先ず質疑応答をしたいと思います。

何か御質問等あれば、はい、じゃ、どうぞ。

○参加者 15ページなんですね。融通の話もあったんですけど、それに関係して、15ページのピラミッド。要は、最終的にいろいろTAC導入ありきじゃないんですけど、もし、TACという話になったら、漁獲枠というのが、おのずと決めていかなければならない場合に、国の考え方として、このプロセスですよね、決まっていく。これをどうお考えかなということをお伺いしたい。これは融通枠にも関係してくる話なので、はい。

○金子所長 今後、考えられるプロセスについては、先ず、ステップ1で、これは15ページが表しているとおり、先ず、現在の瀬戸内海のカタクチイワシ資源については、正確な

漁獲量が把握できていないという認識であります。なので、ステップ1に入った段階で、TAC報告を皆さんに求めていきます。それは、何度も言うとおりの、TACの全面実施ではありません。まずTAC報告を求める、漁獲報告だけを求めていくだけです。それによって、正式な、正しい漁獲報告が集まってきます。その段階で、新たな正しい漁獲報告に基づいて、改めて、多分直ぐにはできないと思いますけど、新たな正しい漁獲量を資源評価にどう反映していくのかということを検討しなきゃいけない。これは研究者の皆さんと御相談をさせていただきます。そこで、新たな正しいデータに基づいて、改めて資源評価やり直して、大体二、三年は掛かると思いますけど、そこで、改めて、ここでは4万9,000トンという数字ありますけど、その時には多分変わっていると思います。かなり変わっているかもしれません。そうなる、新たな正しいデータに基づいたTACが出され、それをどう都道府県に配分するかということですけども、それは我々が皆さんと協議をさせていただきます。先程言ったとおり、大きく変わるのとは3年平均で漁獲実績を取って配分するか、5年平均で取るかとかですね。それで大きく都道府県さんの配分は変わってくると思いますし、後は、ここで申し上げたとおり、新たなTACができた段階で国の留保枠を設けるか設けないか、それでもかなり変わってくると思います。

全体のTACの1割程度は国が留保として持っておいた方がよいというふうに皆さんから御提案があつて、それで合意が得られれば、そのように我々しますし、ここに書いてあるとおり、国の留保は要らないと。全部を各県に配分してくれというのであれば、そのように我々はしたいと思います。そうすると、かなり県の配分が実績に比べて余裕ができる可能性があるんで、そうすると県の中で県の判断でスムーズに配分されたものを運用することが可能になってくるメリットがあろうかと思います。なので、県の中でも地域によって漁獲量の消化が多いところと少ないところがあつたりしますので、少なくなったら県が留保枠を持って、直ぐに少ないところに再配分するとか、そういったことも考えますし、若しくは、そういった留保枠を持って余らせる場合には、即刻、他県に融通することも簡単にできると思います。事前に取り決めをしておけばですね。そういったことが他の漁業地区とかに配分してしまうと、なかなか難しいけど、県の留保枠を持っていれば、機動的に、その県のご判断で、事前に漁業者の皆さんと漁協の皆さんの御理解をいただいた上で、余りそうだったら直ぐに県間配分で、足らなくなれば県からの足りないところに直ぐ配分とかですね、そういうのを事前に取り決めてもらって、円滑に運用することが可能だと思います。そういったプロセスを、今後、ステップアップ管理期間の3年、それ以上になるか

もしもかもしれませんが、そういったことを決めていくという段取りを考えています。

その他、何かありますでしょうか。

はい、一番、前から行きます、じゃ、はい。

○参加者 漁獲量の実態の話が出ましたので、前回のステークホルダー会議の際に、各県に漁獲量の把握をお願いしますよってというお話があったときに、私の方から、先程、正しい漁獲量を把握して資源評価も見直すということをおっしゃられましたけれども、資源評価は、過去のデータからの積み重ねですので、やっぱり過去のデータとの評価と、整合が取れなくなるので、農林統計がどういう数値を基にして、換算されているのかどうか、そういうところも含めて、調査していただきたいということをお話ししたんですけど、その後、その件はどうなっておるんでしょう。

○金子所長 ちょっと、そこの第2回のステークホルダー会合の関係でしょうか。その時にそう質問されたってことですか。

○参加者 はい。

○金子所長 そうですね、我々ちょっと今現在、その御質問はちょっと承知していなかったもので、課題に載せてはいないんですけども、御質問の趣旨は、農林統計とは別の新しい県把握のデータが出てきた場合には、新たな資源評価をしないといけないんですけど、そっちには農林統計を使っているということで、そうすると整合性の問題が出てくるということで、どうやって資源評価に新たなデータを使っていくかをお答えすればよろしいですか。整合性をつけながら。

○参加者 ですから、そういう換算が必要になると思われますので、今の農林統計が、統計局が漁協さんとかに依頼されると思うんですけども、漁協さんから出てきた数値を換算されておられるはずで、漁協さんから出てきた数字は生ですから、取れるのかということ把握しないと、過去に遡ったデータ修正というのは難しいんじゃないんでしょうかという趣旨なんです。

○金子所長 はい、分かりました。それで、その件については、農林統計事務所も関わってきます。それで、我々が知る限り、やはり、各県の農林統計事務所の扱いがかなり違っていると聞いています。独自に農林統計事務所が原魚換算係数を持っていたり、そういうところもありますし、県の水産部局と連絡を密に取り合って、県の持ってる原魚換算係数と一致しているとかですね。そういったことがありますので、一概に農林統計がこうだということじゃなくて、各県によって、そういった実態に違いがあるっていうのが、お答えに

なろうかと思います。そういったことも踏まえて新たな県把握の数量ができた場合には、今の農林統計の実態を踏まえて、どのようにして、過去の農林統計のデータを使うために修正をしていくのかとかですね。補正をかけていくのかとか、そういったことは、研究者の皆さんと連絡を密に、やはりステップアップの中でやっていきたいと考えています。

○参加者 僕、県の現状の方でも、過去の農林統計とかも参考にして解析したりすることもありますので、そういった情報を取り入れられたら、ぜひ他府県の研究機関あるいは、行政の方に協議していただければと。

○永田資源管理推進室長 T A C 報告をしていただくことによって、より正確な漁獲量が把握できるようになったとしても、過去に遡って数字を直していくことは、直接はできないですし、農林統計との差が、これからのデータとしては把握できたとしても、過去も同じように差があったのかどうかは一概には言えないと思うので、その差の程度によるところも当然あるんですけども、遡って評価を何か直していくのは非常に難しいところなのかなというふうには思っています。

○金子所長 はい、じゃ、2 番目の。

では、先に、すみません。

○参加者 漁業者の方が一番危惧しているのは、この T A C を導入することによって、数量管理することによって、漁獲経営が継続できなくなるんじゃないかというところを非常に危惧されてると思います。瀬戸内海系群、金子所長からもありましたけど、愛媛だけのことでなくて、それぞれ瀬戸内海系群ということで、11 府県がずっと同じ取組を取り組んでいくことになろうかと思います。ただ、各府県、カタクチイワシを主目的として漁獲する漁法において、許可上であったりとか操業日数とか船のサイズとかいろいろ異なっていてきていると思います。

T A C 導入によって、各府県に数量が割り当てられて、操業することになりますけど、T A C を導入することによって、漁獲経営が継続できなくなるってことは避けてほしいと思います。操業をもし数量管理で止めなければならないという事態が発生したら、それはもう、漁業者を安心させるために所得補償等もセットで考えていかなければならないんじゃないかなと思います。カタクチイワシの資源が枯渇することというのは、もちろん漁業者の方は望んでおりません。適度に資源を残しながら継続して操業するというのが前提で考えられておりますが、ただ、漁業者さんも生活があるものですから、自身の生活も守りながらやっていけるようなかたちで考えてくれないと、我々としては到底、重要なこと

だとは思いますが、受け入れられるものではないということをちょっと表明したいと思います。

○金子所長 ありがとうございます。御指摘の点、我々も十分に肝に銘じて、実際にTACの方を検討していきたいと思っています。我々、産業官庁なので、その資源の話はしますけど、あくまでも、それは皆さんの漁業経営が持続的に発展するための一つの方法として、そういう資源の話をやっていくのが重要であると認識しているから、このようなお話をしている訳であって、TAC管理によって漁業経営を継続できるようにすることは、そのとおりでありまして、そのように我々、対応していきたいと思いますし、そのためにも、TACの柔軟な運用を検討しております。

だから、当初の県配分をしますけども、資源が変動するので、カタクチについてはですね。その枠内で収まることが、各地域では、もしかしたら急な高い加入があったりして、できなくなる年があると思う。それは先ほどの私の資料3の説明でもあったと思いますけど、そういう場合には、国の留保とか県間融通とか、翌年度から繰入れなんかを活用しながら、操業を継続して経営が継続できるように対処していきたいと考えております。

○参加者 はい、分かりました。数量のことについては当然、そういうふうなかたちでやるんだと思いますけれども、ただ、本当に金銭的なところについても、やはり一体的に考えていただかないと、当然、数量のことを言われて、資源を残しながらこちらにやれば、皆さん所得も大丈夫でしょうというのがあるのかもしれませんが、あくまでもセットで、こちらの方は獲れても、こちらは獲れないという場合もあるかと思います。枠を回してあげてもですね。そういったところは一元的に取り組んでいるのであれば、どうしても、操業期間が短いところとかありますので、そういった所得のことも考えながら進めていくのであれば、していただきたいと思います。

○永田資源管理推進室長 はい。繰り返しますけれども、将来にわたって、この資源を使って漁業経営を継続できるようにというところを目指しているので、当然、資源だけ残せばいいと思っているわけではないです。先ほど所長からも申し上げたとおり、柔軟な運用で、目標なりシナリオから始まって、あとは融通だとか翌年からの繰入れとかいろいろなところも考えていますけれども、他方でこのTAC制度というものは、漁獲量は全体でここまでという数字が漁期前に示されるわけですから、それで何て言うのかな、今までどおり、来たらたくさん獲るということではなくて、ある程度、漁獲量であったり、売り方や価格というところも意識しながら、いろいろな取組と組み合わせてやっていくことによっ

て、所得が向上する、経営を継続できるというところにつながっていくと思います。このTACの管理だけをやっていれば全てがハッピーになるとは、そんな単純なものではないと我々も思っていますので、そういったところも含めて皆さんと一緒にいろいろと考えていければと思っています。

○金子所長先に手を挙げた方、先にどうぞ。

○参加者 繰入れ制度について、資料の12ページでちょっと質問させていただきたい。質問とお願いの方をさせていただきたいなと思います。

こちらにつきましては、当方が前回、第2回のステークホルダー会合、12月に開催されたもので、カタクチイワシにつきましては、ゼロ歳魚をメインとする、漁獲のメインとする資源ですと。そういった資源をTAC化することによって、その設定されるTACが資源の加入量の上にもぶれたり下にもぶれたり、そういうのに対応できないので、漁家経営に影響を与えないですかと、そういった趣旨の課題として提案させていただきました。今回、この繰入れ制度というかたちで、こういうふうに対応しますよと示していただいたことにつきましては、いろいろと御検討いただきましたことについて、感謝申し上げます。

なぜ、こういったかたちで、先ず12月のステークホルダー会合で提案させていただきましたかということ、金子所長含めて加納さん、水産庁の皆様方、現場回りされてきたと思うんですけども、山口県におきましては、しっかり自主的な管理をやっておると。内容としましては、期間、そして時間、操業区域といったものをしっかり制限をして、毎年、同じ漁獲努力量で、来たものを獲ると。そういったことをすることによって、カタクチイワシの加入量が多かったり少なかったりと、そういった資源特性に合わせて、いろいろ資源管理を組み立てて持続的にこの資源を利用していこうと。そういった趣旨でいろいろ合意形成を得ながらつくってきた、培ってきたものと、そういった認識がありまして、そういった一方でTACを設定したときに、ゼロ歳魚主体の資源をTAC化することによって、資源のぶれに対応できないTACとなってしまう。これは問題なんじゃないですかというかたちで提案して、今回、繰入れ制度というかたちで御回答があったというふうに認識しております。

他の魚種にも言えることだと思うんですけど、ゼロ歳魚をメインとする資源をTAC化することによって、先ほど、カエリの資源の予測についてどうですかという質問されたときに、水産機構の方から不確実性が高いですよということの回答があったと思うんですけども、ゼロ歳魚をメインとする漁獲、ゼロ歳魚を漁獲のメインとする資源をTAC化し

た場合、そういった、やっぱりTACが上にぶれたり下にぶれたりっていうところを、なぜそういうふうに生じてしまうのかっていうのを、先ず、行政も含めて利用者も含めて、しっかり認識した上でTACに向けた議論を進めていかないといけないかなと思っているところでございます。

そういった上で、ちょっと前置きが長くなったんですけども、先ず、ちょっと1点、お聞きしたいのが、私も、ちょっと資源評価の内容はかなり難しくて、いろいろ勉強する中で、今、発言してますけど、間違ったことがあるかもしれないので、ちょっと教えていただきたいんですけど、先ず、今回、繰入れ制度を入れる提案された裏には、やっぱりゼロ歳魚を予測するという不確実性があるというところから生まれてきた水産庁さんからの御提案と思うんですけども、なぜ、設定したTACが実際には資源の評価の上下、ぶれに、資源の加入量の上下のぶれに対応できていないのかっていうところをちょっとすみません、聞き方が悪くて答えづらい部分があるかもしれないんですけども、水産機構さんからちょっともう一度、このカタクチイワシをTAC管理していくと、今後なってきたときに重要なところだと思うので、その点についてちょっと説明していただけないかなと思います。よろしくお願いいたします。

○河野主幹研究員 はい。水産機構の河野です。

なぜ不確実性が高いのかということなんですけれども、再生産関係の図を見ていただければ分かると思うんですが、同じ親魚から生まれたとしても、加入というところですね。年によって同じじゃないというところがあって、それはその初期のところで生残がかなり変動が大きいということにも起因していると。そういうところからこういう、生態というか、特質を持っておりますので、そこはそこの部分で不確実性が高くなるということですね。

将来予測をするときに、同じ親であっても、いろんな加入が幅があるので、そこで不確実性が先ず高くなるということで、不確実性が高いというふうにコメントしています。

○参加者 ありがとうございます。今の再生産関係の図っていうのは、この参考資料の8ページの図の6の話でしょうか。

○河野主幹研究員 そうです。はい、そうです。

○参加者 はい。ちょっともう少しよろしいでしょうか。今の、この再生産関係を見ますと、同じ親魚量6万トン付近であっても、加入量が、いわゆる生まれてくる赤ちゃんの量というイメージで捉えてますけども、250億尾であったり、一方、1985年であれば1,500億尾になる。同じ親でも、このぐらいくれてしまうよと。そういった中で、仮に、来年、

カタクチイワシのゼロ歳魚を予測しようとしたときに、こんな再生産関係のぶれがある中で、どういう予測をするかっていうと、いわゆるこの、青い線、この中でいうと平均値的なものだと思うんですけども、これによって設定すると。ですので、例えば、2022年、これ2023年は入ってなかったんですけども、恐らく2023年も同様な加入量があったんじゃないかというふうに見ていきますけども、この翌年のTACがこの青い線に基づいてTACを設定するばかりに、この2022年のような、一昨年のような大きな加入があったときには、TACを大きく上回ってしまうと。12ページで言うところの漁獲量に対して、青い線のTACのラインを超えてしまうと。そういった状況が生じるというような理解でいるんですけども、そんな感じでいいんでしょうか。

○河野主幹研究員 少し違ってまして、この青い線に乗った加入量が来るというわけではなくて、これを基に、ばらつきを過去の、同じようなばらつきを与えて、シミュレーションをするんです。それを何回かするんですけども1万回とかして、その平均値を取ったものが漁獲量とか親魚量とかで、平均値として表されているというのが実態かなというふうに思います。

○参加者 はい。ちょっともう少し勉強させていただきたいと思いますが、いずれにしても、この青い線じゃないけども、その辺りでTACを設定する。

○河野主幹研究員 まあ、そうですね。

○参加者 そういうイメージでいいんですかね。

○河野主幹研究員 過去の状況と同じような発生の仕方をするということで、加入量は想定していますので、本当に同じ親からでもたくさん出る年もあったり少ない年もあったりっていうのをいろんなパターンがあるんですけども、それに応じて計算させて、平均値で表しているということです。

○参加者 ですので、仮に、その平均値で出したTACよりも多い加入があった場合は、今回、御提案いただいたような繰入れで対応すると。そういったイメージで捉えたらいいということでしょうか。分かりました。

先ほど、前の質問で、他の方も言われたと思うんですけども、やっぱりそういった運用していく中で、今までどおりの操業、本県でいうとカタクチイワシの特性に応じた、長年培ってきた自主的な資源管理があるんですけども、そのルールを損なうようなかたち、反対に作用するようなかたちでTAC制度が入り込んでしまうと、やはりなかなかいい印象を与えないというふうに思っております。

そういった中での繰入れ制度だと思うんですけども、現時点で資料の10ページ。11ページですかね。具体的に繰入れ制度の内容を図示、イメージ図を出していただいていると思うんですが、簡単に言うと、要は、12ページ、行ったり来たり申し訳ないんですけども、2022年のような状況を生じたときに、TAC制度に乗っかっちゃったから獲れなくなりましてよっていうのは、やっぱり一番危惧しているところかなと思ってまして。

この12ページでいうと、2022年のTACに対して漁獲量が大体1.3倍ぐらいなんですね。1.3倍ぐらいありまして、そうすると、あと30%足りないというところで、それが繰入れ量として担保されているかっていうのは、非常に気になるところかなと思っております。今、仮定というかたちで20%となっているんですけども、現時点でその繰入れ規模については、まだ明示されていないと思うんですが、その辺の検討状況なり、ここがないと、ステップ1は漁獲報告の義務化、要は、本番に向けての助走期間ですよって言われても、先ほど、所長からは、もう後戻りすることは決してないと、強い勢いで言われたもので、だったらちょっと、今までどおり操業できるのかどうか、ちょっと示してくださいよというのが、現場の今までやってきた、しっかり自主的な管理で資源を守ってきたっていう自負、漁業者の皆さんもあると思うんですけども、そういった漁業者に対する敬意を表するというか、自主的な管理を軽視してませんよっていうことだと思うんですけども、先ず、そのパーセンテージなり、検討状況について、どのような状況かっていうのを、すみません、ちょっと長くなりましたけども、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 検討状況ということですけども、先ず、何を、どういったことを考えなくてはいけないかというところを先に説明させていただきます。確かに、例示してあるように、当初の設定したTACが実際の資源の状況に照らして小さ過ぎた場合に、もうちょっと資源的にも獲っても問題なかったです、もっと獲ってよかったですということが起こり得ますというのが、この2022年度のところなんですけども、我々、何をいろいろ検討しなければいけないかというと、ある地域でたくさんカタクチが寄ってきた、漁場が形成されたけれども、たまたまそこでたくさん来ただけで、全体として見たときに、そこまでカタクチイワシ資源は多くなかったですよと。そこにいるからといって獲った場合に、結果的に獲り過ぎになってしまうということを心配しています。もちろん、資源的に獲っても問題ないものを獲らないようにブレーキかけることはできる限りしたくないとは思っているんですが、他方で、緩く管理した結果、実は獲り過ぎてしまって、将来の魚を減らしてしまうことを心配しています。そのときに、どのぐらいまでの繰入れであれば、仮に、

獲っていい量よりも獲り過ぎてしまったとしても、資源を痛めつけるリスクが少ないかというようなところを考える必要があるということから、今それを検討しているという状況です。当然、その部分は、行政だけではなくて、研究機関の方にもいろいろと計算していただかなければいけないということで、それをお願いしているという状況ですが、その辺り何かお話しできる材料はありますか。

○大島部長 水産機構の大島と申します。

今、お話しいただいた繰入れとかそこら辺の、いわゆるシミュレーション結果による今後、そういう措置を取った場合にどういったリスクがあるのかと。将来予測に基づいて行っていくわけですが、こちらに関しては、今日の話題であるカタクチイワシの瀬戸内系の、あと、他に、ブリだとか他の魚種でも、そういった同様の話題がありまして、今年度からそういった繰入れ、繰越しをした場合のリスク評価を計算していく今、枠組みをつくっておりまして、例えば、これからのTAC移行種に関してはそういったところも検討していきます。

ですので、直ぐに、そういった結果をお示しすることはできないと思うんですけども、この何年かの間にそういった検討を進めまして、実際に、じゃ、こういった措置を取った場合にどういったリスクがあるのか。例えば、今、話題になりました、どれぐらい繰り入れるかと。10%繰り入れるか、20%、30%、幾つかのパターンが出てくると思うんですけども、そういったところに合わせて、将来予測を行って、リスクというのは簡単に、例えば、資源を減らしてしまうリスク、あるいは漁獲量が思い切り変わってしまうリスク、そういったいろんなリスクがありますけれども、そういったリスクを評価して、評価というかお見せして皆さんと議論していくというかたちを将来的には考えております。ありがとうございました。

○参加者 ありがとうございました。ちょっと素人の私にはなかなかずっと理解ができない部分なので、また、ちょっと勉強させていただきたいと思いますけども、端的に言うと、今までちゃんと私たちが、漁業者の方々が資源管理をやって、実際データとしても12ページにありますとおり、資源が下がったときには漁獲量も落ちていて上がったときには漁獲量も上がっていて、漁獲、資源の状況に応じてしっかり管理をやって漁獲していたと。そういった皆さんには、漁業者の皆さんに自負があると思う中で、TAC制度を導入したから、今までどおりできなかったと。そういった変な悪い印象を与えると、今後のTAC魚種を拡大して、TAC管理を拡大していく、魚種を増やしていくという中でよくない印象

を与えるかなと思ひまして、示せるなら、なるべく早い段階でステップ1に入る前の段階で示していただきたいというような思いで、ちょっといろいろと質問させていただきました。

後程、漁獲シナリオ等でそういった同じような議論があると思いますので、取りあえず質問ということでさせていただきました。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○金子所長 ありがとうございます。大島さんからあったとおり、今、枠組みを検討しているという状況にあつて、また、この瀬戸内海っていうのは、これまでの資料3でも説明したとおり、ちゃんとした漁獲報告が未だできていないというような状況にありますので、先ず、正確な漁獲報告を集めないと、ご指摘のようなことを前にやっても意味をなさなくなる可能性があります。元々が違う訳ですから。全然違ったデータでやったとしても、あまり意味はなさない。先ずは、正確な漁獲報告をすることが先決であり、そうでないと、ちゃんと評価できないし、TAC報告を踏まえた県の配分も我々から皆さんに示すことができなくなってしまいますから。あくまでも、正確な報告をした後、でもこれはTACの全面実施じゃないですから。その検討期間がありますので、そこにおいて、今、大島さんが言ったとおり、繰入れについても検討し、その枠組みについても皆さんにお示しして、これでどうですかっていう御相談をしてから、全面実施であるステップ3の方に移ることになりますので、その点は御理解をいただければと思います。

それでは、他に、どうぞ、はい。

○参加者 私ごとで申し訳ございませんが、金曜日にカテーテル検査をして、造影剤を入れてちょっと脳みそいじくられましたので、活字を見ると、くたびれるんですね。簡単に言いますけど。私の、イワシ網チームの一員です。ちょうど50年前、父親がグループで始めたイワシ網なんですけど、獲れたり、獲れんかったり。獲れんかったりの方が多かったわけなんですけど、曲がりなりにも50年続けてこれました。その間、もろ手を挙げて喜んだのは、僕の記憶ではたった3回、3年だけだと思っております。平成5年まで、多分、瀬戸内海は魚群探知機が使用禁止だったはずだと思います。平成5年から魚群探知機が使えるようになって、私もそのときに船乗さしてもろうたんじゃけど、もうこんなにすばらしいんか思うて感動しました。多分、それ以降、我々、イワシ網のグループは、獲れ過ぎを懸念しました。そら探知機で見えるからね。当然のことだと思います。それ以前は午前中、日の出前から夏なら4時過ぎぐらいから沖に出て、9時、10時まで操業して、また昼

飯食って1時、2時に出て、遅いときは7時、8時に終わってました。その魚群探知機が使えるようになって、五軒の漁業者が話し合って、夏場なら朝5時から10時に船を、二艘こぎですから、くっつけて終わり。そういう漁法をして、魚を獲らなくしております。

そうしたところ、50年で3回しか笑ったこともないような状態のところを、TACというものが降って湧きました。到底、容認できるものではありません。その50年の中、無理をして、40年前、私らの網は新品にしました。それから、40年たつとるわけですよ。回らないですよ、その設備投資に。御存じのように、うちのイワシ網は半年しか操業しません。50年前の燃油が、多分、当時リッター30円だったと思います。その頃と比べてもう経費は3倍から5、6倍になっております。ほんま、儲けもない状況で、一生懸命やりくりしたときに、TACっていうのはかっこいい言葉ですけど、イワシを獲るなど聞こえるわけですよ、漁師には。そうでしょう。もっと獲れじゃないんでしょ。それならもっと朝から晩までやるときゃよかったってなるじゃないですか。我々の企業努力を認めてくれないなら、そうでしょう。やっとならば我々も去年、一昨年ぐらいの水揚げがあれば、船もやり変えられるんじゃないかと思つたところ。これじゃ、40年たった船を、まだまだ、ごまかし続けて乗り続けなならん。こういう羽目になってしまうわけですよ。我々だけじゃないと思います、瀬戸内海のそういうカタクチイワシの漁に携わっている人間は、絶対、誰一人賛成しないんじゃないですか。

ほんで、漁師からそういう話も出たわけじゃないでしょう、どういう機関から、そういうカタクチイワシを、TACをかけるってなったんか分かりませんが、ほんま不思議でならんところです。どうかね、考えてからやってくださいよ、ほんで他県の場合はとか言うけど、枠をもらうとかあげるとか、他県は期間が長いんですよ。長いところにもらえる訳ないじゃないですか。例えば、僕らが早く済んだだけ、広島県に分けてもらって、まだ向こうは年越してでもやりますから。僕らは6月から11月で終わり。単価が安かったらどうしようもない。食っていけない。TACはようかかったら、1か月従業員を遊ばすようになる。その填補は誰がするんですか。ほんま、やめてほしいんですよ。どうぞお答えをお願いいたします。

○金子所長 ありがとうございます。今、御意見あった中で何点か言及がありましたけど、一つずつお答えいたします。

一つは、やはり長年、自主的な資源管理に取り組まれてきておるということで、その点は水産庁としても感謝しております。山口県だけでなく、燧灘では複数の県で協定を

結んで、自主的な管理もやられているというのを我々は承知していますし、そういった漁業者の皆さんの資源管理の取組については感謝もしていますし、我々もそれを支援したいというふうにずっと考えています。

TAC管理となると、やはり漁獲量が減るというイメージがどうしても、そうお考えになると思いますが、我々の説明が至らないというところもありますけど、決して、そうではないというふうに、我々考えています。TACだから量が減るってことじゃなくて、先程の、例えば、15ページ目の資料についても、TACによって近年の平均の実績よりも高い割合で漁獲することもできるんですね。それはその資源状況によりますが、そういったことも十分考え、今のこのデータでもこうなっているので、十分、TACイコール漁獲量が減るってということでもないということです。ちゃんと、今の実績よりも増えることも当然あり得ますということだけは、ちょっと御認識をいただければなと思っています。

我々も先程言ったとおり、皆さんの自主的な取組を促進したいという立場で水産庁はいますので、うまくTACを使っていただきたいですね。それが、この資料で説明したメリットのところですね。上手に商売で付加価値を付けるようなかたちで、このTAC管理を使っていただいて、値段が少しでも高くなるようにしていただければ、皆さんの経営にもすごく良い影響が出るということで、今後、その辺りをなるべく我々も皆さんに説明に回る時には、実際、ステップ1に入って漁獲量が正確に出てくると、TAC管理のメリットを実際に皆さんが感じられると思うんですね。そういった、特に、先程、メリットの3番目で言った、漁獲量の積み上げとかがリアルタイムで見える化するんですね。そうすると、いろんな活用の仕方ができるなと思っていただけるので、それをちゃんと含めて、TAC管理が本当にできるかどうかをまた再度改めて、今じゃないですよ。3年とか4年後ですけども、改めて我々が皆さんにお聞きします。そのときに本当に、TAC管理を実施するかどうかを御判断をいただければと思います。

あと、広島県については周年操業してることは認識してます。それで先程の15ページの資料のとおり、広島県さんはシェアが大きい訳ですね。やはりTAC報告すると、どんな感じで年間漁獲量が積み上がってくるかっていうのを、大体、経験値として分かってくるんです、県庁さんの方でも。例えば、9月とか、8月とか9月の段階で、この漁獲量だったから12月までには獲り残すとか獲り残さないとか、そういう判断が多分出てくると思います。その段階で獲り残すのであれば、先程言ったとおり、そのまま置いていくと、彼らにとっては、余りメリットがないので、出した方が実績にカウントされるので、他の県に

融通してもらうようなかたちの制度を組みたいと思っています。他の周辺の県もまた同様でありまして、そういったかたちで、もし、その年について、あまり漁獲量の消化がなくて余らせるようであれば、例えば、8月とか9月とか、その辺りで判断が付けるように徐々に becoming 可能性もありますので、そういったことから、余りそうな枠を少し山口県にお渡しするとか、若しくは、そういった県間融通が難しい状況には、国の留保枠を設定して良いということで皆さんの御了解を得れば、国から一定のルールに基づいて配分しますし、また、もしくは、自県の枠の中で翌年度からの繰入れですね。一定のリスク評価によって前借りをして、帳消し機能がある前借りですけども、そういったものを使って、円滑にこれまでどおり操業していただくのが、我々が想定しているTAC管理であるので、その点は御安心していただければと思っています。我々、TACの枠があって、漁獲量を減らして、かつ、皆さんの操業を止めることは避けたいと思っていますので。そうならないようなかたちで、こういった資料を作って、いろんな制度を組み合わせたいと思います。我々は瀬戸内海全体を見ているので、それぞれ前浜での漁獲の変動があると思いますけど、我々は瀬戸内海の一つの資源だと思っているので、瀬戸内海全体のTACを守られれば、概ね、それは資源にとって良いと思っています。

だから、県間融通とかは、基本的にどんどん促進してもらいたいと思います。その中で全体として守られる、12月の段階ですね。そういったかたちで管理をしていきたいと思っていますので、そういった柔軟な運用をやっていききたいと思っています。

○参加者 だんだん頭が痛くなってきたので。国としては、水産庁としては、東南海地震が起ころうが、南海地震が起ころうが、TACはもうやるということなんですよ。やりますよ。漁師が反対してもやるということですか。

○金子所長 いや、その条件が整わなきゃTACはできないと思います。例えば、データが全然整ってないとかですね。ただし、先程説明したとおり、このカタクチの瀬戸内海系群は、もう40年以上の資源データがかなり豊富に整っていて、かつ、卵稚仔調査で、漁業独立データもそろっている資源なんですね。比較的データがある。資源評価ができる資源であります。それで、先ほど申したとおり、不確実性があるにしても、将来予測を伴うMSEYの資源評価ができる資源だと水産庁は考えています。

ですので、新たな漁業法において定められたTAC管理の方に行くのが良いと考えていますし、それによって、皆さんの漁業経営が良くなる観点でメリットもあると考えています。何度も申し上げているとおり、今日、決めるのはTACの全面実施ではないです。そ

こを誤解しないでください。あくまでも、漁獲量を収集するステップ1を、特に本日やり
ます。それで、TACの全面実施はもう3年とか4年後の話になって、更に正確な漁獲デ
ータを収集して、先程、御質問あった繰入れ制度の制度設計ですね。繰入を何割まで認め
るとか、そういうのを全て整えてもう一回、これでTACの全面実施どうですかって皆さ
んにお聞きます。今日、何かTACを全面的にやるとかやらないとかではなくて、あく
までも、今日においては、正確な漁獲量データを集めるための制度を整えるステップ1に
ついて、我々としては御提案を皆さんにさせていただきたいと考えています。

○参加者 はい、分かりました。また、山口か下関でお会いしましょう。

○金子所長 はい。いつでも行かせていただきます。

○加納課長補佐 すみません、横から、すみません、失礼いたします。加納でございます
けれども、今回の、このステークホルダー会合、始まる前に、今の瀬戸内海漁業調整事務
所の金子所長を筆頭に、私も一緒にお邪魔させていただきまして、現場の浜回り、山口県
の浮島の皆様のところにもお邪魔させていただきました。もちろん、他の県の皆様のとこ
ろにもお邪魔いたしました。皆さん、現場の状況っていうのは、いりこを作っているって
いう意味では同じところもあれば、ただ、やはり操業の面で違う面がある、資源管理の仕
方が違うとか、操業の時間、期間が違うとか、あとは漁獲量が正確に把握ができていない
とか、いろんな違いがあるんだなっていうのを身にしみて感じたところでございます。皆
様、一生懸命、地先の資源ということで管理をされてきて、うまく使ってやっていこうと
いう中で、一方で、実は、最近、単価もいいし調子もいいから漁獲量を伸ばしていくため
の取組をされようとされている方もいらっしゃるということが分かりました。

ただ、資源はやはり限界があるというか無制限に獲ってもいいと、獲ってしまうと、将
来のためには残らないということだと思いますし、現場の皆さんから、自分の前浜は調子
がいいんだけど、他の県のやっている取組は分からないっていったような声も聞かれ
ました。この取組をして、すごくいいなと思っているのは、他の地域の皆さんがどのよう
な取組を、資源管理の取組をやっていたかっていうのが、この会議の場を通して分かり
ますし、こういう、そうですね、議論、資源管理についての議論が、それがTACだけか
どうかはもちろん別として、他の面でも漁獲努力量管理とかの面でも、資源管理の議論が
進んでいくってということじゃないかなというふうに思っています。

この取組をやはり継続してやっていくことによって、皆さん、今、申し上げたようにい

ろんな現場で今までもしっかりやってきたっていうところもあれば、これからもっとたくさん獲っていきたいって言ったところも存在しているという中で、みんな、一つの系群ということですので、それをうまく使っていこうっていう取組をしていきたいというお話をさせていただいておりましたところ、やはり理解を示していただいて、そういうことであれば、心配、もちろん不安はあるけれども、やっていきたいっていう声も、正直、この浜回りというか、前回のステークホルダー以降、生まれてきた声なのかなというふうにも思っているところです。

我々、水産庁としましては、今、所長からも説明がございましたけれども、全体として、取組を進めていくっていうことがメリットだというふうに考えておりますので、そのために取組を進めていきたいと。現場を回らせていただいた感覚からしても、ぜひ、私自身としてはそういうふうに思っているところを申し上げたいと思います。

○金子所長 その他、御質問は、はい、どうぞ。

○参加者 カタクチの資源管理の運用の部分で、いろいろな制度を水産庁さんの方から御提案いただいて、その部分については感謝しております。ただし、TAC管理の基本的なと言いますか、本質的な考えっていうのを、やはり、いま一度、説明をしていただきたいんですけども、TACによる資源管理っていうのは、結局、管理区分ごとに漁獲可能量を配分し、その量を超えないように漁獲量を管理するものと私は理解しております。

制限がかかるっていうことを漁業者の方は非常に懸念をしております、心配している部分について、いろいろな制度を使って柔軟に運用していきましょうということなんですけれども、そういうようなことをされても、基本、たくさん獲れ過ぎて、資源には悪い影響が明らかにありますよというときには、やはり漁獲量の制限をするということだと思うんですけど、そこはきっちり漁業者の方にも、このTACっていう制度を理解してもらう上で説明をしていただきたいんですけど、どうでしょうか。

○加納課長補佐 はい、ありがとうございます。その話については、伊吹島にお邪魔させていただいたときも明確にお答えしたというふうに私は思っているんですけども、今おっしゃっていただいたとおりでして、資源の状況いかによりはりますけれども、やはり資源状態が悪いときには、みんなでちょっと我慢する時期っていうのがあるのかもしれないというふうに思っております。そういう制度です。

それで、しっかりやっていくことによって資源が持つ再生産の能力で、今現状だと非常にいい状態にあるということで、皆様、今現状の獲り方を続けられるぐらいの、全体のT

A Cっていう量、出ておりますので、今であれば、継続して同じような獲り方ができると思っていますし、これが獲り過ぎ以外の原因も、もちろんあります。環境変化、あると思っています。これなどによって、カタクチの資源が全体として悪くなってくれば、懸念されているような、獲れなくなってしまう。これはT A Cをやっていようがいまいが、魚がいないってことです。やはり獲れないってことだと思いますけれども、それを科学的に評価をして状態を確認しながら、資源を有効活用していきたいという取組だというふうに思っております。

○参加者 10年、20年先を考えれば、必ず資源の増える減るっていうのがあると思いますので、今、いい状況かもしれませんが、悪い状況も必ず将来に起きると思います。そのときにはやはり漁業者の方に対しても、我慢してくださいという制度かなと思うんですけど。そこはよろしいですか。

○金子所長 それでちょっと補足ですけども、皆さんは、やはり前浜の湾・灘の漁場を主に見られてるので、そこに配分される枠を見られてると思いますけど、我々、水産庁は瀬戸内海全域を見ているので、そこで一つの資源なので、全体のT A Cを設定するっていうことであります。

結局、1月から12月まで操業して、12月の段階で、その全体の枠を超えなきゃ、はっきり言っている訳です、我々としては。資源も守られる、資源にとっても良いと思っています。ですけど、資源の変動は湾・灘で年によって変わってくるので、だから、ある所では消化が早く進んで足らなくなることがあります。だから、県間融通とか国の留保なんかを使って、足らないところにはT A Cを再配分して操業を続けてもらう柔軟な運用を考えている訳です。それは国の留保とか、県間融通とかを使って操業が止まらないように。ただし、それは瀬戸内海の枠の中でできる話ですので、我々にとっては、それは全然問題ない訳です。かつ、瀬戸内海全域の資源量が、県間融通とか留保枠も、全然、足らなくなってしまうような事態、そういったのが今後に想定されるかちょっと分かりませんが、そうなった場合には先程言った、リスク評価をしながら翌年度からの繰入れも一つの方法で、今回、提案をさせていただいています。

それは、そういった厳しい状況じゃなくても、各県さんで柔軟に、やりやすい方法の選択肢の一つとして、県間融通よりも、繰入れをやりたければ、先にやっても全然構わないですけども、繰入れ制度はそういった、どっからも融通を受けられないような、どこも操業が良くて、国の留保枠も他に渡してしまったような事態において、翌年度からの繰入れ

も行い、操業が止まらないようにする柔軟な運用をすることとしていますので、そういった、ありとあらゆる措置の柔軟な運用を駆使して、皆さんの操業が止まらないように、瀬戸内海のパイで収まるようにやっていくことが我々のこのTAC管理の趣旨といえますか考えであります。

○参加者 その部分についてはもう詳しく、午前中からも説明していただいて、繰入れの際のリスク評価をどうするかっていうところは、課題としてあると思いますけれども、私が言いたいのは、そういう柔軟な運用しても、瀬戸内海全体で枠を超えて、どばっと獲れるようなときっていうのがあったときには、漁獲量の制限はかかりますよと。したくないっていう、させたくないでもいいんですけど、そういった場合にはそういったTACっていうのは制度であるということを、説明、きちんとその部分も説明しておく必要があると思うんですけど。

○金子所長 それは、29ページ目のステップ3のところ、②のところの採捕停止命令を伴うTACの管理の実行とか、その辺りを書かせていただいていますので、そういう機能を持った制度であるっていうことは、これまでも御説明をさせていただいておりますけど、何度も言うとおりに、できるだけ、そうならないように柔軟な運用をやりましょ、当初のTACを超えるような瀬戸内海全域の資源増加がある事態に対してもリスク評価をした上で、繰入れなんかも今回使えるようなかたちで検討していきたいと思いますので、その点もよく説明を同時にしないと、皆さん不安に思っちゃいますので、それら両方で説明していかなくちゃいけないと考えています。

他に何か、はい、どうぞ。すみません。

○参加者 すみません、TAC管理がどうしても、一つのパイをみんなで食べ合うというところで、どうも何か、ずっと皆さんの意見を聞いたら、TAC管理というのは、一つのパイをそれぞれの瀬戸内海の関係する府県が食べ合うというふうなことでやるので、漁業者さんも非常に反発が大きいんだと思うんですよ。なので、私としては、管理することも当然、大事なかもしれませんが、そのパイを一つから二つに増えるようなかたち、逆に言うと、今、愛媛にこないだ来ていただいたときも話をしたんですけど、瀬戸内海って我々のところでも各府県が卵の調査をやったり、資源の調査をやってもらって、実際に卵はあるけれども、それを結局、振り替えると、漁獲まで至っていないと。卵の出現が多かったも、漁獲までに至っていないってことで結構、平成17年の頃から関わってますけど、結構、多いんですよ。というのが、よく言われてるのがその卵からかえったときにちょう

ど餌となるものがないってことをよく言われてるので、そうすると、栄養塩不足等が関係すると思うので、どっちかという国の方では、瀬戸内海一元的に取り組むのであれば、瀬戸法の改正等もあるので、栄養塩の供給というか、そこら辺も国が主体的になって、ぜひやっていただいて、皆さんの、一つのパイを食い合うだけじゃなくて、パイを二つにして、三つにすれば、皆さん、多分、普通に操業ができるんだと思うので、そこを国が、環境省等の関係もあって、湾・灘ごとに取り組んでくれるってことで言われてますが、先進的には兵庫県さん等がやられてると思うんですけど、各府県においては、あまり進んでないところも実際にはあるので、国が主体的に、主導的に栄養塩の添加等も含めて、資源自体が増えるようなかたちも、管理だけじゃ、数量管理だけじゃなくて、資源が増えることも、ぜひ国の方にはお願いしたいと思います。

○金子所長 ありがとうございます。御指摘の点、重々承知しておりまして、水産庁としても、特に、瀬戸内海は栄養塩管理が重要であるというふうに認識しています。瀬戸内措置法が改正されましたけども、その時にも水産庁は積極的に環境省と一緒にやって、国会において新しい法案を通過させたこともあります。仰るとおり、湾・灘で協議会を設置して、それぞれ関係者が湾・灘で議論をしていくことですが、当事務所にも、そういった栄養塩管理の担当者がちゃんとおりますので、そういった協議会にも積極的に参加させていただいて、水産庁の立場を述べさせていただいています。本庁の方では、その栄養塩がどういうふうに生物、魚資源に影響を与えるかという調査もやっているんで、そういったことで栄養塩管理についても今後も促進していきたいと。そっちも見ていきたいと考えております。

○参加者 昨日と先週、ずっと漁業者の方、回ってきて、いろいろ聞く中で、一応、意見というかたちで申し述べたいことが先ず一つあります。

それ一つ目は、今回、カエリ以上の資源管理ということで、資源管理上はなかなか、チリメン入ると難しいということは分かるんですけども、我々としては、実態がどうなっているかっていうところの部分も含めて、やはり、チリメンの状況というのがどうなっているのかっていう情報収集というのも重要ではないかというふうに考えておりまして、広島県としても、その辺りの情報も同時に、将来的にどう、TAC管理に入るかどうか分かんないんですけども、そういうところも注目しながら、情報収集をしているところです。その中で、なかなか本県は漁獲情報の方は、なかなか集まらないという状況の中で、どれだけ情報がすぐ集まってくるかというところの部分が、分からない中でっていうこと

なので、仮に、ステップ1に入ったとしても、なかなかその辺の情報の、どれぐらい、先ず集まったら、そういったステップ2の方に行くのかどうかということを先ず確認いただきたいというところが、先ず1点でございます。

もう一点は、一応、漁業者メリットっていうところの中でリアルタイムの情報がっていうことを、かなり再三言われているような状況だと思うんですけども、やっぱりなかなか情報って漁業者の方から、一応、スマホとかで入れてもらうような方向で我々も考えてやってるんですけども、情報集めるってのは本当になかなか難しいっていうところは、状況があったりするんじゃないかと思われま。リアルタイムというイメージと、それをどういうかたちで出されるっていうことを水産庁としても考えられているのかというところに関して、お答えいただきたいんですけども、お願いいたします。

○金子所長 ありがとうございます。今、シラスの資源評価、TAC管理のお話が先ず1点目であったと思いますけども、やはり我々は、管理の対象だと思っています、シラスについてはですね。ただし、先程言ったとおり、資源評価上、将来予測を行う資源評価の対象にしてしまうと不確実性が高まってしまうので、今回は、対象外とする整理をしたということであります。ただし、TACの管理の対象ということになるので、それについてはちゃんと明確に基本方針にも今の漁獲努力量以下にするということを定めますし、その状況については情報を常にウォッチしていくということになろうかと思ひます。それで、広島県さんが御苦勞されて、県下のシラスとか、カタクチの情報収集、漁獲量の情報収集をされていることは我々は認識しています、ありがとうございます。

ステップアップ1に入ったとしても難しい状況なので、どのぐらいの情報データが集まるか分からないということで、それでは、どうなったらステップ2になるのかっていう状況についても、貴県だけでなく、他の県さんもそういう問題があるので、1年なのか2年なのか分かりませんが、ちゃんと情報データが集まるのが重要だと思いますので、その状況を皆さんにお知らせして、これでどうでしょうかと皆さんにお伺いすることになると思うんです。それでステップ2に行くということを、また御相談することになろうかなと思ひます。

漁獲情報のリアルタイムについて、スマホで情報収集をされていますけど、リアルタイムの情報の出し方についても、それをどのような用途に使うのか、TAC管理に使うのか、それとも資源評価にも使っていくのかとかですね、そういう目的も踏まえて、都道府県で共有するだけなのか、それとも、表に出すのであれば、また取扱いが違ってくると思ひま

す。それもまた、皆さんと御相談するようなことになろうかなと思います。

○参加者 また、その辺りのリアルタイムの具体的なイメージっていうのは、まだお持ちでないということでしょうか。

○金子所長 それも皆さんと御相談した上で決めていくことになると思います。

○参加者 はい、分かりました。ありがとうございます。

○金子所長 他に何かございますか。どうぞ。

○参加者 はい。先ほど来、カタクチイワシという魚種の特性として、資源の評価が難しいとか、将来予測が難しいというような状況の中で、漁業者が一番懸念されているところは、TACをやらなかったら、というか、TACをやることによって、獲ってもいい資源が獲れなくなった事態が生じたと、生じるという可能性があることについてです。その対策として今、水産庁さんの方にいろいろ考えていただいていて、国留保、保留からの配分とか融通とか、あるいは、最終的には翌年度から繰入れというようなことを考えていただいていますけれども、これがちゃんと機能するのかなのか。ちゃんと機能しますよ、大丈夫ですよっていうふうに言っただけだと、不安は大分、解消すると思うんですけども、その辺の検討状況を、先ほど行政の方から聞いたら、今から検討しますと。いや、今から検討しますじゃなくて、そこを検討した後に、ステップ1に入るかどうかを判断させてくださいというのが、こちらとしての意見です。

○金子所長 ありがとうございます。それも、先程も、私、御説明したとおり、当初、高い加入があって、本当は獲れるものだったものが、獲れなくなってしまうことで、そういった事態もあるというのを我々は承知しているので、それに対しては柔軟な運用で、今回も御説明したとおり、翌年度からの繰入れなんかでそういった事態にならないようにしたいと思っています。しかしながら、やはり繰入れ、国の留保枠からの配分及び県間融通とかは、実際に、正しいデータに基づいて資源評価をし、かつ、より正確な資源評価に基づくTACと県間配分がないとできなくなります。後、ステップ1での月ごとの漁獲報告をしていただくことになると思いますけども、それによって各水道とか、湾・灘での漁獲の各府県さんの積み上げ、そういった経験値を持たないと円滑に進むかどうか、なかなか難しいと思います。

その観点から、この段階的に進めるステップアップ管理っていうのがある訳であって、だから、今、言われていたのはステップ1じゃなくて、ステップ3のところの課題だと我々は認識しています。ステップ1の時に、本当に繰入制度が機能するかどうかを、自信を持

ってお示しするのは、このステップ1の前じゃなくて、ステップ3の時です。ステップ3の前にお示しして、それでもご納得できなかったら、あそこで足踏みするということになると思います。このステップ1のところは、何度も申し上げているように、瀬戸内海のカタクチイワシ資源については、正確な漁獲量や資源量が分かっていないという状況にありますので、その辺りについても、今後も精査をしていくことになると思いますので、その辺りを整えた上で、改めて柔軟な運用が機能するかどうかを皆さんにお示しするための期間が必要になってくると思います。そういった正確なデータなしに、それは多分できないと思いますので、やはり、先に正確なデータを集めていくことによって、先程メリットの説明しましたが、3番目にあったとおり、瀬戸内海の漁獲の状況が見える化するので、それによって、一番、皆さんが、この制度は良いと感じてもらえると思います。それも含めて評価していただければと思います。そうした瀬戸内海全域での見える化も見えていただきながら、本当に全面実施して良いかということを改めて3年後とか4年後に開くことになると思いますけど、その時に県間融通がちゃんと機能するかどうかというのも御判断いただければ良いと思いますが、それを行うのはステップ1の前ではないと考えてます。

○参加者 はい。前回の議論からあまり進んでいないところではあると思うんですけども、ステップ1に入ることに對して、ステップ1、特定水産資源とするカタクチイワシ、それについて非常に懸念があると。懸念のうち1番目、2番目はこうですよ、こうですよというふうに説明をさせていただいて、本日の会議があるわけですけども、言われることがあまり変わっていないので、なかなかお互いが歩み寄るところがなかなかないなという印象を受けております。

先ほど来、強調される、TACのメリットについても、午前中もちょっと申しましたけれども、漁業者が今、水産庁が言われるメリットを本当に感じているのかどうなのか。そこを甚だ疑問に思っております。

そのステップ1に入るまでにというのを、ステップ1に入ってからその辺の課題について検討していきますという御発言ですけども、そうしますと、先に、対馬暖流系群なり、太平洋系群、こちらの方については、対馬については令和6年、管理漁期からステップ1に入るということが合意されて、資源管理方針も変えられておりますし、太平洋系群については今ステップ1に入るという取りまとめがなされて、まだ、資源管理方針の改定まで至っていないと思いますけれども、早いうちにもうステップ1で、関係業者から漁獲報告が受けられる体制になってくるというふうに思っておりますけれども、先行している対馬、

あるいは太平洋で、同じカタクチイワシという魚種なので、そこで上げられている課題がどのように解決されるのか、それをちょっと確認させていただいて、その解決の状況を見た上で、瀬戸内海系群にもステップ1に入るかどうかを議論しましょうというようなことできませんか。

ちょっと時間かかりますけれども、先行してステップ1やっている。同じカタクチイワシでステップ1をやっているところで、今、水産庁さんが言われるようなメリットを漁業者が本当に感じているのか。課題が解決できているのか。あるいは課題解決できる道筋が見えているのか。そういったところを、令和6管理、令和7管理漁期以降に、他の資源の状況を説明していただいたら喜んで、それが解決できれば、喜んで漁業者の方も納得して、瀬戸内海系群でもステップ1に入るということになると思います。その辺で納得が得られれば、最終的にステップ3まで行くっていうのは、そんなにもう時間かからないのかなというふうに思います。

以上です。

○金子所長 はい、ありがとうございます。ステップ1は、何度も申しているとおり、漁獲量報告の収集の体制の話ですので、TAC管理の全面実施ではない。それはステップ3の話であります。ですから、仰るとおり日本海系群とか太平洋系群が先行してステップに入りますけれども、我々は同時並行的に見ていけば良い話です。例え、本日、ステップ1に入ることを御了承いただいても全面実施ではないので、そこはだから、我々は精度が高い漁獲量を持ちながら、先行している対馬とか太平洋の課題解決を検証できることがあるので、日本海や太平洋が終わったらやるということではなくて、日本海とか太平洋の課題を全て見てから、やるという意味はあまりないし、どちらかというとデメリットが大きいだけであって、ちゃんとした漁獲データを収集した上で、同時並行的に、そういった他の系群のやり方等を見ながら、瀬戸内海に適用する等、試すことも正確なデータを入手すれば直ぐできますから。そういったことをやっていけば良いと思います。

最終的には、漁獲量データを収集するステップはステップ1なので、全面実施ではないので、そういった他の系群での課題の解決方法を加味しながら、瀬戸内海の柔軟な運用等も行って、最後3年後とか4年後に、改めて我々から、日本海とか太平洋のそういった課題の解決を得た方法はこれですと。その時点ではもう瀬戸内海の正確な漁獲データが整っていますと、新たな資源評価とTACはこれ、県配分はこれでいかがですかというふうなかたちでお伺いするのが、皆さんも混乱なく御納得いただけたらと思います。それを待って

からということではなくて、我々としては、先程言ったとおり、特に、漁獲量の収集のところは、もう既に漁獲量報告は義務化になっています。ただし、TAC管理の月ごとに提出してもらうタイミングとは違いますけど、そもそも義務化になっているものであります。ただし、そういった状況であっても、未報告の部分があるというのが、今回の一連の会合等で分かってきていますので、そこを改善して、より正確な漁獲量収集を早急にやることが重要であると我々考えています。

○参加者 ステップ1が漁獲情報を集めるだけのこととかいうのは、何遍も聞いているので十分こちらでも了解しているところですけども、今、お話ししたのは、ステップ1というか、将来的にTACをやることによって、これまでどおり獲れてた資源、獲ってもいい資源が獲れなくなる可能性がある。そのことについて懸念があると。その懸念について解消するために検討を、ステップ1以降で検討するということですけども、同じ悩みを抱えていた太平洋なり対馬で、その検討が進められるのであれば、それでちゃんと機能するのであれば、安心できると思うんですけど、そこが分からない。不確定要素になっている。だから、ちょっと待ちましょうよという提案をさせていただいているんですけども、それでもやっぱステップ1に、ありきでいくんですかね。

○永田資源管理推進室長 資源管理上、獲っても良い資源を獲れなくなることを懸念されているというのは、非常によく理解します。だからこそ、いろいろ提案をさせていただいています。

もう一つ、我々としては、獲り過ぎによって資源を減らしてしまうことも懸念しています。獲っても良い資源を獲れなくなってしまうのはもちろんですが、逆に、獲り過ぎて資源を減らしてはいけません。先ほど、他県さんの言われたように、仮に、獲り過ぎなのであれば、それは止めなければいけない。そのときに止められる仕組みがTAC制度の機能です。ただ、それが必要以上に強く抑制的に働いてしまっただけではいけないと認識しているので、いろいろ提案させていただいているところです。

なので、そこは先ず押さえた上で、いろいろ柔軟な運用を考えているわけですけども、おっしゃるとおりカタクチイワシという同じ魚種で太平洋系群や対馬暖流系群でも類似の課題がある。その解決策が参考になるという部分は大いにあると思います。しかし、資源の状況だとか、広がりだとか、海の環境、また、その資源を獲っている漁業の実態というのが相当違うと思っています。ですので、参考になる部分はあるけれども、そちらで、太平洋で解決したから同じやり方で瀬戸内海でもうまくいくとか、太平洋でうまくいかな

かったから、瀬戸内海でもそれは無理だとか、そういう単純なものではないと思っています。それぞれ海域、系群に応じた解決策となるはずですし、そこは他のものを待ってからではなくて、瀬戸内海は瀬戸内海で進めていって、参考になる部分是对应の横展開というか、そういうものも使えばいいと思います。独自にというか、瀬戸内海は瀬戸内海で進めていくことは、非常に意味のあることだと思っています。

○参加者 ちょっとしつこくなりますけれども、当然、他の系群については、他の課題もいろいろあるっていうのも分かります。資源が厳しくなれば制限していくっていうところも分かるんですが、比較的、今、瀬戸内海のカタクチイワシの系群っていうのは今のところ、資源の状態がいいという判断なので、2年、3年ぐらい遅れたとしても、資源的にいきなりドカンと悪くなるような、可能性はあるでしょうけれども、その間、何もせずに、他の系群のところを見とくということではなくて、瀬戸内海系群は瀬戸内海系群で、できるところをしっかりと資源管理に向けて話し合えばいいと思いますし、先ほど、永田室長も参考になると言われたので、そういうデータを集めた上で、漁業者の不安を解消した上で、改めて、ステップ1に行きますよ。いいですね。そこで合意が得るとというのが漁業者の理解なり協力を得て進めるということに繋がると思うんですけども、なぜ今、焦ってステップ1に行かせようとしているのかがよく理解できない。漁獲量を集めるためと、しきりにおっしゃいますけれども、それがないと資源評価ができないのか。今まで資源評価やってきていますよね。正確性が増すというところは確かにあるんでしょうけれども、漁業者の不安を置いてきぼりにして、ステップ1に進もうとする姿勢がよく分からないです。

以上です。

○金子所長 このお話はもう1年半近く浜回りをさせていただいて、水産庁からも県庁の皆さんはじめ、漁協とか漁業者の皆さんと話し合ってきています。私の感触は、だんだんTAC管理への理解が促進されてきていると実感しています。かなり理解をされてきていると考えています。それで、このように、この資料3の大部の資料をお配りしますが、これは今回だけじゃなくてこれまでの会合の全てでやってきています。皆さんから提示された課題を、我々、真摯に受け止めて、これの対応策をずっと提示、この1年半に亘り提示してきている。その結果から、多分、漁業者の皆さんも水産庁のTAC管理の考えを分かっているんじゃないかな。それは我々が浜回りをして説明していると、その感触が伝わってくるんですね。なかなか漁業者の皆さんもTAC管理に賛成とは言っていただけませんが、おまえの考えは分かるというようなコメントを各地で仰っていただいています。そういう

実感があります。こういった課題を整理して提示しておりますので、条件が整っていると思っていますのです、我々は。概ね、皆さんが提示されている課題について、我々は答えてきたという自信がある訳です、ある程度ですね。全部じゃないですけど。ただし、今後、新たな課題が出てきますけども、それは正確な漁獲量報告を、正しいものを整備してから対応すべきですし、しかもその漁獲量報告はそんな簡単にできるものだとは、我々認識していません。

この資料の漁獲量の所でも課題に上げられていましたけれども、単純に漁獲報告をやってくださいと言っても、県ではできません、未報告の部分については実際にやって見て、やはりちゃんとした制度に基づいて漁獲報告を求めているだけだと、各府県さんが動けないという状況に陥っていると認識しています。そういった意味では、もう条件が概ね整っておりますし、漁獲報告の体制をつくるのは、そう簡単ではないと我々認識しているので、できる限りそそれを早く進めたいというのが、我々の考えです。でないと、他の課題も更に遅れることになっていきますので、できる限り早期にちゃんとした漁獲量報告の体制を整えることを、皆さんにこういったかたちで御説明をさせていただいている状況であります。

それでは、ウェブの方でちょっとよろしいですか、ウェブの方で何か御質問あれば、オンラインの参加者で何か御質問あれば、挙手をお願いします。オンライン参加の方、大丈夫ですか。

はい、オンラインはないですね、はい。

○参加者 度々すみません、先ほど来から、現場の方がいろいろ、要は、不安だということで、ステップ1までにいろいろ今、進んでいる他の系群の状況を見せていただけないかという御提案があったところなんですけども、要は、2022年のこの12ページ、ちょっと開いていただきたいんですけども、2022年のような卓越年級が出たときに、現状のTACでは、この青いラインで制限されているので、漁獲可能量としては、この青い線までというところなんですけども、今回、繰入れ制度ということで、これを担保する制度、制度設計として、箱としてはできたんですけども、その箱がちゃんと機能するかどうかというの、教えてくださいよというところなんですよね。

例えば、ステップ1に入って、いろいろ検討されるとおっしゃっていますが、結果的に、これが10%に抑えられたときに、2022年、本当は1.7倍というかたちでABC、TACに対して1.7倍のABCが出てくるんですけども、漁獲量は1.3倍というところで収まっていますが、それが10%って収まったときに、ここまで、要は、資源をうまく利用できない

というふうな認識になって、それを一番懸念しているわけなんですよ。

先ほど、金子所長からはもうステップ1に入ったら戻ることはないんだというふうに強く言われたので、その前に、せめてこの繰入れの規模、これを示していただければ、漁業者の安心もかなり、不安も和らぐんかなと思うんですけども、そこの担保がないと、この押し問答といえますか、これは永遠に続くんじゃないかなと思いますんで、その辺の繰入れ規模の明示をしていただいた上で、ステップ1の議論っていうのは、あるべきかなと思っていますところでございます。これがないと安心できないんですよね。いや、水産庁さんには水産庁さんのいろいろな思いがあって、この水産政策を改革するというのを旗印にいろいろ漁業法改正をっていうかたちで、いろいろな御苦勞があったというふうには認識していますけど、漁業者の方々は、それなりにいろいろな設備投資しておりますし、近年、燃油も高くなって、いろいろな経費も上がって、今後の経営も考えていかないとという中で、獲れるのに獲れなくなるっていうのはすごいやっぱり抵抗があると思うので、そこはやっぱり制度的にしっかり担保していただいて、実際、今の操業している中で限られた期間、限られた時間、限られた区域といったかたちで努力量を一定にして、いいときはいいように、悪いときは悪いなりに、獲れんから他の漁業に転換すると。そういったかたちで今まで維持してきたわけなんですよね。それをできなくなるっていうのが、ステップ1に入ってからじゃないと判断できないと。というのは、ちょっと酷な話なんじゃないかなと思いますんで、先ず繰入れ量だけで結構ですので、どのぐらいの規模がステップ、この制度設計として提示できるのかっていうのを先ず示していただきたいと。そういうふうに思います。そうすると、漁業者の方々の安心感も、TACに対する信頼度も上がってくるかなと思いますので、その点、強く要請いたします。よろしくお願いいたします。

○金子所長 ありがとうございます。何度も申し上げている点ではありますけども、逆に何でステップ1に入っちゃいけないんでしょうか。TACの全面実施はステップ3な訳ですね。ステップ1は正確な漁業量を我々が取りたいというもの。取った方が、皆さんにとってはすごいメリットがあるので、先程言ったとおり、ほぼリアルタイムのものが瀬戸内海全域で分かってくるわけですね。それは資源評価とか生態にも使われるかもしれないです。そんな重要なデータはないと思います、はっきり言って。我々の先程言ったとおり、県間の運用にも使われてきますし、しかも、それはそもそも資源評価の基になるわけですね、正しい漁獲データが。その前にそんな繰入れの規模感の話をして、現在のものは全く違うデータじゃないですか。また、作業し直さないといけない状況になりますので、繰

入れの規模感については、我々、早く出したいと思いますが、同時に、やはり正確な漁獲データを取って、それに基づいて出すことが混乱なく、皆さんにとっては良いと思います。

それで、私が戻らないというふうに強調して言われていますけど、それについて、特定資源管理については、皆さんにとって、そうした漁獲量が適正に取れることになるので、それを否定することを考えている方はいらっしゃると思っているんですね。今は未報告の状況があるという瀬戸内海の状況なので、それを改善するために、特定水産資源に指定して各地からの漁獲報告を取るという状況が出てくる訳です。後は、正確な原魚換算係数をまた検証してやる状況が出てくる、そうした状況について、1回そのようにステップ1に入ったのに、それをやめるなんていうことは多分、皆さん思わないという観点からそう述べているだけであって、それを何か繰入れの制度の関係で言われるのはちょっと筋が違うのかなと、私は思います。皆さんがステップ1から後戻りするとは思わないからです。

1回そういう正確なデータをちゃんと取ったら、それを放棄するなんていう考えは起こらないという意味であり、1回特定水産資源に指定されたら、皆さんが後戻りしようとは思わないと私は信じているので、その様に申し上げているだけですので、繰入れの制度とは全然リンクしていない話だということは改めて申し上げたいと思います。以上です。

○参加者 ちょっと繰入れの制度の規模感の計算過程っていうのが、どういうかたちで出されるかっていうのは、ちょっと私はよく分からないところなんですけども、要は、計画の漁獲量を出して、正確な数字が分かりました、資源評価できますよと。それに対して、要は、獲れるものが獲れなくなってしまう懸念があるっていうところを天秤にかけたときに、後者の方を先ずクリアにしてくれというような話だと思うんですよね。別に、資源管理することに関しては当然、行政の立場として否定するわけではないんですけども、漁業経営を抱えていらっしゃる漁業者の方々、今まで別に乱獲をしているわけじゃなくて、むしろ資源と向き合って、しっかり自主的なルールを作ってやってらっしゃった漁業者の方々、今までどおりやっても獲り過ぎになるようなことはないとは、100%言わないですけども、可能性としてはそんなに高くないんじゃないかなと思っています。そういった今までどおりやっても大丈夫なものに対して、ある程度、TACをかけるといったときに、やっぱりスタート地点が一緒じゃないと、なかなか漁業者としても、首を縦に振れないかなと思っています。

なので、ゼロ歳魚をメインとする魚種を、TAC化するときには、いろいろな弊害が出

るけども、今回、12月に提案させていただいたものについては、繰入れ制度ということで担保しますよと言っていたことに関しては、強く感謝申し上げますけども、やはりその内容、全容が分からないと不安というのは解消できないので、その点はやっぱりちょっと理解をしていただかないと、私が勝手に一人で言っているわけじゃなくて、これは山口県の漁業者の方々の総意だというふうに思っていますし、他の県の方々も同じような懸念を示されていると思います。

要は、TACをすることによって後退してしまった、今までのカタクチイワシが持っているポテンシャルを生かせない制度設計になってしまったよというのは、なるとは言いませんし、やっていただけるんだろうというふうには思っていますけども、その確定がない以上は、やっぱり進めないっていうのは個人経営者の漁業者の皆様にとって、当然、感じる部分ではあると思うので、その点はやっぱりちょっと漁獲量データを集めることは当然、重要ですけども、やっぱり、そういった経営の不安があるっていうのは、先ずやっぱり水産庁さんとしても認識していただかないと、漁獲量を集めるんだから、それだけだからいいよねっていうような言い方はしていないんでしょうけど、そういうふうに聞こえちゃいますんで、その辺はちょっとこちらの漁業者の方々の気持ちも酌んでいただいて、歩み寄っていただくような進め方をさせていただきたいなと思います。

よろしくお願いいたします。

○金子所長 最終的には繰入れの規模感についてはお示ししたいと考えています。御指摘のとおり、皆さん不安に思っているのも重々承知していますけども、このステップ3までは、いろいろテストはしますが、漁獲報告の体制が整備されて各府県で正確な漁獲情報が集まっているか、それに基づいた資源評価への組入れ方とか、それに基づくTACで県間配分して県がどんな運用するのか等、このステップ3までの間には、いろいろなテストをしますが、それは全面実施ではないので、皆さんの経営に影響を及ぼすことはないですね、全く。停止命令も掛からないですから、ステップ3までについては。だから、その間に検討することが何で悪いのかっていうことです。不安は分かりますけど、できるだけ早く我々は示したいと思っていますけども、それは正しいデータが無いと、また、混乱を呼びますので、また違う説明をすることになる。最初のこの段階で、違う整っていないデータに基づいて、お示しすることになり、また違う数字が出てくる訳ですよ、そこは。それについては多分御理解いただけたと思います。行政の方であれば、何度も違うデータで説明してやり直すことは混乱を生んでしまうのですよね。ですから、この間に試行しなが

ら漁獲データを集め、TACの設定及び県配分をしますけれども、最終的な全面実施は、3年、4年後のステップ3ですから、そのところで御判断をいただければ良いと思います。なるべく我々はそういった不安を解消するために、できる限り規模感等を早く皆さんにお見せして、県庁の皆さんと協力しながら、また浜回りで不安があることは分かりますので、御指摘のとおりだと思うので、不安解消に努めてまいりたいと思いますけども、そのお話については、最終的な実施となる3年後とか4年後ですので、その前で正確なデータに基づいてやるのが、我々の適正なプロセスだと我々、認識しておりますので。その点は御理解いただければと思います。

○参加者 はい。ありがとうございます。それでは、ちょっと水産機構さんにお聞きしたいんですけども、先ほどからの繰入れの規模というかたちで、当方言わせていただいていますけども、今現状、資源評価をしているに当たって、いろいろデータ集めてらっしゃると思うんですけども、そのデータで出した規模感と、これから仮にステップ1に入って、精緻な漁獲量データが得られて、それで出す規模感とか、ちょっとその辺の・・・過程がよく見えないので、あれなんですけども、やっぱりそういったデータを集めないと、そういうの出ないものなのか。出るとしても、仮に、今までどおりの古いデータ、農林水産関係のデータで出したものとは差異が出るようなものなんですか。その辺はどうなんですか。

○山下副部長 資源評価のテクニカルなことになるうかと思しますので、私の方から答えさせていただきます。水産機構、山下です。

先ず、我々が今やっている資源評価というものは、漁獲のデータが正しいということをお大前提として計算しているものになります。なので、その漁獲量のデータが変わるのであれば、今までやっている計算というのは全て変わるものになります。その上で、ちょっと農林統計の値を公式統計として、我々はそれが正しいという計算で今まで計算を行っているんですけども、ちょっと見せてもらった限り、それと府県統計さんが出されている数字、場合によってはかなり大きく変わり得るということを見させていただきました。

これが、数%、誤差の範囲で収まるぐらいであれば、結果もさほど変わらないと言えるんですけども、ちょっとここまで大きく変わるというのであれば、資源評価の結果から大きく変わり得るというところから、資源評価、あるいは、管理目標といったものも大きく変わり得るわけですし、それに伴って繰入れの規模感がどこまでできるのかっていう計算結果もちょっとすごく変わり得るものと考えております。

その中で、漁獲量そのものもですし、その内訳、何歳をどれだけ獲ったかという内訳に

も大きく影響を受けますので、ちょっと現状では、これだけ漁獲のデータが変わるのであれば、そこから出される資源評価結果がどうなるか、どっちに転ぶかということも含めて今の時点では判断できないというのが、テクニカルな面からでの現状になっております。

○参加者 ありがとうございます。それでちょっとすみません、長々と申し訳ないんですけども、2022年でいうと、TACに対してABCが1.7倍ぐらいあるんですよね。こういった場合に、本当は1.7倍、そこまではいかない、TACはもうちょっと、ABCよりは低く設定されるのかもしれないんですけども、漁獲量でいうと1.3倍ぐらいまで獲っているわけです。こういったABCが1.7倍になるような卓越が発生したときに、繰入れ規模って、ちょっと聞き方としてすごい答えにくいかなと思うんですけども、どのぐらいのものが設定、可能性の話なんで、なかなか答えづらいと思うんですけど、これが30%ぐらいいけるよっていう話であればですけども、どのような場合でもそのようにはならないとか、そういった話であれば、なかなかちょっとまた、それについても考え直さないといけないかなというふうに思うんですけど、ちょっと、なかなか答えづらい部分ではあるかと思うんですけども。こういった卓越が入ったときに、いわゆる平均的な加入量で設定されたTACに対して、どのぐらい繰り入れるような繰入れ率が入ってくるのかっていうのはイメージでいいのでちょっと教えていただきたいんですけども。

○山下副部長 その繰入れ量がどれぐらいが可能かという点については、どこまでのリスクを許容するのかという部分にも関わってきますので、本当に、それを決めることによって、どこまで繰り入れられるかという計算もできるという状況かなと思っております。

例えば、資源を全く減らさないということをリスク許容の判断基準にするのであれば、繰り入れられる量は少なくなるでしょうし、逆に、今、この再生産関係など見ていただいても、親魚量が一定の4万トンぐらいですかね、3万トンか、よりも多ければ加入量は大体同じ範囲で進むというふうなことを考えていますので、そのぎりぎりまでを許容すると考えるのであれば、資源の親魚が多いときは繰入れ量を多くするというふうなパターンで考えることも可能かなとは思いますが。ただ、いずれにしても資源計算の結果が大きく変わり得る現状であれば、ちょっとどこまで許容できるかというところについて、数字を示すのは難しいとしかお答えできないというのが現状です。

○参加者 すみません、難しい質問に対して丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございます。

要は、漁業者の皆様方は、今までちゃんとやってきたものがTACによって損なってし

まうんじゃないかっていう、そういう不安を感じていらっしゃるので、その点については、理解していただいた上で、いろいろ判断を下していただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○永田資源管理推進室長 御意見ありがとうございます。TACを入れたことによって、そういう問題が生じないようにしたいというのは、我々も同じことを考えております。今、繰入れの規模感の話があつて、データの正確性がという話ありましたがけれども、この繰入れの仕組みを実際に回そうとしたときに、もう一つ、考えなければいけないと思うのは、結果的に2022年はどうだったかという、年間の漁獲量だとか、当初のABC、再々評価のABCが出ていますけれども、漁獲量が積み上がっていった、当初のABCが過小評価なんじゃないかというのを、漁期中にどういう時点のどういう情報で気づくのかということころです。繰入れの対応が必要だという判断をするには、まさに、リアルタイムが一番いいですけれども、少なくとも毎月毎月の漁獲量を把握していくとか、そういったことをしていかないと、どのタイミングでどういう対応が必要か、管理の側で何をする必要があるのかという検討が進まないと思います。

ですので、規模感の話というのは、より正確なデータが得られたときにどうなるかという部分は当然ありますけれども、こういったタイミングでどういうことが、漁獲量なり、沖の状況として見えてきたときに、管理する側が何をしなければいけないか。そういった準備をするには、少なくとも毎月の漁獲量を把握していく中で考えることが役立つと思っています。そういう意味で、正確なデータというよりは、TAC報告というかたちでどのような情報が得られるのかを確認するということころも、管理する側の体制をしっかりと整えていく中で必要なプロセスだと思っていますので、そういったところをステップ1、2でしっかりやって、これならばTACを入れたことによって、却っておかしなことにはならないというような仕組みができれば、これなら行けそうだということで、関係者の皆さんの理解が得られればステップ3に行くと。そこは、私どもは、できれば3年でやりたいと思っていますけれども、そこまで行かなければ、もうちょっと時間をかけるということも、お約束しているとおりです。そういう意味でステップ1に入って、TAC報告をしていたくっていうのは早く始めた方がいいと思っています。

○金子所長 はい。他に何か御質問とかありますでしょうか。

では、一番後ろの方。

○参加者 意見じゃないんですけど、会議の持ち方、ちょっと問題があると思います。

まだ資料3で、もうこの時間になつとんで、あと資料たくさんあるんですけど、これ5時までには終わりますか。

それでね、言いたいのは、県によって3回、4回、うちらも来てもらうんですけど、山口県にも行ってると思うんですけどね。やっぱり全体の会議なんで、スケジュールどおりに終わらせていただかなかつたら、わざわざ遠いところから来てるということで、ちょっと時間がすごく気になったんです。

○金子所長 はい、5時までを予定していますので、なるべく早く議事進行をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

他に、ありますか、後ろの方、はい。

○参加者 いつもお世話になります。

今ずっと、所長の説明を聞いていまして、やはり漁業者からいろいろ話、聞く中で、TACに行くことばかりおまえら話ししよるんじゃないんかというのはよく言われます。前回もお話したように、ステップ1に入ると漁獲報告の義務が発生しますよねと。でも、うち出してますよねって。こういう話を毎回毎回続けていくと、各県の漁業者の方も考えが変わってやってるところはやってる。資源管理はちゃんとやらなきゃいけん。そういう考えが少しずつ広まってきたのかなとは思います。

ただ、前も言うように、ステップ1に入らなくても、幾らでも漁獲報告は出すし、その出た漁獲報告を基に、配分枠が決められてしまいます。何年後かにね。ただ、山口県の場合は同じ県の中でも操業時期がずれてます。ですから、それに対しては先ほど繰入れっていう話が出てきました。じゃ、その繰入れっていうのが、どのぐらいの時間でできるのか。うちは山口県の中で一番厳しい制限かけてますんで、3か月ぐらいしか操業させません。それは他の漁業者からカタクチイワシは、他の魚を育てる餌なんだから、一本釣りの俺らもちゃんと生活できるように、あの魚、残してくれと、こういう言われ方してるわけです。ですから、他の地区よりも厳しい制限かけてます。瀬戸内海の中で、大きな船で漁業してるんじゃないです。小さい船で小さい漁業してるんです。みんなそこで、それで生きてます。ですから、その方々のことも考えて、我々は資源管理をやってます。カタクチイワシのことだけ考えて資源管理してるんじゃないやありません。他の県の方はいかがなものか。

その辺りをもう一度、やはりよく考えられて、それぞれ県によっては事情が随分違います。それを基に、やはりこういうカタクチイワシをTACにすべきかどうなのか。その辺りをもう一遍よく考えていただきたいと、私は思います。

以上です。

○金子所長 ありがとうございます。今回、資料の15ページを作成するに当たって、貴県からも新たな県把握のデータの提供に御協力いただいたというのは重々承知しています。

我々、TAC報告っていうのは、やはり月ごとに出していただくというかたちになりますので、この間、貴県にお邪魔して、実際の加工場を見せていただきましたけども、漁業と加工場が一体的な経営になっておりますので、やろうと思えば、月別に漁獲報告をするというのは、多分そんな難しい状況にはないのかなと、私は一つの島しか行ってませんが、他の島も同じような状況であれば、難しくないという感じを受けております。

ただ、この資源というのは、一つの県の資源ではなくて瀬戸内海全体の資源でありますので、貴県については比較的、漁獲報告ができていて、今回、年間の漁獲報告を一つ出していただきましたけども、月別のTAC報告になると、月別に出していただく体制を、新たに整えていただくことになろうかと思えます。そういったことが比較的に容易いのかなと、時間もそれほどかからずに、やろうと思えばできる体制でおられるのかなとは思いますが、他の県はちょっと状況が違っております。そういったことから、我々としては、やはり、瀬戸内海の一つの資源ですので、これを守るためにはちゃんと正確なデータを他の府県さんからも集めなきゃいけないと思っています。それについては、他の県のデータですけども、ちゃんとした正確なデータを基に適正に管理をしていけば、行く行くは山口県さんの漁業にも良い影響が出てくると、我々は考えています。

具体的に、そういった漁獲報告の体制を整えれば、先程言ったとおり、リアルタイム、ほぼリアルタイムで月別の海域別の漁獲状況が見えるようになるんで、使い方によっては商売でも御利用いただけたらと思いますし、資源評価にも、カタクチイワシの生態の方にも効果的なデータとして活用することができることになりますので、それはかなりの影響を持った体制になってくると思います。

そういった意味で、山口県さんはできると思いますけども、他のちょっと難しい県さんもありますので、やはり平等にそれを扱うためには、ステップ1に入って、全面実施は3年後、4年後ですけども、ちゃんと漁獲データを集めるっていうことが先ず重要であると、我々考えております。それで、カタクチは餌になるってということですけども、TAC管理によって、持続的にカタクチイワシ資源を安定的に獲れるようになれば、それは他の資源にも良い影響を与えると考えています。特に、カタクチについては餌資源ですが、TACの管理が他の資源に対して悪い影響は及ぼさないと、我々考えています。

以上です。

それでは、よろしいですか、ちょっと時間もないので、ここで時間が2時間たちましたので、休憩をさせていただきます。

じゃ、15分休憩しますので、3時15分にお集まりください。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

○金子所長 はい、それでは時間になりましたので、会合の方、再開させていただきます。議事の時間の関係上、議事の3の(2)の漁獲シナリオ等の検討について、こっちの方に進みたいと思います。

それでは、資料4について、永田室長の方から御説明をいたします。

○永田資源管理推進室長 はい、漁獲シナリオ等の検討についてという資料の4を御覧ください。

この内容は、漁獲シナリオの案、それから、TAC管理の対象範囲の案、管理期間の案というものでして、前回の12月のこの検討会でお示したものと基本的な内容は変わっておりません。

右下に1と書いてある漁獲シナリオの案のところを御覧ください。

ステップアップ管理の話、今日、午前中も御説明しましたが、ステップ1、2の間の管理の目標、それから、漁獲シナリオの案ということで、提案させていただくものでございます。

令和5年度の資源評価結果の結果を踏まえて、目標管理基準値としてはMSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量を定めるということで、具体的な数量としては、親魚量4.3万トンでございまして、限界管理基準値としては下回ってはいけない資源水準の値、MSYの60%の漁獲量が得られる親魚量ということで具体的には1.7万トン、禁漁水準値はMSYの10%の漁獲量が得られる親魚量ということで0.2万トンと、このような目標の案とするものでございます。

そして、漁獲シナリオとして β を、どのような値を採用するかということにつきまして、管理開始の10年後に親魚量が目標管理基準値を上回る確率が50%を超えるという、これは特定水産資源に共通の基本的なルールでございます。

下の表を見ていただくと、 $\beta=0.8$ のときに、右上、確率54%となるということですので、 β は0.8を採用するというものがシナリオの案になります。ちなみに、実際にTAC管理を

するとした場合のTACの数量は、毎年毎年、更新される資源評価結果に基づいて、この β を0.8とした場合の将来の平均漁獲量となるということです。現在の、最新の資源評価の結果ですと、この2024年にTACを設定した場合は4.9万トンという数字がありますが、仮に来年からTACのステップ1を開始した場合には、その時点で更新された資源評価に基づき算定することになりますので、この表に書いてある数字が将来のTACとして決まっているというものではないということです。あくまで、 β として0.8を採用とするということを示すために、この将来予測の平均の親魚量等というものを示しております。

また、ステップアップ管理を行いますので、ステップ3に入る時点においては、また、目標とシナリオの見直しを行うこととするということです。

次のページを御覧ください。

次は、TAC管理の対象範囲ということで、今日もこれまでの議論にもありましたが、シラスにつきましては、TAC管理としての対象とはいたしません、何もしないということではなくて、資源管理は必要であるという考え、御意見、今日も頂いておりました。現状の漁獲圧以下となるようにということで、漁獲努力量の管理をするということをいたします。TAC管理の対象はカエリ以上のカタクチイワシとすることです。

シラスについては、資源管理基本方針に「シラスを漁獲対象とする漁業について、シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」というような規定を置くという案でございます。また、必要に応じて漁業法に基づく措置も講じるということといたします。

ですので、TAC報告はカエリ以上のカタクチイワシが対象となります。

カエリ以上という定義については、体色が銀色のものとするという案でございます。

3ページを御覧ください。

こちらは、TAC管理の対象範囲の案、府県の範囲ということです。瀬戸内海の府県を対象とするということで、範囲としては、ここにお示ししておいでございます。

そして、次のページ、4ページ、管理期間の案です。

これも各資源共通ですが、盛漁期が、その管理期間の終わりの方に来ないようにするというようなことを考えております。また、カタクチイワシは、同じ魚種の他の資源も1月から12月の管理期間としているということもございまして、瀬戸内海系群についても、1月から12月での管理という案でございます。

5ページ、御覧ください。

こちらは今後のスケジュールについての案ということでお示ししております。あくまで、本日のこの会合の取りまとめとして、ステップ1に入るという取りまとめ、令和7年1月からステップ1に入るという取りまとめになった場合ということでのスケジュールの案でございます。

関係府県とTAC管理を実施するに当たっての課題への対応等の協議につきましてはもう、すぐにでも始めていく、ということを考えております。

そして、特定水産資源として指定するということで、資源管理基本方針の別紙2を策定することになりますが、それにつきましては、9月頃に行うという予定となります。内容として、先ほど御説明した資源管理の目標、漁獲シナリオというものを、別紙の中で規定するということになります。これにつきましては、パブリックコメントを実施した後に、水産政策審議会の資源管理分科会の意見を聞くという手続を経た上で正式に決定することになります。

また、令和7管理年度、令和7年1月からのTACの決定という手続については、令和6年11月頃に最新の資源評価の結果を基に、TAC意見交換会を開催した後に、資源管理分科会の意見を聞いて決定していくというような流れとなっております。

御説明としては、以上です。

○金子所長 ありがとうございます。今、水産庁の方から資料4について、御説明をしましたけども、資料4について何か御質問とか御意見とかありますでしょうか。

議場の方で余りなさそうなので、オンラインの方、何か資料4について、御質問、御意見とかございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

はい、では、オンラインの方も無いということであります。

はい、どうぞ、はい、どうぞ。

○参加者 資料の4を説明していただいたんですけども、今日、朝からいろいろこの場で議論、交わされたと思いますけれども、いろいろな意見が出た中で、それについて何か意見を反映するとか、見直しをするとか、そういったことは特にはなかったんですけど、この資料4のとおり進めていくということでしょうか。

○金子所長 今、資料の4をご説明させていただいて、この資料4についての御質問とか御意見を伺った上で、最後で議論の取りまとめを行います。この会合を10時から始めまして、その時に出された御意見についても、今後、我々が対応すべき事項として、やはり御説明をさせていただいた上で対応していきますということを議論の取りまとめとしてい

きたいと考えてます。

○参加者 分かりました。

○金子所長 はい。他に何か、どうぞ。

○参加者 5 ページ、今後のスケジュール（案）について、来年1月からTAC管理というか、TAC管理開始というスケジュールで、ここでTAC管理開始というのがステップ1に入るということを示されているということですかね。今、水産庁さんの方は、それを提案したという状況ですね。

あと半年ちょっとぐらいの中で、もうステップ1に入るよという提案なんですけれども、先ほど来、話がありますとおり、まだ、漁業者の不安、不満が解消できている状況ではないというふうに思っております。そういった中で、もうステップ1に入って、漁獲データを集めて、最新の評価をやっていきますよってという考えのようなんですけれども、やはり入ることに対する、ステップ1に行くことに対する不安なんですよね、あるのが。ステップ1に入ると後戻りせずに、2に進み、3に進むということに対してすごい不安を持っている。不安の要因っていうのは先ほど述べたとおりなんですけれども。それを解消するめどが立っていない中で、もうステップ1に乗るよということに関しては、なかなか賛同できません。

じゃ、どうしたらいいのかというところに関しては、先ほど申したとおり、他の系群で協議が進められております、課題解決に向けた協議を進められますので、その状況を見た上で、その状況を漁業者さんの方にしっかりと説明していただいた上で、ステップ1に行くかどうかの議論を進めていただいたらなと思っております。

それに対しての、先ほどの水産庁さんの回答も、それを、参考にはなるだろうけれどもというお話ありましたけれども、不安を解消するための材料を提示していただきたいと、先にですね。よろしくお願いします。

○永田資源管理推進室長 繰り返しになりますが、この5ページのスケジュールについては、ここにも書いてあるとおり案でございまして、今日の取りまとめとして、令和7年1月からステップ1に入るということになった場合には、今後こういったスケジュールで手続を進めていきますということを御説明しているだけです。先ほど、所長からお答えしたとおり、これからまた、御意見を伺い、議論しながらどうするかというところでございます。

これも繰り返しになってしまいますけど、他の系群の状況を見た上でという御意見があ

りましたけれども、この資源はこの資源としてやらなければいけないところというのはありますし、何て言うのかな、他の動きを見て、待っているということではないと思っています。その上で、不安を取り除くということにつきましては、これも繰り返し申し上げているとおり、後戻りしないというのは、何ていうんですか、漁獲報告をしなくていいですよということは、多分、今の時代、こういった資源管理の取組について、漁業に直接関わっている方だけではなく、一般消費者、社会一般から見られている中で、漁獲量をより正確に把握するという取組をやめる方向に動くということはないと思っています。ただ、自動的にステップ3に行くかという、そういうことはありませんとこれまで申し上げているとおりですので、ステップ1に入ったから、あとは、県の中の管理は県にお任せするから、うまくやってくださいねとか、そういうことを言うつもりもないですし、関係県と意見交換しながら、また現場の漁業者さんのところにお邪魔しながら、状況を教えていただいて、また、具体的にどのような管理をしていくかという意見交換の中で、皆さんの不安を取り除くようにしていきたいというふうに思っております。

○金子所長 補足ですけども、そういったステップ1へ入ることへの御心配とか不安というのは、やはり誤解に基づいているなと思っています。先ほど、資料3の29ページでも御説明したとおり、この1年半の間でちょっと資料内容も変わっているし、若干、水産庁の説明内容も変わってきているので、以前のを聞かれているので、そのように思われている状況があります。我々は、ステップ1は、本当に、何度も言ったとおり漁獲量の収集体制を構築するだけなので、皆さんの操業には影響がないというふうに考えています、全くですね。

ただし、一応、それに基づいてシミュレーションを県庁の皆さんと協力しながらやっていくプロセスだけですので、実際、皆さんに影響があるのは、ステップ3に入るとき、それは3年後か4年後の話であります。また、我々が、皆さんの指摘されている課題に答えられなければ、そこで足踏みして、3年以上、4年とか、それ以上も検討を続けなきゃいけないと考えています。その辺りに誤解があるから、ステップ1への不安だと仰っていると思います。

ですので、我々も、これまでの説明が至らなかったっていうところも反省しながら、もしそういった不安があれば、いつでも、我々から山口県に出向いて、漁業者の皆さんとお話しして御説明することは、是非やらせていただきたいと思いますので、そういった不安も解消するように同時に進めさせていただければなと思っています。

○参加者 しつこいようですけれども、何で1年、2年待てないのか。この7月、令和7年1月からTAC管理を開始しようと提案するのか、こんだけ不安を持っている中で。なぜなんですかね、そこは。不安を解消する材料が欲しい。そのために他の系群での取組の状況、検討の状況を教えてください。それで不安が解消できたらやりましょうよと。漁獲報告を集めるだけですって、しきりに言います。そこを否定するわけでも何でもないですし、もう少し漁業者が納得するような説明をした上で、理解を得た上で進めてほしいというお願いをしているだけです。

それが回答が同じ繰り返しになっちゃうのが、何かもどかしいというか、なぜそこが理解していただけないのかよく分からない。

以上です。

○加納課長補佐 すみません、他の系群の担当もしているっていう意味で、私、加納の方から、ちょっとコメントをさせていただきますと、先ず、私、カタクチの太平洋の方を担当しておりますけれども、太平洋の方は、漁獲量が把握できて、正確に把握できていないとかそういった議論は、実はない、なかったというふうに思ってます、そういう点では、何て申し上げたらいいのか分かんないんですけれども、この瀬戸内海の系群の方がちょっと、情報が正確に把握できていないみたいなどの課題が大きくあるというふうに思ってます、そこは大きな違いだというふうに思っています。

やはり、何度も所長からも室長からも話が出ていますように、漁獲量を、全体像を把握した上で管理をどういうふうにやっていくのかっていう、先ず、資源評価自体も変わる可能性があるっていうところも含めて、やはり、資源がどう利用され、資源の状態がどうなのかっていうのが明らかにならないと先に進めない部分があるというふうに理解をしています。

そのために、その情報をどうやって集めるのかっていうところなんですけれども、これについては、今回、ステークホルダー会合に行く前に、瀬戸内海漁業調整事務所の方が中心となって、行政機関、府県さんに連絡させていただいて、情報を集めたところなんですけれども、大きく変わるといったようなところもあれば、もう既に、しっかりとした情報が取れているというところもあるという実態です。これを、じゃあどういうふうにして把握をしていくかって言ったときに、もうちょっと様子を見ながらっていう御意見、今あると理解しているんですけれども、それだと何の根拠にも基づかないまま、情報を出していただくっていうことになってしまうので、やはり、今後の管理の在り方を考える上での、

ちゃんとしたデータにはならないというふうに思っております。だからこそ、ステップ1っていうところに進んで、先ずは、その全体像を把握したいということを我々として提案をさせていただいているということだと思っております。

○金子所長 他に、何かございますか。はい、どうぞ。

○参加者 TAC管理のステップアップのことなんですけど、ちょっと提案ということではないんですが、今、ステップ1、ステップ2、ステップ3ということで段階的にステップアップ方式でということで行われています。

ステップ3ってのが結局、水産庁さんが目指すTAC管理だと思うんですけど、どっちかという、ステップ1、ステップ2については全体像を把握して、お試して2でやるということなんですけど、1、2と3を分けるわけにはいかないんですかね。やっぱり、皆さん、エスカレーター式に3に行ってしまうということを非常に危惧されているので、私も太平洋系群のときには聞きましたけど、ステップ1に入って、漁獲報告をしなくても良いという理由を明確に述べてくださいって言われたら、我々も述べるができなかったもので、仕方がないかなと思うんですけど、ただ、皆さん、TAC管理に乗ってしまったら、すぐ全部行ってしまうってことが非常に懸念していることなので、1、2は取りあえず、皆さん、他の系群もお試してやることなので、ただ、他の系群はTAC管理でもうやるが、瀬戸内海系群はTAC管理ではなくステップ管理としての1、2をやりたい。3はどうせまたステークホルダーと皆さんこういうふうなカタチで、また集められて検討していくんだと思うので、本格施行するには、ステップ3の方で行きましようかと。1、2を取りあえずやってみませんかという方式ではいかなのでしょうか。

○金子所長 結局、どう整理するかという問題かなと思います。今、我々が説明しているこの資料の29ページですけども、結局、ちゃんと漁獲データを集めて、新たな資源評価をして、TACとか県割りのシミュレーションをやったり、後は、TAC運用をやって、ステップ2においてですね。その後で、ステップ3に入る前に、皆さんにお伺いするということなんで、実質、そこで分かれているということになると思います。自動的じゃないと、我々は認識しています。それがちょっと誤解を生んでいるのは、我々の説明が、未だ不安を与えるようなことになっていますんで、ちょっと反省すべき点だと思いますけども、今、仰ったとおり、今の資料でもそうなっているというふうに認識していて、明確にステップ3だけ個別に分けると同じことだと思います。そういった枠組みにしたとしても、今の資料で我々が説明している内容も正に仰ったとおりのカタチで動きますので、自動的にはス

ステップ3には行かないです。これ何度も言っているとおりですね。全ての正確な漁獲データを集めて運用をシミュレーションして、皆さんに、このTACの柔軟な運用は、これで良いですかとお聞きして、それで了解を取らない限りはステップ3には行かないので、結局は、同じようなかたちになろうかと思います。自動的には行かないことだけは、改めて、そこだけは確保できれば、今、仰ったことは担保できるんじゃないかなと思います。

○永田資源管理推進室長 今のことをちょっと補足しますと、新たに特定水産資源に指定したステップアップ管理の対象となっている資源については、この資源管理基本方針という大臣の名前で出す告示の中に、ステップ1、2の間で、その課題への取組に十分な進展があった場合に、ステップ3に行くということとか、ステップ1、2の間に検討すべき課題も明記した上で、ステップ1に取り組むということをやっておりますので、ステップアップの中で1、2と3は明確に、そこは区切りがあるというか、取組に進展があった場合にだけ3に行くということは、もうはっきりさせてきております。今後もそういった、新たに特定水産資源になるもの、ステップアップ管理を行うものについては同様の規定を置いて、そこはお約束するというか、そういうかたちでやっていく考えです。

○参加者 すみません。それであれば、この資料も、やはり、特に思うのは2と3の間に少し間を空けておいた方がいいのではないかなと思うわけですね。これだとそのまま進んでいくかたちで、どうしても見えてしまうので漁業者さんは当然、ステップ3やることで、ステップ1に入るんだらうということで、皆さん絶対、この表だけ見ると思われるんですよ。明確にステップ3に行くには、また新たに皆さんの意見を聞くんでって言うのであれば、資料もちょっと変更していただいて、示していただく方が、これから、今後、こういうふうに言ったじゃないかと、言っていないんじゃないかということになってもいけないので、そこはやっぱり明確に、漁業者の意見を聞いていただいた上で、取りあえず試行はするんであればとすると、実際の本格施行はちゃんと漁業者の意見を改めて聞くんだぞということをやったり明確に、こういった図にも、ちゃんとして示していただくことが重要なんじゃないかなと思います。

○加納課長補佐 はい、すみません、ありがとうございます。私も今のお話伺って、まさに我々がしようとしていることを、ちょっと言い方分かりやすいように変えていただいたというふうに思って聞いておりました。資料については、昨年1年半前ぐらいから出てきている資料ではあるんですけども、今おっしゃっていただいたようなところも含めて、29ページのところのステップ2から3に行くところに、すみません、文字が書いてあるだ

けなので伝わりにくいってということだと思いますが、やはり、ステークホルダー会合やりますってところを、そして、客観的な視点から、水産政策審議会にもかけますってところを示させていただいたという経緯がございます。

あと、今日はオンラインで参加いただいているんですけども、香川県の伊吹島にお邪魔したときも、同じ御意見いただいております。その上で、我々の今日、用意している資料3の柔軟な運用の考え方であるとか、そういった部分は、口約束にならないように、基本方針の中に課題としてこういうことがあるんだっていうのをしっかり書いてくれという御意見賜っておりますので、我々としても、しっかりそういうふうにして課題認識した上で取り組んでいくってことを申し上げていますし、この場においても再確認というか、申し上げたいと思います。

○金子所長 その他、何か御質問ありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

じゃ、オンラインの方何か御質問等ありますでしょうか。

大丈夫ですか、オンライン参加者の方、御質問ございますか。大丈夫でしょうか。

はい。それでは、最後に、議論の取りまとめをしますので、また、一旦ちょっと休憩をさせていただきますと思います。

それでは、4時にまた再開しますので、それまで、御休憩をください。

午後3時43分 休憩

午後4時00分 再開

○金子所長 それでは、皆さん、ありがとうございました。

当方で、議論の取りまとめができましたので、その内容について、御説明をさせて。

○加納課長補佐 その前に、ウェブから質問が出ています。

○金子所長 すみません。その前に、ちょっと御質問が出ていまして、ウェブからですね。お願いします。

○参加者 聞こえていますでしょうか。

○金子所長 聞こえています。

○参加者 資料4の2ページ目の2番目の黒ボツのところなんですけど、「シラスの管理のための」とあって、「シラスを漁獲対象とする漁法について、シラスを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める」なんですけど、この現状というのはもう獲り過ぎないように現状維持、もしくは、それ以下の量にしろということなのかと。その趣旨を規定することになると思いますけど、この規定というのは、もう、どのようなかたちで規定

するのですか。最後に、「また、必要に応じて、漁業法に基づく措置を講じる」なんですけど、どのような措置を講じるのでしょうか。

以上です。

○永田資源管理推進室長 はい、御質問ありがとうございます。先ず、規定するという点につきましては、資源管理基本方針、告示に、カタクチイワシ瀬戸内海系群という別紙2を策定して、その中の、もうこれは対馬暖流系群では既に同じような規定があるんですけども、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項という項目を置くことになっていますので、そこにこの規定を置くということです。

具体的に漁獲努力量とは何なのかということになってきますが、先ほどもちょっと申し上げたとおり、許可隻数を増やさないとか、そういったことを、漁業を管理している各県の中でやっていただくということを想定しています。

必要に応じてというところについては、例えば、許可隻数は増やしていないんだけど、同じ漁業者さんがシラスも、カエリ以降も獲っているときに、カエリ以降の漁獲は、TAC管理になるけれども、そういった規制のかからないシラスに極端にシフトして操業を行っているというようなことが、仮に起これば、それは漁業法に基づく措置というのは、幾つかあると思います。その程度によって、強い措置としては許可の条件とか許可の制限措置の中で漁期を短くするとか、何かそういう制限を課すとか、あるいは場合によっては、海区ごとの委員会指示だとか、いろいろな方法があるとは思いますが、そこは状況に応じて何を措置する必要があるかということで対応をしていただくということを考えています。

もちろん、権限としては知事が管理する漁業ということになりますけれども、当然、水産庁も、どういったことが起きているのか、何をする必要があるかというところには相談に乗りながら、どのように対応するかというところは考えていきたいと思っております。

以上です。

○金子所長 よろしいでしょうか。

○参加者 ありがとうございました。

○金子所長 はい。その他、オンラインでよろしくお願いします。

○参加者 聞こえてますか。

○金子所長 聞こえています。

○参加者 質問等ではないんですけど、うちの方で表明ということですけど、うちは今、

資源管理の方で、漁獲量の期限の短縮、日数の制限、操業時間の制限をして、秋のチリメンを来年のために置いておこうと。餌用のイワシは来年のために獲らない。もうこれ以上の制限をしているのに、もうこれ以上、TACによって制限されるので、従来どおりの、イワシの方が獲れないのであれば、このステップ1の方には入りません。入りたくありません。それがもう、今、僕の意見です。

終わりです。

○金子所長 はい、我々もこの会合で皆さんにも御説明しているとおり、できる限り我々としては、皆さんがこれまでやってきた自主的管理措置を応援していきたいという気持ちでおります。自主的管理措置を後押しするかたちでTACを運用していきたいと考えてますし、また、皆さんがそういった、かなり期間も短く操業し、脂イワシも獲らないで操業し、活き餌も取らない努力をされているというのは、この間もお伺いした時に、我々、ちゃんと聞いておりますし、それについては認識をしております。ですので、これまでどおり、皆さんが操業できるように、先程のTACの柔軟な運用とかを活用しながら、皆さんがこれまでどおり操業をしていただけるようなかたちで対応していきたいと思います。何度も申し上げているとおり、TACの全面実施はステップ3ですので、ステップ1は、あくまでも、漁獲量の収集体制、正確な漁獲量を把握するためのものでありまして、それは漁業者さんが目指している資源管理の方向性と一致していると、我々、認識をしています。

ですので、ステップ1に入ったからといって、皆さんの操業が何ら支障を及ぼすものではないということは何度も御説明していますし、ステップ1に入って、漁獲報告体制を瀬戸内海全域で整備して、そういった新たな正確な漁獲量報告に基づいた資源量の評価を行い、かつ、それに基づくTACと県配分を行った上で、あと、その間、ほぼリアルタイムで瀬戸内海の漁獲状況が積み上がるのが、皆さんが見える訳ですね、可視化できる訳です。

そうすると、皆さんもどこの漁場で何が獲られているのかとか把握できる訳です。これまでも、瀬戸内海の資源というのは、今は安定してますけど、1980年から2000年まで大激減をしています。今は全体としては安定していますが、急に獲れなくなったような地域が多分いっぱいあると思います。この年はなぜ獲れなくなったのか、御心配が出ていると思いますが、そういった体制を全体で構築することによって、他の県が獲ってことが見えるんですね。うちが獲れてないのは、その回遊がないとかですね。そういう説明ができるようになる。ただし、今は、全体的に見える化になっていないので、何でうちが今年は獲れないのかとか、そういう不安とかが出てくると思うんですけども、リアルタイム報告の体

制を整えることによって、単純に、うちのその湾だけ灘だけでは獲れてないだけで、他がいっぱい獲れているデータが見えるようになってくるので、そのように有効に活用をされるものであると思っています。

やはり、ステップ1に入ることは、漁獲報告体制を整備して漁獲量を得るということなので、それは皆さん、これまで長年取り組んできた資源管理の意向にも合致していると、我々考えていますので、その点は、是非、御理解をいただければと考えます。

以上です。

○参加者 ありがとうございます。

○永田資源管理推進室長 すみません、ちょっと補足させていただくと、今の最新の資源評価の結果によれば、今の資源状況からすれば、仮にTACになったときに、漁獲量をすぐに減らさなければいけないという状況ではないというのは、資源評価の結果として出ているというのが一つ。

あと、これまで各地域で積み上げてこられた資源管理の取組ですとか、制限に基づいて操業した結果の漁獲量が、仮にTACが設定されたときにその中に収まっているのであれば、違う角度から、これまでの取組について、それが正しいので問題ないということ、お墨つきをつけるという意味も出てくるかと思っております。ですので、そのTACイコールこれまで以上に何か制限がかかるとか、そういうことではなくて、従来の取組について、別の角度から確認をするというような機能にもなるというふうに考えていただければと思います。

○金子所長 はい。その他、オンラインでは何かありますでしょうか、御意見は。

どうぞ、はい。

○参加者 皆様の瀬戸内海系群とはちょっと別の系群からでありますけど、この機会ですので、この前、ちょっと水産庁に対して意見させていただきます。

皆様も御存じのとおり、長崎県が属する対馬暖流系群では、今年の1月からTAC管理のステップ1に取り組み始めて、現在、漁獲報告状況などを行っているところです。また、太平洋系群においても、先月のステークホルダー会合で令和7年1月からステップ1の開始が決定されました。

対馬暖流系群では、漁業者をはじめとする関係者の方々から、資源評価への不安、不信感とか不安とか、そういった声が聞かれる中、本州の3系群が同時に、本格TACに取り組み始めるといった前提の下で、本県の関係者と意見交換を交わしてきました、といった

ところもありますので、本県TACの開始、本格TACの開始ですね、これについては3系群を合わせて行わないと、ちょっと不公平を感じるっていうところがあります。また、カタクチイワシは煮干し原料としても重要で、製品である煮干しは全国で流通していますが、本県のTAC開始時期を合わせないと、加工業者とか流通業者の混乱を招くことが予想されますので、更に需要や価格形成にも影響を及ぼすことが懸念されます。このため、午前中にも話あったかと思いますが、いろいろ、様々な混乱を避けるためにも、カタクチイワシの本格TAC開始は、3系群同時で全国で合わせていただくことを強く希望いたします。

以上です。

○金子所長 ありがとうございます。その御指摘については、第2回ステークホルダーでも行われて、御指摘を受けまして、今回の会合の資料3の31ページ目の5番ですね。⑤にも記載していて、もう既に、この会合でも水産庁の考えをお示ししているところですので、その点は御理解いただければと思います。

○参加者 すみません、ぜひよろしく願いいたします。

○金子所長 はい。

その他、オンラインで何かございますか。オンラインの方は、御意見、御質問ございますか。オンラインないですね。はい。分かりました。

はい。では、大体、議論の方は出尽くした感じがありますので、私の方で、本日の会合の最終取りまとめをしたいと思います。

本日、水産庁からの提案としては、まず、資源管理の目標としては、水産機構から提案のありました目標管理基準、4.3万トン及び限界基準値1.7、禁漁水準値0.2万トン、資料4に書いてある内容ですが、これらを設定すること。後は、漁獲シナリオとして、2034年に親魚量が目標管理基準値を上回る状況を維持する確率が50%以上になるように、漁獲圧力を調整、すなわち β の0.8を採用すること、また、課題解決を図りながら、段階的に順次TAC管理を導入するステップアップ管理を導入すること。そのため、まずは、特定水産資源に指定した上で、関係する全ての漁業者に対して、TAC報告を求めるための漁獲量の情報収集体制を整備すること。その他、本系群のTAC管理の対象の都道府県の範囲は、瀬戸内海海区の府県を対象にすること。また、管理期間は1月から12月にすることということで、令和7年1月1日からTAC管理のステップ1を開始するため、資源管理基本方針の改正等の必要な手続を進めるということでありました。

これに対して、会場の皆さん及びウェブの皆さんから御意見を頂戴しております。今後、検討すべき課題としては、我々の取りまとめでは、先ず、シラスについてでありますけども、カエリ以上を獲っている漁業者との公平性の観点から、数量管理ではないにしろ、漁獲努力量を増やさない以上の取組を検討すべきであるということが指摘された点であると認識しています。

二つ目は、TAC報告による適正で正確な漁獲データを収集した上で、カタクチイワシが短命であり、若齢魚を漁獲している実態及び過去の実例を踏まえて、資源評価よりも良い加入があった場合に、獲ってもよかった資源が獲れなくなるといったことがないように、翌年度からの繰入制度の制度設計をする必要があるという点。なお、繰入れ制度の上限量及び規模感の検討を進めるために、早急にリスク評価の試算を進める必要がある御指摘及び課題が提示されたと思っています。

三つ目ですけども、TAC管理の制度設計に関しては、これも多くの皆さんからご指摘されましたが、今後の漁業経営が継続できるように配慮する必要があるという点であります。その点もしっかりと受け止めて対応していきたいと思います。

最後に4点目ですけども、ステップアップ管理のステップ1に入ることに誤解や不安があり、それを解消するために、水産庁が関係府県と協力して、引き続き、漁協及び漁業者との意見交換会とか、現地の浜回り説明会等を開催するとともに、カタクチイワシの他の系群の課題の検討状況についても、情報提供を行っていくという御指摘も受けたと思います。今後、ステップ1に入りますけども、引き続き、これらを課題として検討していきたい点であります。

これについても、議論の中で、ステップ1の前に解決すべきという意見もありますけども、ステップ1は、これも何度も繰り返しているとおおり。そもそも漁獲活動においても義務付けられております。今までの漁獲活動においても、漁獲報告は義務付けられていました、資源管理の取組にも不可欠な部分であります。適正な漁獲報告の体制を構築していただきまして、TAC報告をいただく、ステップ1の期間でありますけども、皆さんの操業に実質的な影響はないことはお約束させていただきます。また、瀬戸内海の関係者の皆さんが目指している資源管理の取組の意向にも、このステップ1に入って、正確な漁獲情報を得ることは合致していると、水産庁は認識しています。

また、ステップ1、2の間で提示される課題については、改めて、その解決方法を提案させていただきたいと考えています。

また、資源管理基本方針にも御指摘の課題について明記しますし、よって、カタクチイワシ瀬戸内海系群については、令和7年1月から、ステップアップ管理のステップ1に入ることとさせていただきたいと思います。

以上の整理でございますけども、何か重要な点について、取りまとめとして漏れがあるというところがありましたら、御指摘をいただきたいと思いますけども。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○参加者 今後の課題の部分でシラスについて、漁獲努力量以上の管理を行うということをおっしゃっていたと思うんですけど、もう少し具体的な中身っていうのは、可能な範囲で、お示しいただければと思うんですけど。

○金子所長 私が申し上げたのは、漁獲努力量を増やさない以上の取組を検討すべきであるということで、今現在、ここで何かお示しできることはありません。これまで、この資料3の説明のとおり、将来予測をするMSYの資源評価ではシラスは対象外になっておりますけども、我々としてはシラスを管理の対象にするという意向であります。それは、現状の漁獲努力量以下にするという取組でありますけども、それが今後、今回の指摘でもやはり瀬戸内海は特にシラスの割合が高いと、漁獲の割合とかですね。そういった御意見もありますので、どういった漁獲努力量を増やさないような取組があるのかっていうことは、今後、検討していきたいと考えております。現在、言えるのはその程度であります。

○参加者 私の意見ですけれども、先ず、カタクチと同じように、シラスについても実際のどのくらいの量が獲られているのか。これを把握するのが第1、一番重要なことじゃないかと思います。どう管理するっていうのは、またこれから議論していけばいいので、シラスの漁獲量について、しっかりカタクチと同じレベルで報告いただくなり、そういったことをしていただけないかという要望を申し上げます。

○永田資源管理推進室長 ありがとうございます。まだ、関係する府県の皆さんといろいろ相談していかなければいけないことだとは思っていますけれども、おっしゃるとおり、今、どういう状況なのかというところの情報を、しっかり把握して、関係府県、関係者で共有していくところから始めなければいけないと思っております。漁獲状況ですとか操業状況について、先ず、情報交換を行って、何か急に漁獲圧が増えとか、努力量が増えていとか、漁獲量が急に変わったとか何かそういうところを、しっかりと情報として把握できるような体制を作っていく必要があると思っておりますが、どういう枠組みでそういう

情報交換、意見交換していくかということについては、また、関係府県の皆さんと御相談していくことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いします。

○参加者 よろしく申し上げます。

○金子所長 他に、全体の取りまとめについて、何かありますでしょうか。はい、どうぞ。

○参加者 今の取りまとめですと、今後のスケジュールの案のとおりに進めることについて、よろしいでしょうかというふうに聞かれたと思っておりますので、うちとしては、いや、それは待ってくださいと。先ほど意見述べたとおり、まだ、これで行くには早過ぎる。いろいろとデータを示して、漁業者の不安をなくした上で、ステップ1に進めていただきたい。ステップ1に進める議論をするために、もう少しデータを収集していただきたいという考えでございます。

先ほど、他系群の状況を見て、データを検討状況を見た上で改めて、他系群での検討状況を、こちらの方にも情報提供していただいて、検討を進めていただきたいというお願いをしたんですけども、こういった提案って、今まで多分、ステークホルダー会議の中でもしたことがなかったと思うんですけども、こうした考え方について、他府県の方がどう思われているのかっていうのが、ちょっと私、気になってまして、山口県、何ばかなこと言ってんだって思われているのかもしれないけれども、もし何かそういう案に対しての意見があればお聞きしたいなと思っております。

他の系群の検討状況を見た上で、ステップ1に行くかどうかを検討することについて。他の11府県の方々は、漁業者の方々はどう思われますか。

○金子所長 漁業者の不安の話は今、最後の取りまとめで一つの課題として上げさせていただきました。敢えて、また説明することは控えさせていただきますけども、やはり、そういった不安があるのは確かだと思いますので、やはり誤解を生じていると思います。その辺り、現場の方はですね。ステップアップ管理のステップ1に入ることは、何も作業上は支障がないはずですよ。しかも、漁獲報告なので、もう義務になっているんですね。何をもってそれが駄目なのかっていうのは、逆に、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○永田資源管理推進室長 他系群における検討の状況というお話ありましたがけれども、今日、御説明した柔軟な運用の中で、翌年度からの繰入れというような運用、これ実は、カタクチイワシの他系群の議論の中で出てきたものを踏まえて考えたものです。それを瀬戸内海系群においても提案させていただいているということですので、今日も御意見いただきましたけれども、既にもう、そういった他系群での議論で出てきたことも踏まえて、今

回、提案させていただいているものが、この中に既に、一部入っているっていうところは、状況として御理解いただければと思います。

○金子所長 はい、どうぞ。

○参加者 ちょっと他系群に足並みをそろえるって話、出たんですけど、いや、これ分かったら教えてほしいんです。瀬戸内海は、やっぱり圧倒的、煮干しが多いはずなんです、煮干し。その太平洋とか対馬辺りは、やっぱり煮干しなんですか、生とかもあるんですか、それによってやっぱり販売先が異なってくると思うんですけど、今、分かったら教えてほしいんです。今後の参考にしたいので。

○加納課長補佐 はい、すみません。ありがとうございます。私の方から、太平洋を担当しておりますので、太平洋の方のお話をさせていただきますと、もうやっぱり販売形態は違くと、煮干しの加工ではなくて、養殖用の餌として獲っているだとか、そういったものの割合が大きいのかなというふうに思っております。

○永田資源管理推進室長 対馬暖流系群については、比較的煮干しになっているものが多いというふうに認識しています。

○金子所長 他に、何かございますでしょうか。

○参加者 すみません。

先ほどからやっぱり、今までできてきた操業がTACによってできなくなるという部分について、大きな不安を抱えてらっしゃるっていう、その大きな根源が、12ページにある卓越年級群が2022年のときに、同じことの繰り返しなんですけども、出たときに、それを翌年度からもらい受けると。そういった制度で繰入れ制度で対応するということなんですけども、その繰入れの規模感が分からない。先ほどの話の中で、正確なデータを集めない、規模感も示されないよという話があったと思います。

一方でやっぱり、ステップ1には強い抵抗を、本件の現場から示されていると。そういった中で、従前も他の系群でやられたように、TACじゃないと精緻なデータは集まらないというようなことはないと思うので、その点でも、水産庁さんとしても歩み寄っていただいて、任意で正確なデータを集めるっていうふうに言われれば、11府県さんも協力すると思います。それで、漁業者の不安が少しでも解消されるのであれば、お互い、水産庁さんとしてもデータを集められるし、漁業者としても納得のいく説明を受けることができる、具体的に言えば繰入れ規模を、そういった、集めたデータで繰入れ規模を示していただけると。そういったことになると思うので、その辺の歩み寄りにはできないのかなと。

できないときは、どういう観点でできないのかっていうのを、協力求めれば11府県さん、協力していただけると思いますんで、協力していただけない県があるっていうのであればその辺もちょっと教えていただきたいと思うんですけども、毎回思うのは、このステップ1に入る入らないっていう、そういった何か感情的な部分になって、いわれのない不安の中で、ステップ1に入りたくないんだってことが、押し問答が、他の系群でもよく見られるので、そういった部分でTACじゃないと正確なデータが集まらないんだっていうのではなくて、当然、資源管理の重要性については、今回、出席されている漁業者関係、当然、行政もですけども、認識しているので、そういったところでデータを集めた上で、不安を解消させるようなデータを提示していただく。そうすれば、漁業者の方も、不安を解消されるのかなと思いますので、そういった部分についても、検討いただけないかなということとで提案です。よろしくお願いします。

○金子所長 はい、ありがとうございます。操業できなくなる不安は繰入れ制度だけではないですね。これまで御説明したとおり、国の留保もあって、県間融通もあって、その一つとして繰入れ制度がある。いろいろなそう言った。

○参加者 ただですね。

○金子所長 説明をちゃんと聞いてください。

そう言ったのをいろいろ加味して説明しないと、先ず駄目だと思います。、本日、会場から御指摘があったので、我々はいつでも出向きますので、そう言った不安も解消をしていきたいと思いますので、決して、繰入れだけが不安解消だっていうことは、我々、全然そのような説明をしていませんし、あくまで一つの手段として説明しています。

あと、漁獲データについても、今回、説明させていただきましたけど、これについては、資料3の16ページにあるとおり、課題が浮き彫りになってきています。これは任意で今回やらせていただきましたけども、任意では正確なデータの取得はできないというのが我々の認識です、瀬戸内海系群については。先程、加納からも説明したとおり、太平洋では余りこういった問題は無いので、瀬戸内海の特有の問題かなと思います。ちゃんとした漁獲データを取るには、やはりステップ1において対処しないと、任意では、多分このままではできないという状況です。更に、そのTAC管理の運用についても、正確なデータに基づいてお示しすることもできないし、これまでご指摘を受けている繰入れ制度も正確なデータに基づいて出せない訳ですね。そういった意味では早急に、先程の資料4でお示ししたとおり、TACの全面実施ではないですよ、そこは。何度も繰り返しますけども。取り

敢えず漁獲量の報告のステップ1に入ることを今回、水産庁から御提案をさせていただいているという次第です。

○参加者 はい、ありがとうございます。やっぱり一番、懸念しているのが、こういった卓越年級群が出たときはもう1.7倍っていうかたちで、ABC出されていますけども、いわゆる、留保とか、他県間の融通っていうのでは、収まらないパイが獲れちゃうよと。そういったときに繰入れなんでしょうけど、その繰入れの今回、2022年もちょっと、くどいですけど1.3倍ほどTACに対して獲れてるわけじゃないですか。これについて、今回の繰入れ制度が担保できる制度なのかっていうのを、ただ確認したいんですよ。

そのために正確なデータが要るっていうのであれば、先ほど金子所長様は、できないとおっしゃいましたが、協力する側の意見も聞いた上で、いや、できますよっていうのであれば、それで集めていただければ水産庁さんは、我々の不安を解消していただくために、しっかり歩み寄ってくれたんだと。今回、参加されてる漁業者の方も多分、思うので、思うと思いますんで、その辺をうまく、こちらの気持ちをおもんばかって動いていただきたいと、進めていただきたいなと思います。

やっぱり漁業者も、私たちはしっかり資源管理しとるんで今までどおり獲れないのであれば、TAC反対ですって言われたときに、金子所長は今までとおりできますような趣旨言われましたけども、繰入れ制度で、どのぐらいの繰入れ規模か分からないっていう中で、それは明確に言えないんじゃないですかね。なので、そう言うためにも任意で協力して、それは皆さん協力すると思いますんで、そこをデータを集めた上で、繰入れ規模などを示していただくと。そういったのは駄目なんですか。

○加納課長補佐 すみません、私、加納の方からちょっとお答えをさせていただきますと、先ず今、12ページについての言及が及んでますけれども、これはあくまでも試算ですね。あるこういう仮定をして計算をしたらこういうふうなことになりますよっていうことで、その前提が、先ほど、山下副部長の方からもありましたけれども、今の統計で集まっている数字を正しいものとして、前提としてやっている計算になります。なので、先ほど、私、発言したように、この資源の漁獲実態とかが、もし違うのであれば、また違う数字になりますので、その辺りのことについては、今後、詳細詰めていきたいというふうに思っているところであります。

あと、歩み寄りをついていうお話があったんですけども、これまで3回、ステークホルダー会合をさせていただきまして、その前後に浜回りさせていただきまして、今日のこの

三十数ページの資料に取りまとめたいろいろなアイデアを、我々出しているつもりでおります。

その上で、更に取組を進めるために、漁獲実態の正確な把握をしていきたいというのが水産庁側の主張でございます。そこはもう平行になってしまっているところも正直あるかなと思っております、水産庁と山口県さんの間でのみ話が続いてしまっていますので、他府県さんから、漁獲情報を集めるっていう点についての御意見等があれば、ぜひこういう場ですので、どういう在り方がいいのかっていうのはお聞きしてみたいなというふうには思います。

どうぞお願いいたします。

○参加者 広島県は漁獲報告がなかなか無いような県ではありますが、このシーズンから、月ごとに漁獲報告を頂けるように、今、業者さんを回って説明をさせてもらっております。それと合わせて、過去3年か5年のデータといったものも今、協力していただくようなことをしております。皆さん、このTACという制度自体は、賛成というわけではないんですけども、やることに対しては本当、前向きにちょっと考えてはおられておりまして、私も全然知らなかったんですけども、漁獲時期もそうですし、漁獲する場所についても、許可の条件以外にも、漁業者さんが自ら、過去何年か分からないんですけども、しっかり資源管理というようなことを取り組まれておられるといったことも、私の方も理解してきておりますので、漁獲報告については、当県の方も協力、漁業者の方の協力を得ながらやっていこうと思っております。以上です。

○加納課長補佐 私から申し上げることじゃないのかもしれませんが、広島県さん、先週末、お邪魔させていただきまして、まさに、漁獲報告の点については前向きに、取り組んでいただいているというふうに思いました。その理由としては、県庁さんの方が、自ら漁獲報告のシステムを今、作ろうとされていまして、まさに、漁業者としてみれば、アプリで、携帯なりパソコンの端末から逐一報告できるような、すごい簡単なフォーマットに仕上がっていて、本当に何といいましょうか、この取組を進めていくために、そういうことをやっていただいたんだということで非常に感銘いたしまして、ぜひ、そういう取組がこの資源を利用されている皆様に広がっていただけるといいのかなと、そういうふうに思ったので、すみません、簡単ですが紹介させていただきます。

○金子所長 それでは、他に何かありますでしょうか。

○参加者 (特段の発言無し。)

○金子所長 なければ、本日の会合は、これで閉会にさせていただきたいと思います。

本日の議論については、後程、議事録を作成しまして、水産庁のホームページの方に掲載したいと思います。

それで、先程の山口県さんからの御指摘については、やはり取りまとめの課題の中で既に上げているとおり、そういった漁業者の不安があるってことはありますので、我々としては誤解に基づくものであるというふうに認識をしておりますので、いつでも県庁さんとか漁協さんと連絡を取って、そういった誤解とか不安解消のために浜を回って説明する考えであります。そういったことを是非やらしていただきたいと考えておりますし、県庁さんから言われている例の12ページ目の繰入れ制度の全体の規模感の話ですけども、決して、我々は拒んでいる訳ではないですけども、その順序があると、我々は認識しています。それについては、ちゃんとTAC報告をやった上で、ステップ1に入ることはTAC管理の全面実施じゃないですから。皆さんの操業に影響を及ぼさないで、我々は県庁さんとテストを行うステップ2までは、皆さんとTAC運用の練習をしていく考えであります。その間において、同じく、県庁からご指摘されている繰入れの規模感なんかも、ちゃんとした漁獲報告に基づいてお示しして、御納得をいただけるように努めてまいりたいと思っています。ということで御理解をいただきたいと思います。はい。

○参加者 すみません、ちょっと先ほどから誤解があるって言われているんですけど、どういった、私どもは明確にその卓越年級群が出たときに、その辺が担保されていないというのが不安だというふうに申し上げていて、何かこちらが変な根拠に基づいて言っているような印象を受けるんですけども、先ほど、繰り返しになるんですけども、TACにしないと精緻なデータを集められないわけじゃないと思うので、そういった不安を解消するために、そういったことが取れるのか、他府県さんどうですかって言われたときに、広島県さんは既にTACじゃなくても情報を集めてますという話だったので、できるんじゃないかなと思うんですけど。それについてどういう認識なんですか。

○金子所長 その不安というのは、先ほど、県漁協さんとかが述べられていた漁業者の不安の話であって、貴殿のコメントではないです。ですから、そういった漁業者さんが、ステップ1に進むことによる誤解がやはりあるので、それを解消するために、我々の説明の至らないところがあったと思いますので、改めてステップの管理の在り方とか、ステップ1、2については、そんな皆さんの操業に影響を及ぼすようなことはないとかですね。そういった点を先ず御説明をさせていただきたいと思いますし、ステップ3までは、全面的

な実施じゃないので、そこまで十分期間がある訳ですね。なので、ステップ1に入っちゃんとした漁獲報告をいただいた上で、ちゃんと水産機構の研究者の皆さんに時間を掛けて、そういった繰入れの規模感とかを示していただいた上で、御説明するのがプロセスとしては適正ではないかということを御説明申し上げている訳であります。

それをステップ1の前の条件にするっていうのは、やはりプロセス上は適正ではないと、我々は考えます。

○参加者 そのプロセスについて、やっぱりこちら側の漁業者なり、行政、山口県だけかもしれないんですけども、やはり不安を解消するっていうのが、先にあるべきじゃないかなと。その不安の解消の仕方として、もう少し精緻なデータを集めて、卓越年級が出たとき、この問題が一番大きいと思うんですけども、思っていますが、そういったときに十分に今までとおり漁獲できるよと。今までどおりできるよってなれば、もうそこは安心できると思うので、そこはデータが集められるんなら集めていただいて、他県さんを含めて我々も当然、協力しますので、集めていただいた上で、そういった繰入れの規模感なり示していただく。それがこちらが求めているプロセスということなんです。

○加納課長補佐 はい、何て言いましょうか、まさに今の御発言が、我々との認識の相違があるところなのかなと思ってまして、ステップ1、2の期間は、何度も申し上げているように、採捕数量の制限が、全体としてかかるものではありませんので、そういう意味でこの期間においては、今までどおり、引き続き操業をしていただける期間であって、実態を把握するための期間だというふうに思っております。この話については、先ほど愛媛県さんに御発言、確認をいただきましたように、ステップ2と3のところに大きな差というのがあって、我々としては、そういう認識の下でステップ1をやらせていただきたいということを申し上げているので、多分、そこに「誤解」というような言葉になってしまっていましたけれども、「認識の差」っていうのがあるんじゃないかなというふうに思います。

それとあと、先ほど来、もちろん御発言いただきたいんですけども、もし広島県さん以外からも御発言いただけるようなところがあれば、漁獲報告のところの考え方、非常に重要だと思いますので、お願いできればというふうに思います。

○参加者 金子所長さんの方で、どうも山口県は誤解してるよっていうような感じの発言に取れたんですけども、我々は、TACのステップアップの考え方、十分理解しているつもりです。

1、2の間に、漁獲制限しないよ、1については漁獲情報を集めるだけです。2から

3に上がる時はしっかりと皆さんの意見を聞いて、また検討していきますよっていうのを理解した上で、今日の話があって、私の話があるわけですけども、そこを何か誤解しているから、また山口と水産庁で話しましょうっていうような対応の仕方っていうのはどうかなとは思いますが、誤解ではなくて、何遍も言いますけれども、ステップ1っていうのは、TACに行くための1なので、特定水産資源として指定、資源管理方針をつくっていくというのはTACに行くためじゃないですか。だから、その1に行くことに関して、もう少し不安を和らげる資料を提示してください。

これは誤解ではなくて、TAC制度を全部理解した、全部理解しているとは言いませんけれども、もうその上での話なので、ちょっとそのところは誤解しているよっていう言い方はちょっと修正していただけたらと思います。

○金子所長 はい、すみません。もし、御意思と違うことを私が申し上げたのであれば、それは訂正します。はい。それでもステップ1に行くことがTAC管理に行くという所が、やはりちょっと認識が違っていると、今のご発言でも、私は思いますし、これも何度も言っていますけども、ステップ1は漁獲量の報告であって、TACの全面実施じゃないんですね。ステップ3で初めて全面実施ですから、それまでは皆さんの操業の影響は全くない訳ですよ。ステップ1において、漁獲量報告を求める。しかも、その漁獲量報告の体制は、今後、瀬戸内海の皆さんにとってかなりのメリットを与えるものだと、水産庁は考えています。先程言ったとおり、月ごとの漁獲が、海域ごとに積み上がるのが見える化する訳ですから、その情報はすごい情報であって、TAC管理の運用にも使えますけども、上手に使えば、ある海域において漁獲が多くなっている情報ですので、販売情報にもなると思います。上手に利用すればですね。

あと、研究者の方には、これまで長年やっている卵稚仔調査と組み合わせて、月毎の漁獲の状況で、その回遊、親の方がどう回遊しているとか、そういった情報を活用できる道が開けてくるということになります。そういった意味で、これについては、本当に瀬戸内海全域で皆さんが、ステップ1に入ることによって即座にメリットを享受できるものだと信じてますので、この点について、皆さんの漁業経営もそのままやっていただけますし、かつ、非常にメリットがあるので、水産庁としてそうした御提案をさせていただいている訳であります。

しかもそれは、ステップ3を意味していません。先程から述べているとおり、何度も、うちの加納からも言っているとおり、ステップ1に入ることは、ステップ3には自動的に

行かない。自動的には行かないので、その点は御安心をいただきたいと思います。また、改めてステップ3に入る時は、全ての漁獲データを集めて、その間に課題をまた皆さんが提示されると思いますけど、それを解決する方法を提案してステップ3に進むということ、改めて皆さんにお話ししたいと思いますので。ですから、ステップ1でTACに行くという御発言自体が、我々としては認識が違っていると考えています。

ですので、もし、そういうことが貴県の漁業者の皆さんの不安になっているのであれば、いつでも我々から御説明に上がりたいと考えています。これは県庁さんや漁協の皆さんと御相談した上でですけども、はい。

それでは、他に、ありますでしょうか。

はい。それでは、先程、水産庁として提案した内容、後は、皆さんがこの会議で出された課題について、同時にやっていきたいと思いますので、本日の会合は終了させていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。